

## 令和5年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和5年8月1日（火）

午後2時～午後4時

梅丘パークホール 集会室

### 1 開会

### 2 議事

〔協議事項〕

(1) 「世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）」について……………資料1

〔報告事項〕

(2) 「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書」の完成について……………資料2

(3) 男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる検討状況について……………資料3

### 3 閉会

#### ◆配付資料

資料1-1 世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）について

資料1-2 世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）

資料2-1 令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書（概要版）

資料2-2 令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書（本編）

資料3 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

#### ◆参考資料

- ・リーフレット『「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内』
- ・リーフレット『令和5年度 世田谷区男女共同参画推進事業者表彰 募集しています』
- ・チラシ『世田谷区立男女共同参画センターらぷらすの夏～自習室始めました！～』

#### 【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

令和5年8月1日  
生活文化政策部  
文化・国際課

## 世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）について

### 1 趣旨

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく、現行の「世田谷区多文化共生プラン」の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き区が多文化共生の推進を図るため「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定を進めてきた。

このたび、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会での意見を踏まえ、素案をとりまとめたので報告する。

### 2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4か年

### 3 改定のポイント

- ・世田谷区多文化共生プランの策定から5年目となり、この間改訂された国の「地域における多文化共生推進プラン」等、新たな関連計画との整合を図る。
- ・法の改正による新たな在留資格の設置や新型コロナウイルス感染症拡大等を経て、外国人の多国籍化が進むとともに、今後は外国人数の更なる増加が見込まれる。多文化共生施策の重要性が高まる中で、区内在住外国人への意識・実態調査を実施しており、この結果から課題等を抽出するとともに、ニーズや社会情勢の変化に応じた多文化共生施策を展開する。
- ・令和2年4月に、新たな国際施策の推進体制として、公益財団法人せたがや文化財団に国際事業部を新設した。三軒茶屋に開設した「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を多文化共生・国際交流の場づくりや情報発信の拠点として、区と連携しながら多文化共生施策を推進する。

### 4 世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）の内容

資料1-2「プラン素案」のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	区民意見募集
	10月	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会多文化共生推進部会（計画案）
	11月	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（答申）
令和6年	3月	世田谷区第二次多文化共生プラン策定

案

せたがやくだいにじたぶんかきょうせいぶらん  
世田谷区第二次多文化共生プラン

そあん  
(素案)

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

れいわ ねん がつ  
令和5(2023)年9月

せたがやく  
世田谷区



---

## はじめに

---

調整中

# 世田谷区第二次多文化共生プラン 素案（案）

## 目 次

### 第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨・背景	6
2 国、都、区の動向	7
(1) 国の状況	7
(2) 都の状況	10
(3) 区の状況	12

### 第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ	18
(1) 計画の位置づけ	18
(2) 計画の期間	19
(3) SDGs の推進	19
2 計画の基本理念・基本方針	
(1) 基本理念	20
(2) 基本方針	20
3 計画の体系	22
4 重点施策	24
(1) 重点施策	24
(2) 数値目標	25

### 第3章 施策の展開

1 基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現	28
(1) 日本語支援の充実	28
(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進	29
(3) 生活基盤の充実【重点】	31
(4) 災害等に対する備えの充実	33
(5) ICT を活用した環境整備	34
2 基本方針2：地域社会における活躍の推進	35
(1) 多文化共生の地域交流促進	35
(2) 地域活動への参加促進【重点】	37
(3) 区政への参画推進	38
3 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	39
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	39
(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進	41
(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援	42
(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化	43

### 第4章 推進体制

1 推進体制	46
2 推進体制図	48
3 進行管理	48

## 関連資料

1 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 .....	50
2 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則	57
3 出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果（令和3年度） ....	59
4 区民への意見聴取結果 .....	66
5 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿 .....	78
6 世田谷区国際化推進委員会設置要綱 .....	79
7 世田谷区国際化推進審議会設置要綱 .....	80





# 第1章 計画の背景

## 1. 計画策定の趣旨・背景

世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（平成 30（2018）年）の第 9 条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画として、平成 31（2019）年 3 月に「世田谷区多文化共生プラン」（以下「第一次プラン」という。）を策定しました。第一次プランでは、基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」のもと、基本方針として「地域社会における活躍の促進」「誰もが安心して暮らせるまちの実現」「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」を掲げ、共生社会の実現のためさまざまな施策を実施してきました。

区内在住の外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、入国制限の緩和等により令和 4（2022）年半ばから再び増加傾向にあり、令和 5（2023）年 7 月時点ではコロナ禍前のピーク時（令和 2（2020）年 2 月、23,124 人）を上回り、過去最多の 24,302 人となっています。令和 5（2023）年 7 月の世田谷区将来人口推計では、区内在留外国人数は令和 6（2024）年以降も増加し続け、令和 24（2042）年には 4 万 6,000 人を超えると予測しています。

また、平成 31（2019）年 4 月に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」では、在留資格に「特定技能」が創設され、新たな外国人材の受入れを進めています。

このような動きから、今後外国人数の更なる増加や外国人区民の多国籍化が見込まれ、多文化共生施策の重要性はより高まってきています。

これらの社会情勢の変化に応じた新たなプランを策定するにあたり、令和 4（2022）年に区が実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」（以下、「意識・実態調査」という。）やヒアリング調査、区民意識調査などの結果を踏まえ、現状と課題を整理したうえで「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定しました。本プランを基に、多様性を尊重する社会の実現をめざし、多文化共生の推進を図ります。

※「多文化共生」とは、全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います（条例第 2 条 2 項）。従って、本計画における「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、本計画は、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。

なお、第 2 章及び第 3 章における事業名称等の「外国人」は、「外国人等」と同様の意味で用いています。

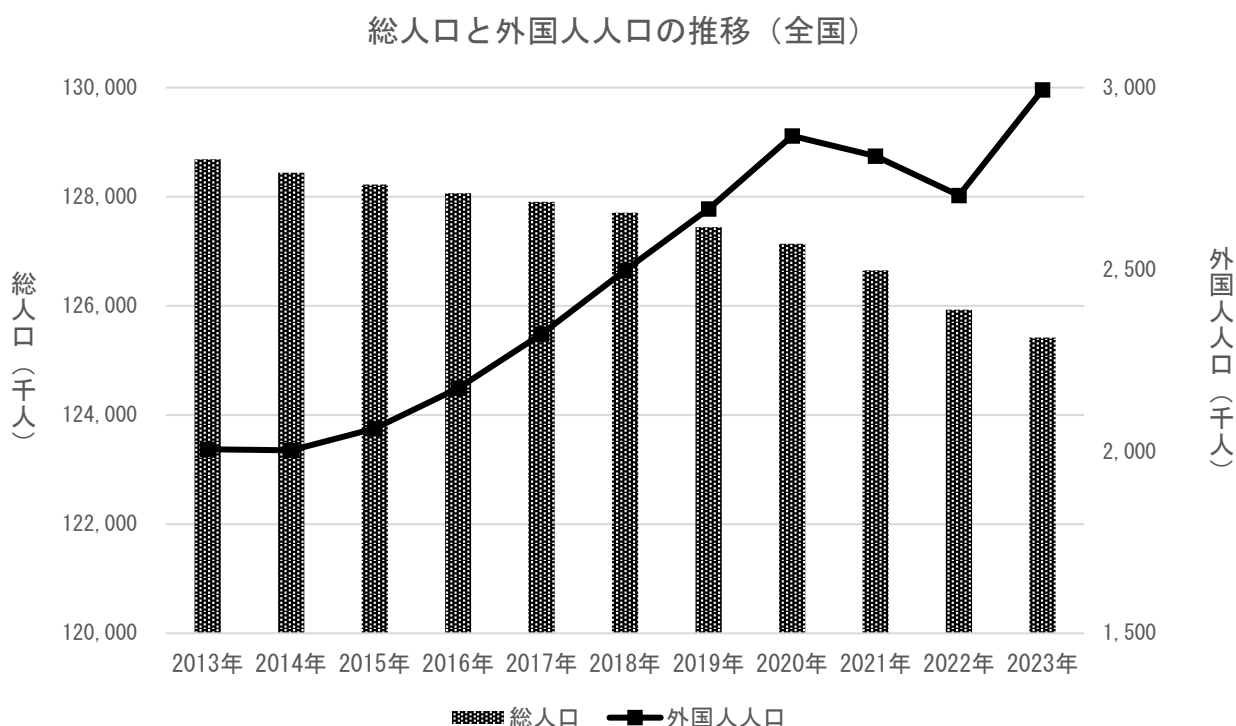
## 2 国、都、区の動向

### (1) 国の状況

#### ① 在留外国人の人口

令和5（2023）年1月1日における日本国内の在留外国人数は299万3,839人と、前年に比べ28万9,498人増加しました。新型コロナウイルスの影響により、令和3（2021）年から2年連続で減少していましたが、3年ぶりに増加に転じ過去最多となっています。

また、令和5（2023）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した新たな人口推計によると、2070年には外国人数が939万人となり総人口の10.8%を占めると予測されています。

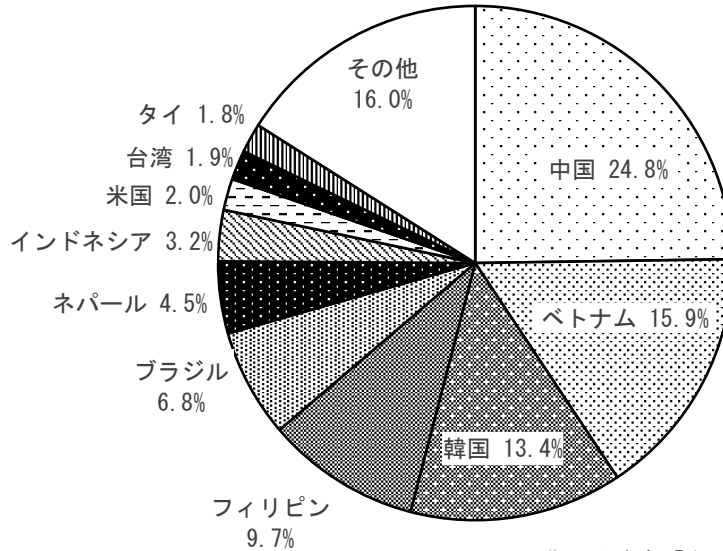


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

## ② 国籍・地域別外国人数

全国の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、中国（24.8%）、ベトナム（15.9%）、韓国（13.4%）が上位となっています。

全国の在留外国人内訳(国籍・地域別)

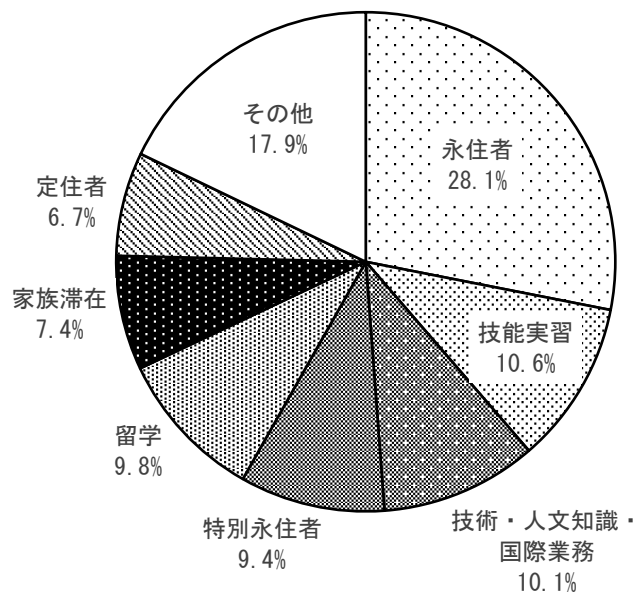


出典：法務省「在留外国人統計（2022年12月末）」

## ③ 在留資格別外国人数

全国の在留外国人内訳（在留資格別）では、永住者（28.1%）、技能実習（10.6%）、技術・人文知識・国際業務（10.1%）が上位となっています。

全国の在留外国人内訳(在留資格別)



出典：法務省「在留外国人統計（2022年12月末）」

#### ④ これまでの取組み

##### 【多文化共生に向けた施策の推進】

令和2（2020）年に「地域における多文化共生推進プラン」が14年ぶりに改訂され、地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画などの見直しを行い、多文化共生施策の更なる推進が求められました。

また令和4（2022）年には、めざすべき共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な重要課題及び具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。

◇平成30（2018）年12月：「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめ

◇令和2（2020）年9月：「地域における多文化共生推進プラン」の改訂

◇令和4（2022）年6月：「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の公表

##### 【出入国及び在留外国人の公正な管理】

全ての人の出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るため、平成31（2019）年4月に出入国在留管理庁が設置され、健全な国際交流、出入国審査や在留外国人の適正な管理などのほか、外国人と日本人が共生する社会の実現に向けた、外国人の受入環境整備も行っています。

また、産業分野の人材不足を背景に一定の専門性・技能を有する外国人材を対象とする新たな在留資格「特定技能」の創設など、外国人材の受入れが拡大しています。

令和5（2023）年には、紛争避難民など、難民に準じて保護すべき外国人を「補完的保護対象者」として認定し保護する手続を設け、また一方で、難民認定手続き中に送還が停止される規定に例外を設けるなど、新たな動きもありました。

◇平成31（2019）年4月：「出入国在留管理庁」の新設

◇平成31（2019）年4月：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行、在留資格「特定技能」の創設

◇令和5（2023）年6月：「出入国管理及び難民認定法」改正法案の可決・成立

##### 【日本語教育の推進に関する体制整備】

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年に日本語教育の推進に関する法律が制定され、地域の状況に応じた日本語教育の推進が自治体の責務となりました。

また、令和5（2023）年には、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を目的とした法律が可決され、日本語教育機関の認定制度並びに、認定日本語教育機関の教員の資格が創設されました。

◇令和元（2019）年6月：「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行

◇令和2（2020）年8月：「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の作成

◇令和3（2021）年10月：「日本語教育の参照枠」の取りまとめ

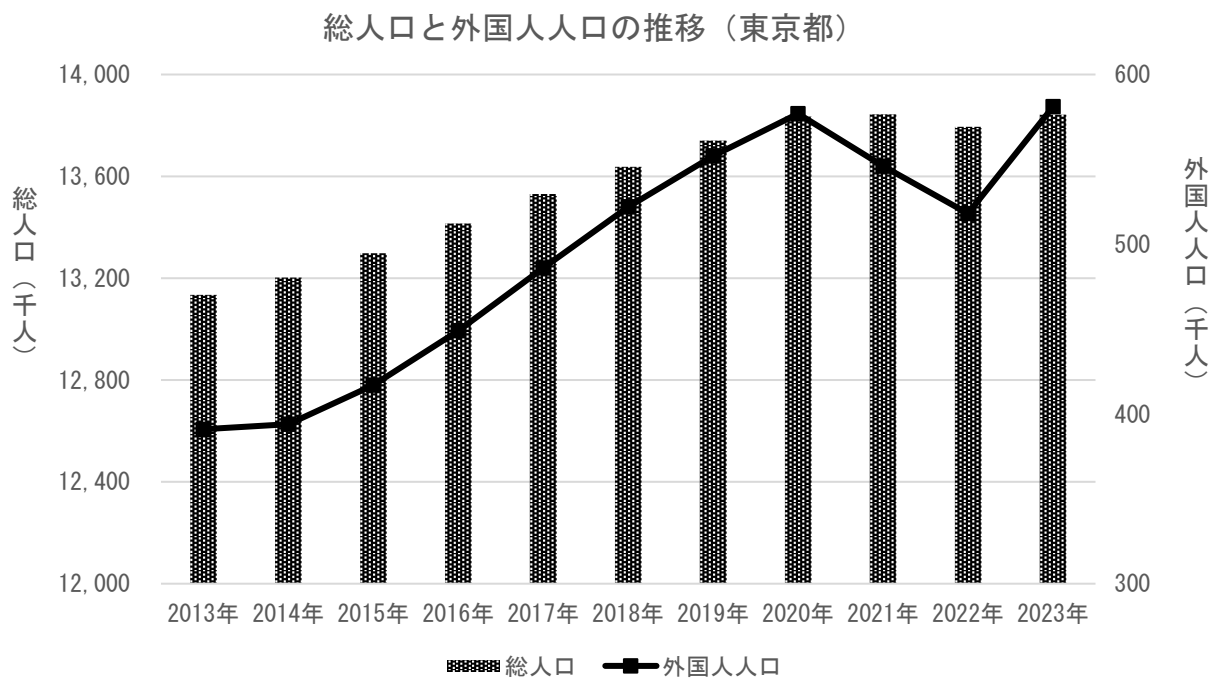
◇令和4（2022）年11月：「地域における日本語教育の在り方」（報告）の取りまとめ

◇令和5（2023）年5月：「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育の認定等に関する法律」の可決・成立

## (2) 都の状況

### ① 在留外国人の人口

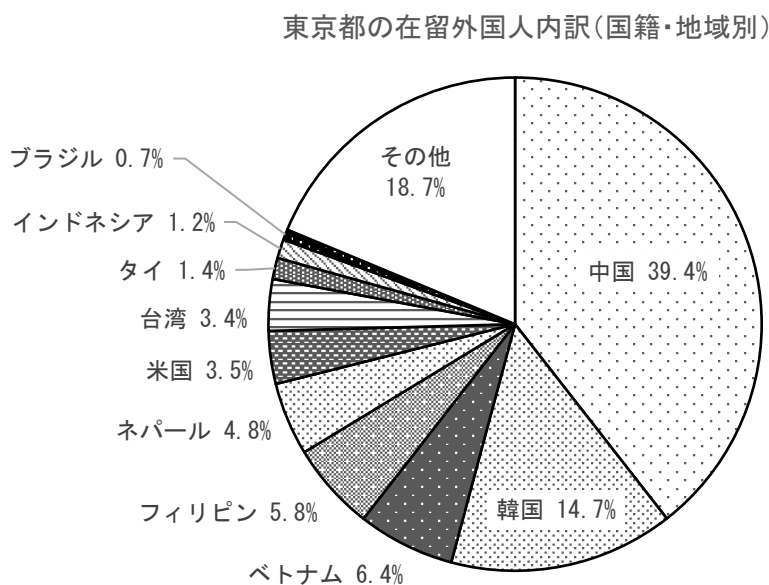
東京都の住民基本台帳による外国人人口は、令和5（2023）年1月現在で58万1,100人となっています。全国と同様に、平成26（2014）年以降増加し続けていた外国人人口は、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに大きく減少していましたが、令和5（2023）年には再び増加に転じ、過去最多となっています。



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）

### ② 国籍・地域別外国人数

東京都の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、中国（39.4%）、韓国（14.7%）、ベトナム（6.4%）が上位となっています。

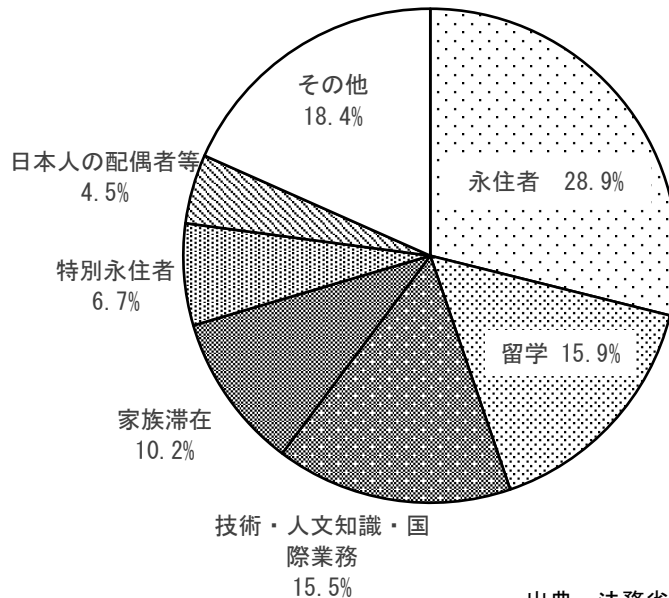


出典：法務省「在留外国人統計（2022年12月末）」

### ③ 在留資格別外国人数

東京都の在留外国人内訳（在留資格別）では、永住者（28.9%）、留学（15.9%）、技術・人文知識・国際業務（15.5%）が上位を占めています。

東京都の在留外国人内訳(在留資格別)



出典：法務省「在留外国人統計（2022年12月末）」

### ④ これまでの取り組み

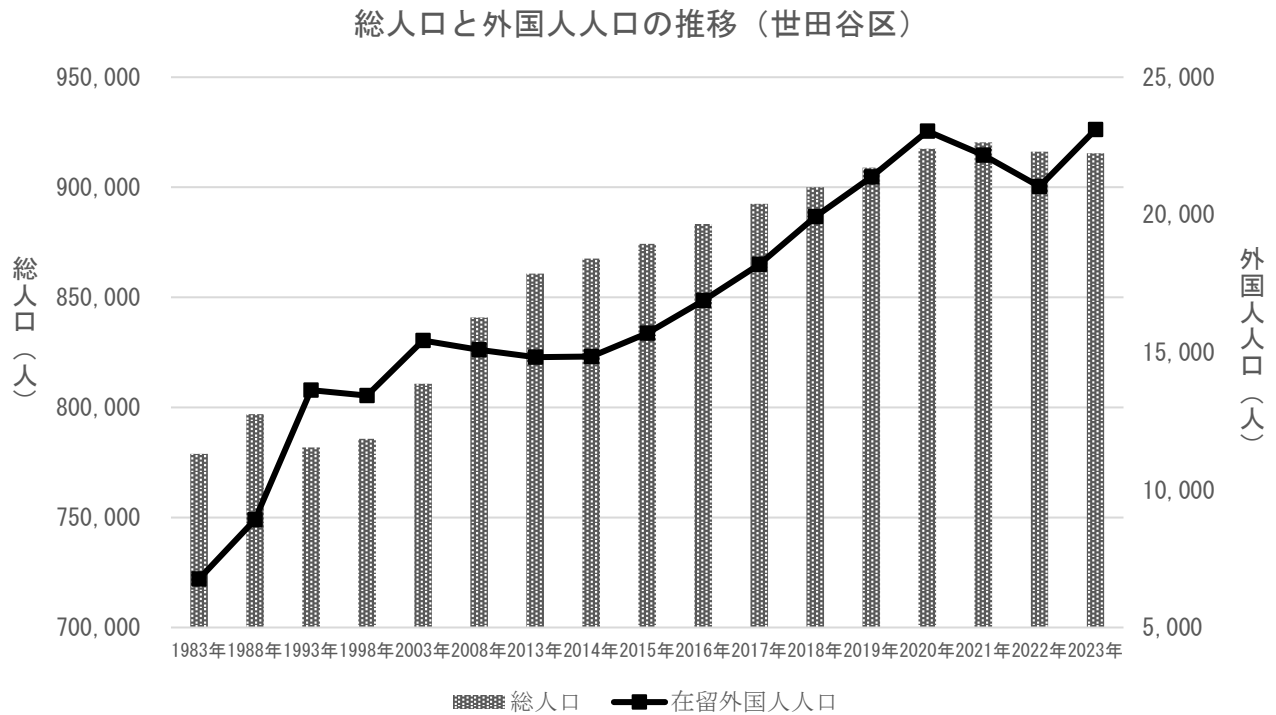
東京都は、東京における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進するため、平成28（2016）年2月に「東京都多文化共生推進指針」（以下「指針」という。）を策定しました。本指針では、基本目標に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げるとともに、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」という3つの施策目標を設定しています。指針に掲げた目標を推進するため、令和2（2020）年10月に一般財団法人（令和5（2023）年4月より公益財団法人）東京都つながり創生財団を設立し、連携しながら在住外国人に対する生活情報・防災情報の一元的な提供や、多言語による相談の対応、「やさしい日本語」の普及啓発など各種取組を進めています。

また、国による「日本語教育の推進に関する法律」や「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定など、地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5（2023）年3月、「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」を示し、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等についてまとめています。

### (3) 区の状況

#### ① 在留外国人の人口

世田谷区内の在留外国人は、平成 20（2008）年のリーマンショック前後と平成 23（2011）年の東日本大震災以降に一時的に減少となりましたが、平成 26（2014）年以降は増加し続け、令和 2（2020）年は 2 万 3,000 人を上回りました。その後、国や都と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、令和 5（2023）年 1 月には大きく増加に転じ、2 万 3,094 人となりました。



出典：世田谷区統計書（各年 1 月 1 日）



東京都 23 区内の外国人人口の割合は、新宿区が 11.63%と最も高く、世田谷区は 2.52%で 23 区中第 23 位です。しかし、実数では、23 区中第 10 位となっています。

### 23 区の在留外国人の割合

順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%
区部		485,444	9,569,211	5.07%
1	新宿区	40,279	346,279	11.63%
2	豊島区	28,933	288,704	10.02%
3	荒川区	19,134	216,814	8.83%
4	台東区	16,026	207,479	7.72%
5	港区	19,339	261,615	7.39%
6	北区	24,307	353,732	6.87%
7	江東区	33,391	532,882	6.27%
8	江戸川区	38,446	688,153	5.59%
9	中野区	18,272	333,593	5.48%
10	文京区	12,390	229,653	5.40%
11	中央区	9,324	174,074	5.36%
12	足立区	36,048	690,114	5.22%
13	葛飾区	23,925	464,175	5.15%
14	板橋区	28,372	568,241	4.99%
15	千代田区	3,353	67,911	4.94%
16	墨田区	13,758	279,985	4.91%
17	渋谷区	10,847	229,412	4.73%
18	目黒区	9,718	278,635	3.49%
19	大田区	25,034	728,425	3.44%
20	品川区	13,720	404,196	3.39%
21	杉並区	16,921	570,786	2.96%
22	練馬区	20,813	738,914	2.82%
23	世田谷区	23,094	915,439	2.52%
市部		94,250	4,192,930	2.25%
町村部		1,418	79,524	1.78%

### 23 区の在留外国人の実数

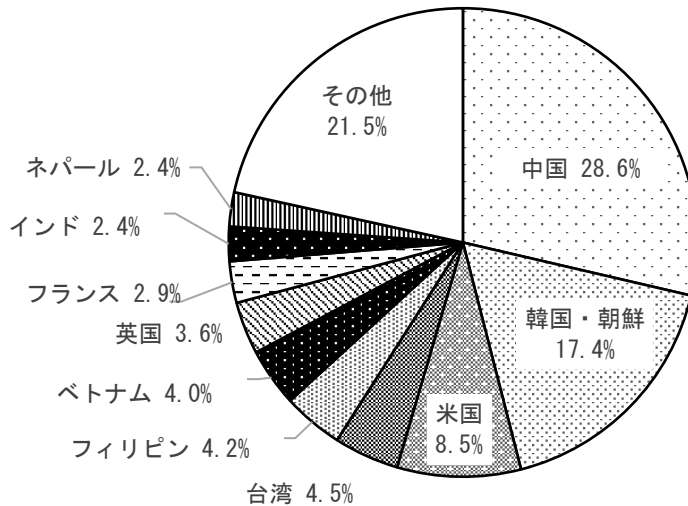
順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%
区部		485,444	9,569,211	5.07%
1	新宿区	40,279	346,279	11.63%
2	江戸川区	38,446	688,153	5.59%
3	足立区	36,048	690,114	5.22%
4	江東区	33,391	532,882	6.27%
5	豊島区	28,933	288,704	10.02%
6	板橋区	28,372	568,241	4.99%
7	大田区	25,034	728,425	3.44%
8	北区	24,307	353,732	6.87%
9	葛飾区	23,925	464,175	5.15%
10	世田谷区	23,094	915,439	2.52%
11	練馬区	20,813	738,914	2.82%
12	港区	19,339	261,615	7.39%
13	荒川区	19,134	216,814	8.83%
14	中野区	18,272	333,593	5.48%
15	杉並区	16,921	570,786	2.96%
16	台東区	16,026	207,479	7.72%
17	墨田区	13,758	279,985	4.91%
18	品川区	13,720	404,196	3.39%
19	文京区	12,390	229,653	5.40%
20	渋谷区	10,847	229,412	4.73%
21	目黒区	9,718	278,635	3.49%
22	中央区	9,324	174,074	5.36%
23	千代田区	3,353	67,911	4.94%
市部		94,250	4,192,930	2.25%
町村部		1,418	79,524	1.78%

出典：住民基本台帳（2023 年 1 月 1 日）

## ② 国籍・地域別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、28.6%が中国、17.4%が韓国となり、この2国籍で半数近くを占めます。外国人の国籍数は、147か国（その他・無国籍含む）あり、第一次プラン策定時の平成31（2019）年（135か国）に比べ多国籍化が進んでいます。また、国や都と比べ、米国・英国が上位にきていることが特徴として挙げられます。

世田谷区の在留外国人内訳（国籍・地域別）

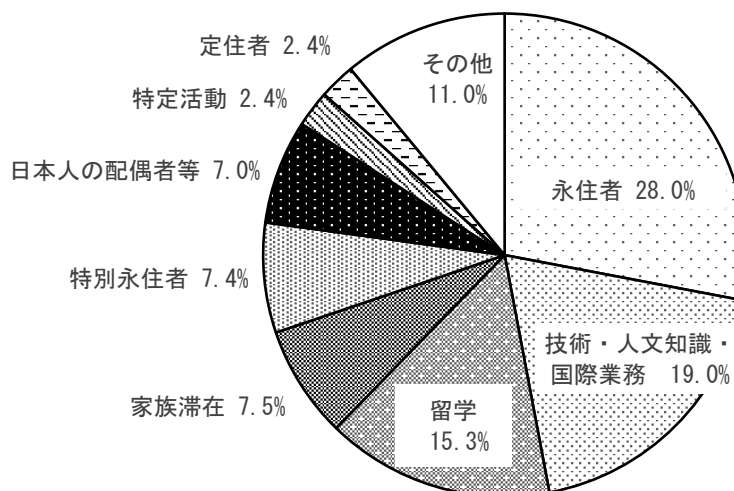


出典：住民基本台帳（2023年7月1日）

## ③ 在留資格別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳（在留資格別）では、28.0%が永住者、19.0%が技術・人文知識・国際業務となり、この2分類を合わせると約47%となります。第一次プラン策定時の平成30（2018）年1月時点では留学が2位でしたが、近年では技術・人文知識・国際業務が留学を上回っています。

世田谷区の在留外国人内訳（在留資格別）

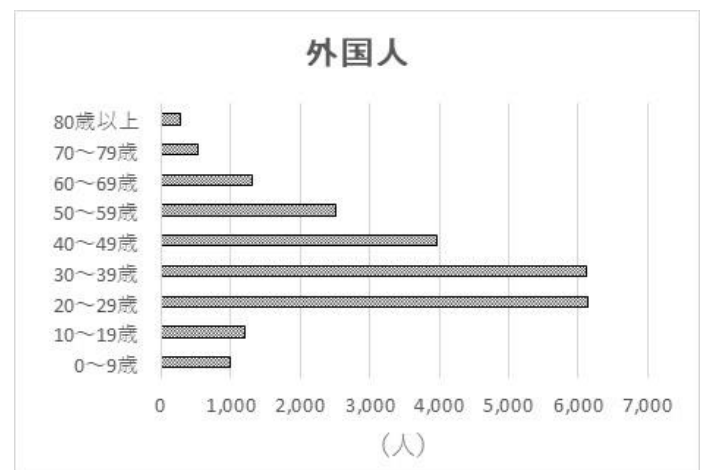
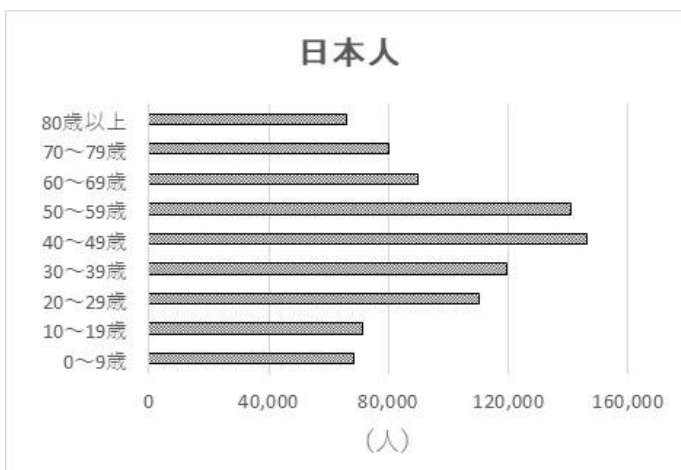


出典：住民基本台帳（2023年7月1日）

#### ④ 年齢階級別人口

年齢	日本人		外国人		総人口
	人数	割合	人数	割合	
0～9歳	68,458	98.6%	988	1.4%	69,446
10～19歳	71,458	98.3%	1,208	1.7%	72,666
<b>20～29歳</b>	109,988	94.7%	<b>6,147</b>	<b>5.3%</b>	116,135
30～39歳	119,603	95.1%	6,126	4.9%	125,729
<b>40～49歳</b>	<b>146,210</b>	<b>97.4%</b>	3,974	2.6%	150,184
50～59歳	140,781	98.2%	2,516	1.8%	143,297
60～69歳	89,744	98.6%	1,312	1.4%	91,056
70～79歳	80,178	99.3%	534	0.7%	80,712
80歳以上	65,925	99.6%	289	0.4%	66,214
合計	892,345	97.5%	23,094	2.5%	915,439

出典：住民基本台帳（2023年1月1日）



日本人と外国人の人口を年齢別にみると、日本人は40代が最も多くなっていますが、外国人は20代及び30代が最も多く、区内の20及び30代の約5%を占めています。

## ⑤ これまでの取組み

世田谷区では、これまでも外国人や外国にルーツをもつ子どもたちの生活支援に向けた様々な取組みを進めてきました。平成4（1992）年度からは、外国人等が基礎的な日本語を習得するために、青少年交流センター池之上青少年会館において、外国人向けの日本語教室をスタートさせました。また、平成15（2003）年度からは、世田谷区立梅丘中学校内に、「帰国・外国人教育相談室」を開設し、「帰国・外国人・生徒指導支援校（区内小学校3校・中学校1校）」との連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導の充実を図っています。（平成13（2001）年度から平成17（2005）年度までは、文部科学省の指定事業として実施。）

また、近年の訪日外国人旅行者及び在住外国人の増加や、東京2020大会に向けた気運の高まりを踏まえ、平成28（2016）年4月には、多文化共生を推進する専管組織として国際課を設置し、取組みの拡充を始めました。

平成28（2016）年度には、世田谷区在住の日本人と外国人による、地域の国際化を考える意見交換会を実施しました。また、平成29（2017）年度には、意見交換会に加え、外国人を支援するボランティアの養成として、多文化ボランティア講座と日本語サポーター講座を開催しました。さらに、日本語を母語としない方に、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうため、「多言語表記及び情報発信の手引き」を策定しました。

平成30（2018）年4月には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、この条例に基づき、第一次プランを策定しました。

また、区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、より効率的・効果的に新規事業も含めた取組みを進めるために、区の国際政策の体系及び推進体制の視点を整理した「これからの国際交流のあり方」を策定するとともに、新たな国際施策をより効率的・効果的にするため、令和2（2020）年4月、公益財団法人せたがや文化財団に国際事業部を新設し、多文化共生に関する交流や情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター」を開設しました。

令和3（2021）年11月には、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、「東京外国人支援ネットワーク」に加盟し、ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進めながら、外国人のための無料専門家相談会を協働で実施しています。

令和4（2022）年3月には、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に伴い、日本に入国するウクライナ避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うにあたり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、「世田谷区ウクライナ避難民の受け入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」を設置しました。

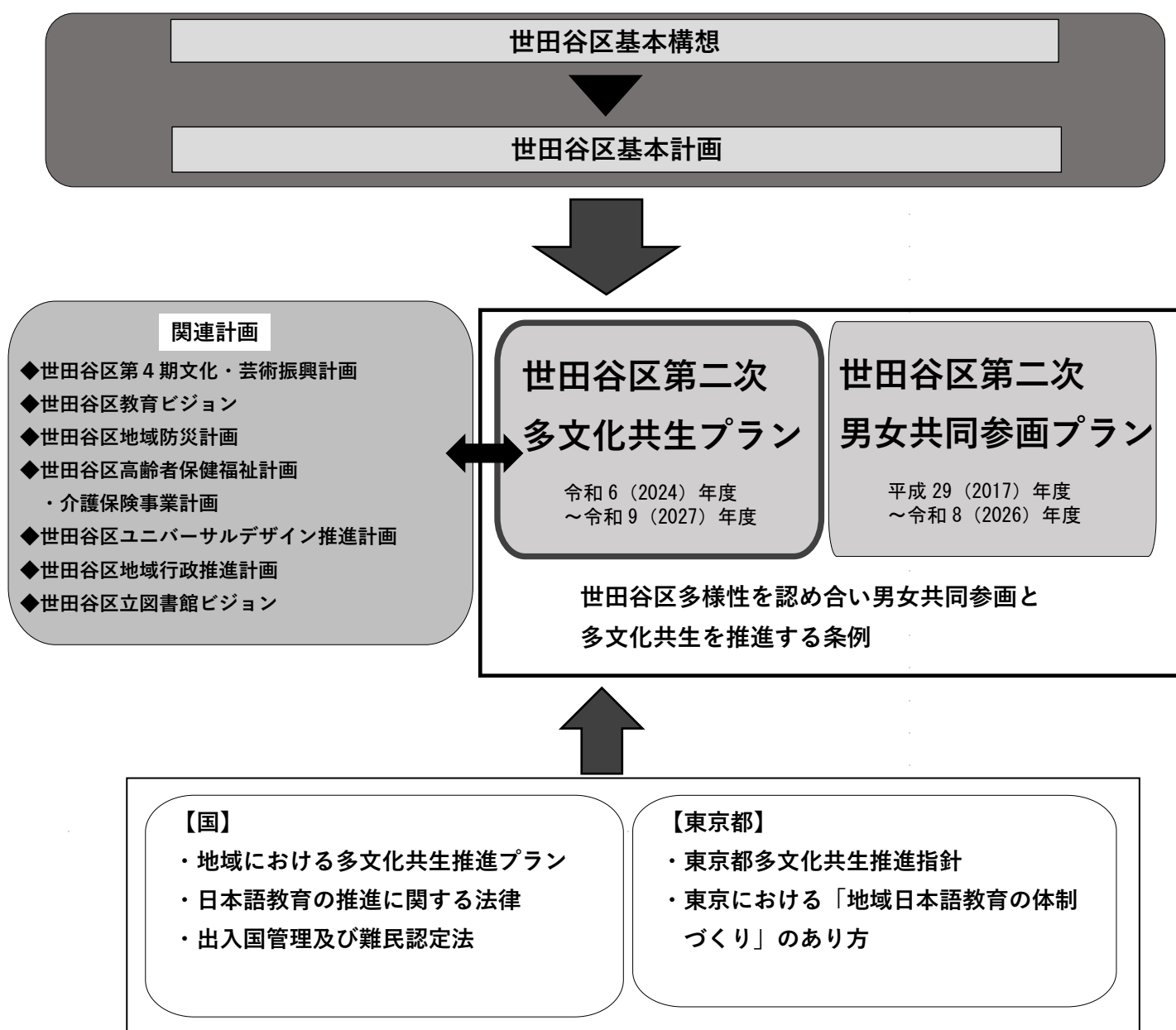
また、同年6月には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が難民問題の解決に向けて、自治体との連携強化をめざして取り組むグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に区が賛同を表明し、7月に署名式を実施しました。区では、せたがや国際交流センターと連携し、区内イベントの実施や施設での啓発物の展示、戦争や難民をテーマとした映画の上映会開催など、機会をとらえて難民への理解促進に努めています。

## 第 2 章 計画の概要

# 1. 計画の位置づけ

## (1) 計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」等他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。なお、本計画における地区・地域における取組みについては、世田谷区地域行政推進計画との整合を図ります。



## (2) 計画の期間

令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度を計画の期間とします。なお、計画期間中に、社会情勢等の変化などにより、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## (3) SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs））は、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27（2015）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられています。令和 12（2030）年まで持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGs が掲げる目標や方向性は、地域課題の解決に資するものであることから、区は SDGs と関連づけながら本プランの推進を図ります。



### 本計画に関連する SDGs ゴール



**目標 3【保健】**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



**目標 11【まちづくり】**  
住み続けたいと思えるまちづくりを進める。



**目標 4【教育】**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



**目標 16【平和】**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



**目標 10【不平等】**  
国内及び各国家間の不平等を是正する。



**目標 17【実施手段】**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## 2. 計画の基本理念・基本方針

### (1) 基本理念

「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、  
安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」

### (2) 基本方針

#### 基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現 【条例第 8 条 (6) 及び (7)】

言葉や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語化、「やさしい日本語」※での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

#### 基本方針 2 地域社会における活躍の推進 【条例第 8 条 (8) 及び (9)】

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくれます。

#### 基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 【条例第 8 条 (8) 及び (10)】

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。



## ※コラム① 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、外国人や高齢者、障害者などにもわかるように配慮して、簡単にした日本語のことです。平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では、言葉が理解できず必要な情報を受け取れないなどのことから、日本人と外国人では外国人の方が被害を受けている割合が高かったことが分かっています。そこで、そうした人達が災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが「やさしい日本語」であり、一文を短くする、難しい言葉やあいまいな表現は使わないようにする等のポイントがあります。

災害時のみならず、日本人と外国人が地域で共に暮らし活躍していく多文化共生社会の実現には、お互いに歩み寄りながらコミュニケーションをとる「やさしい日本語」の活用が重要です。

こうした背景を踏まえ、国は「やさしい日本語」の活用を促進するため、令和2（2020）年に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定し、同年10月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン話し言葉のポイント」を、令和5（2023）年3月には「やさしい日本語の研修のための手引き」を公表しています。世田谷区では、平成29（2017）年12月に、日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を作成し、その中で、「やさしい日本語」について掲載しています。

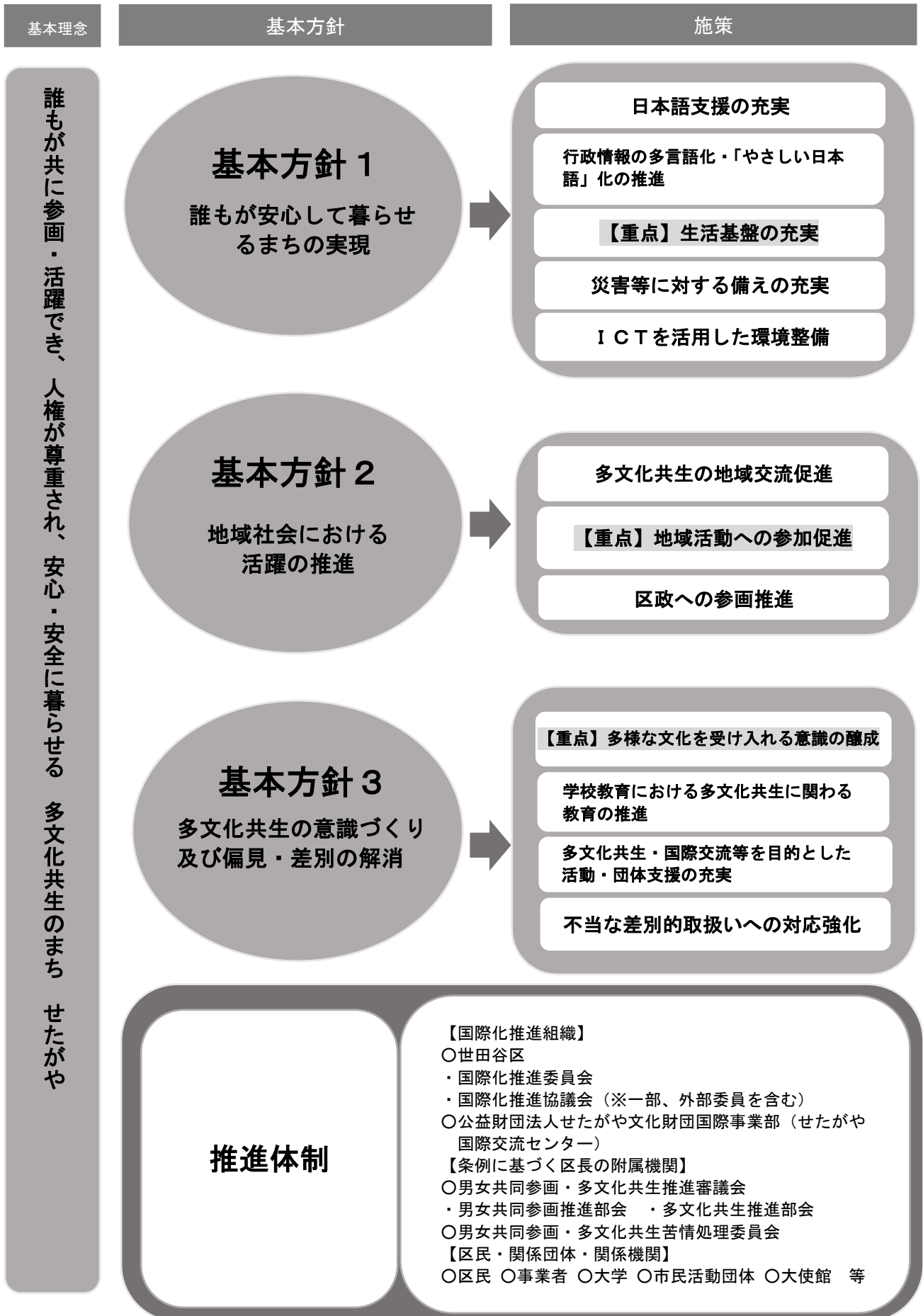
### ●「やさしい日本語」で伝えるポイント

1. 難しい言葉は使わず、簡単な言葉に言い（書き）換える。
2. あいまいな表現は使わず、具体的に伝える。  
（例）結構です。（外国人には肯定か否定かわかりません。）
3. 漢字にはルビ（ふりがな）をつける。
4. 外来語（カタカナ語）はなるべく使わない。  
（例）スキーム⇒計画、コンセンサス⇒合意、デリバリー⇒配達
5. 文末はなるべく「です」「ます」「してください」に統一する。

### 「やさしい日本語」変換例

日本語	やさしい日本語（一例）
ごみは分別をして、決められた日に出してください。	ごみを分(わ)ける決(き)まりがあります。ごみを出(だ)す日(ひ)が決(き)まっています。
ご用件をうかがいます。	どうしましたか？
参観日。	お父(とう)さんやお母(かあ)さんなどが子(こ)どもの学校(がっこう)に行(い)って授業(じゅぎょう)をみる日(ひ)。
多摩川の水位が警戒水位を超えました。	多摩川(たまがわ)で水(みず)がたくさん流(なが)れています。水(みず)の量(りょう)が多(おお)いです。危(あぶ)ないです。逃(に)げてください。

### 3. 計画の体系



---

コラム②  
せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）  
について

## 4. 重点施策

---

### (1) 重点施策

#### ① 基本方針1に基づく重点施策 = 生活基盤の充実

---

外国人が安心して地域で生活するためには、行政情報をはじめとした生活に係る様々な事柄についての情報が容易に得られ、困ったときにはいつでも相談ができる環境が必要です。さらに、区民と行政が協働して教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。以上から「生活基盤の充実」を重点施策と位置づけます。

#### ② 基本方針2に基づく重点施策 = 地域活動への参加促進

---

外国人が地域活動に参加することは、日本人・外国人双方にとって多文化共生の意識が広がり、お互いを理解することにつながります。外国人が町会・自治会などの地域コミュニティやボランティア活動に参加することで、新たな視点や発見が期待され、外国人の方々が能力を発揮することで地域社会における自らの存在意識も高まります。以上から「地域活動への参加促進」を重点施策と位置づけます。

#### ③ 基本方針3に基づく重点施策 = 多様な文化を受け入れる意識の醸成

---

すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現には、互いの文化や習慣等の違いを知り、受け入れる意識の醸成が必要です。交流活動や人権教育などを通じて、文化背景の異なる人々が、自身の、また互いの文化や習慣等への理解を深め、人権を尊重し合うことで、偏見や差別の解消に繋げることができます。以上から「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策と位置づけます。

### “多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて

---

令和4(2022)年実施の意識・実態調査では、外国人であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」を含め、約46%との調査結果が出ております。ヒアリング調査からも、言葉が通じないことによる差別や、見た目や国籍・地域のイメージによる偏見など、日常生活で起こった様々な経験が挙げられ、未だ偏見・差別は解消されていないことが伺えました。

上記に掲げる「①生活基盤の充実」「②地域活動への参加促進」「③多様な文化を受け入れる意識の醸成」を引き続き重点施策として取組みを進め、本プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の実現を目指します。

## (2) 数値目標

### ① 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
多文化共生が進んでいる と思う区民の割合	(計数中) →	●●%	●●%以上

### ② 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
重点 ② 外国人の地域活動への参加が進んでいると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上
重点 ③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上

### ③ 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
重点 ① 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の 割合	(計数中)	●●%	●●%以上
重点 ③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上

※1 世田谷区民意識調査

区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

※2 外国人アンケート調査

区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。



## 第3章 施策の展開

# 1. 基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

## (1) 日本語支援の充実

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

### 【現状と課題】

令和元（2019）年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた日本語教育の推進のための必要な施策の実施に努めることとされました。

令和4（2022）年6月に区が実施した意識・実態調査では、約45%の外国人が日本語を勉強したいと回答しています。また、参加してみたい日本語教室では、「自分の家に近い」「中級・上級者向け」「オンラインで利用できる」の順に希望が多く、それぞれ4割を超える結果となりました。

外国人が地域社会で自立した生活を送るために、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、外国人のニーズに沿った日本語支援が必要となります。

### 【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で自立した生活を送るため、学習ができる時間に限りがある方などでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供と積極的な啓発を行います。
- ・オンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に学んだ手法を継続して事業に活かします。
- ・地域日本語教育コーディネーターを中心に、日本語教室への参加だけに留まらない地域との連携による日本語教育機会の可能性を検討し、拡充させます。
- ・国の日本語教育の方針に基づき、東京都の動向を確認しながら、区の状況に応じた地域日本語教育のあり方についての検討に着手します。

取組み
<b>外国人向け日本語教室の拡充</b>
日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。
<b>にほんご交流会の実施</b>
外国人と日本人が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で話をする交流会を実施します。
<b>せたがや日本語サポーター講座の実施</b>
日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。
<b>外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣</b>
外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。
<b>外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣</b>
外国人の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。



## (2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

### 【現状と課題】

世田谷区に住む外国人の数は年々増加しており、その国籍・地域は様々です。意識・実態調査から、区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」「ことばが通じなかった」が14.3%と最も高い結果となりました。外国人にとって言葉の問題は大きく、区は今後も、行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を進め、外国人に分かりやすい情報発信に努めることが重要です。また、ヒアリング調査からは、文字フォントによって外国人には読みづらいものもあるとの声が挙がっています。情報発信にあたり、視覚的に見やすく、理解しやすい表記で行政情報を作成することも必要となります。

### 【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で生活する中で、言語が分からないことに起因する困りごとが起こっている調査結果を踏まえ、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、外国人向けの情報を発信する際の多言語化を更に推進します。
- ・「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるため、職員への研修を含め幅広く啓発に努めながら、区全体での活用を強化していきます。
- ・外国人に向け、よりわかりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインにも留意しながら、情報発信を行います。

### ①情報発信における意識の醸成

取組み
<b>「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進</b> 日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。
<b>ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発</b> ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。
<b>職員向け「やさしい日本語」研修等の実施</b> 「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。

## ②サイン等の多言語化

取組み
<b>各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用</b> 各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。
<b>公共施設館名表示の多言語化</b> 公共施設館名表示の多言語化を進めます。
<b>区広報板の多言語化</b> 区広報板の多言語化を進めます。
<b>街区表示板、街区案内図の多言語化</b> 街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。
<b>施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の多言語化</b> 総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示について多言語化を進めます。
<b>館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の実施</b> 総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。
<b>喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化</b> 喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面表示シートの多言語化を進めます。
<b>公園施設利用案内の多言語化</b> 公園施設利用案内の多言語化を進めます。
<b>英語・中国語版による Newsletter の発行</b> 月に一度、外国人にお知らせしたい情報を区民ボランティアにより、やさしい日本語及び英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。

※新たなサイン等を設置、更新する場合は、内容を確認し、統一した表記での多言語化を進めます。

### (3) 生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

意識・実態調査では、日常生活における困りごとが、「特にない」が42.1%と、最も高い結果となりました。一方で、困りごとの内容については、住居に関する事、出産や子育てに関する事など、それぞれの分野で、「外国人であることを理由に住むことを断られた」「(病院で)言葉が通じずコミュニケーションが取れなかった」「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」「子どもが通っている学校の先生とうまく意思が通じない」「仕事の募集や採用が少なかった」などが多く挙げられ、様々な困りごとを抱える外国人の状況も明らかになりました。

また、支援に関して外国人が望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が、48.0%と最も高い結果となっています。

これまで区が実施してきた相談体制の安定した運営に加え、庁内の横断的な連携により、外国人が問題を抱えたまま孤立することがないように、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要となります。

#### 【施策の方向性】

- ・外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できる窓口については、引き続き安定した運営を行います。
- ・交流、言葉、就労、住宅など、様々な分野における外国人の困りごとの解決に向け、関係各課と取り組むとともに、せたがや国際交流センター等にも働きかけ、取り組みの充実を図ります。
- ・区では十分なアプローチが難しい就労支援などについては、適切な案内に繋がるよう、国、東京都等で実施する支援内容や事業者の取組事例などの情報収集・提供に努めます。

取組み
<b>外国人相談窓口の運営</b>
外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。
<b>「ライフ・イン・セタガヤ（外国語版生活便利帳）」の配付</b>
外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・ハングルで分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配付します。
<b>国際化推進事業協力員制度</b>
外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。
<b>タブレット端末による通訳サービス等の活用促進</b>
通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の活用を促進し、外国人来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。
<b>せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の運営</b>
国際交流センターでは、外国人の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施します。
<b>労働に関する情報提供</b>
三茶おしごとカフェにおいて、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。

<b>医療に関する情報提供</b>
外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。
<b>外国人介護人材の受入支援</b>
区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討します。
<b>外国人への情報提供</b>
区内に在住する外国人の方に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。
<b>居住支援協議会における入居支援策の検討</b>
居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配慮者（外国人含む）及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。
<b>帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営</b>
帰国・外国人教育相談室と4校の指導支援校（小学校3校・中学校1校）の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。
<b>専門家相談会の実施</b>
外国人のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談会を実施します。

#### (4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

##### 【現状と課題】

気候変動の影響により激甚化する豪雨災害や、切迫する巨大地震など、これまでに経験したことのない災害等の発生が懸念されていますが、外国人の中には、災害が比較的少ない地域の出身の方などもいるため、災害に対する意識や備えは様々であることが想定されます。

災害発生時について、意識・実態調査では、避難場所を「知っている」と回答した割合は46.9%で、半数近くの外国人が自身の避難場所を認知していますが、災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」

(12.2%)「避難場所が分からなかった」(10.5%)、「警報・注意報などの避難に関する情報が多言語で発信されていないため分からなかった」(10.3%)との回答が多く挙がりました。

災害時には、日本人に比べ、外国人に十分な情報が伝わりづらい状況となります。区として、外国人への情報発信及び、情報の多言語化等が重要となります。

##### 【施策の方向性】

- ・引き続き、防災訓練や防災情報の提供を継続・強化するとともに、多言語化や、「やさしい日本語」を活用した、災害発生時に活用できる情報の収集・整理と、職員及び区民への啓発を強化します。

取組み	
<b>外国人向け防災教室の実施</b>	外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。
<b>地域の防災訓練への外国人の参加促進</b>	様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。
<b>外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し</b>	避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報提供等、外国人避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。
<b>「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配付</b>	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。
<b>広域避難場所標識の多言語化</b>	広域避難場所標識の多言語化を進めます。
<b>「外国人支援担当」非常配備態勢の指定</b>	外国人に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。

## (5) ICTを活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

### 【現状と課題】

意識・実態調査から、外国人が生活するうえでの情報の入手方法は、「インターネット」が圧倒的に高く、70.0%という結果となりました。行政からの情報発信方法については、57.7%が「ホームページ」を希望しています。

行政が発信する情報を入手する際の困りごととしては、「多言語での情報発信が少ない」(34.1%)、「やさしい日本語での情報発信が少ない」(17.4%)、「公的機関のウェブサイト上で必要な情報にたどり着けない」(17.0%)と続いています。

多言語対応や「やさしい日本語」の活用も含め、情報にアクセスしやすい環境づくりを、区ホームページを中心とした ICT 技術の活用により、引き続き整備していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・ ホームページによる情報発信のニーズが高い一方で、必要な情報にたどり着けない、「やさしい日本語」での発信が少ないなどの声もあることから、区ホームページを中心に、「やさしい日本語」や写真、イラスト等を活用し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めます。
- ・ 国際交流センターと連携し、更に SNS 等を積極的に活用し、情報発信を強化します。

取組み
<b>デジタルブック（カタログポケット）による情報発信</b>
区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。
<b>ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営</b>
区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取組みます。
<b>外国人向けページの充実</b>
区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図ります。
<b>タブレット端末による通訳サービス等の活用促進（再掲）</b>
<b>観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信</b>
区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、ハングル）で発信します。
<b>公衆無線 LAN 環境の整備拡充</b>
区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線 LAN のアクセスポイントを拡充します。
<b>世田谷デジタルミュージアムによる情報発信</b>
区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。

## 2. 基本方針 2：地域社会における活躍の推進

### (1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

#### 【現状と課題】

意識・実態調査から、日本人との付き合いがない理由は「言葉が通じないから」が50.2%と最も高く、社会参加について、参加したいと思うが参加したことがない理由では、「どのような活動が行われているか知らない」(65.6%)、「言葉が通じるか不安がある」(43.8%)の順となりました。

また、地域活動時に必要なサポートについては、「地域活動の情報を提供してほしい」が54.1%、次いで「多言語で資料をつくってほしい」が27%と続いています。

地域での交流活動については、言葉に対する不安の声が多く挙がっています。交流事業や、外国人が地域で活躍できる場づくりにあたり、外国人がより参加しやすくなるよう手法を検討するとともに、言語的な不安の軽減を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

- ・日本人との付き合いがない理由や、交流活動に参加したいができない理由に「言葉が通じないから」という意見が挙がりました。地域住民との相互理解を深めるための交流事業等を実施するうえで、言語的な不安を軽減するため、多言語対応及び「やさしい日本語」の活用を一層進めます。→基本方針1(2)
- ・コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かし、工夫しながら各施策を実施するなど、引き続き外国人を含め、誰もが参加しやすい事業を展開していきます。
- ・事業展開においては、せたがや国際交流センターと連携し、双方が持つノウハウや人的ネットワークを活かしながら役割分担を行います。

取組み
<b>トライアングルフェスタの実施</b> 上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。
<b>三茶 de 大道芸の実施</b> 第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。
<b>せたがや国際メッセの実施</b> 区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。
<b>English Table の実施</b> 区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。
<b>やさしい日本語でまち歩き</b> 日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。

**外国人向け英語によるまち歩き**

英語ガイドが区内の有名場所を案内します。

**子ども企画の実施**

夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。

**韓国語でおしゃべり**

国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。



## (2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

### 【現状と課題】

意識・実態調査から、地域活動を行うときに必要なサポートについて、「地域活動の情報を提供してほしい」という回答が54.1%と最も高い結果となりました。外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしておくことや、日常から地域活動に関心のある人と繋がっておく仕組みが必要です。

また、地域の外国人だけではなく、日本人もともに活動に参加をしていくことができる仕組みづくりが必要です。

### 【施策の方向性】

- ・ 地域活動への参加は外国人に限らず、誰もが地域住民として活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加促進を行います。
- ・ 現在実施しているボランティアに関する事業においても、機会があることの更なる周知を行うとともに、関係各課等に対する働きかけと連携を強化し、誰もが活躍できるきっかけとなる場を広げていきます。

取組み
<b>町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進</b>
外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」やルビ等を活用したちらしや多言語化したリーフレットを配布するなどして、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、外国人の参加を促進します。また、町会・自治会に多文化共生の取り組みについて情報提供し、理解を求めていきます。
<b>「おたがいさま bank」への登録促進</b>
「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人が参加するイベント等、多様な地域活動に対応できるよう、登録の促進を図ります。
<b>外国人ボランティアの活躍機会拡充</b>
外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。

### (3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

#### 【現状と課題】

区ではこれまで、外国人の意識を把握するため、外国人との意見交換会や外国人アンケート等を実施し、令和4(2022)年度には、本プランの基礎調査となる意識・実態調査を実施するなど、外国人の声を事業の参考としてきました。

区の多文化共生を推進するためには、これまで行ってきた外国人住民の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、施策に活かすことも必要です。

#### 【施策の方向性】

- ・外国人を含めた区民への調査や意見交換会などを通して、引き続き意見の把握及びアイデアの収集に努めます。また、区が外国人等に調査等を行う際には、庁内で調査項目を確認して実施し、結果を全庁で共有するなど、外国人の視点を持った事業展開に役立てます。
- ・区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みを検討します。
- ・多文化共生を推進するため、調査等により、外国人住民のみならず、日本人住民の意識の把握にも努めます。

取組み
<b>各会議体やイベント等における外国人の意識の把握</b> 区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組みます。
<b>区民意識調査の実施</b> 区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映します。
<b>外国人との意見交換会の実施</b> 外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。
<b>外国人アンケート調査の実施</b> 外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会と併せ、アンケート調査を実施します。

### 3. 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

#### (1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

#### 【現状と課題】

偏見・差別が減っていると感じる外国人の割合が徐々に増加する一方で、意識・実態調査では、約46%の外国人が偏見・差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」と回答しています。住居を探すとき、電車やバスに乗っているとき、仕事を探したり、働いているときなど、様々な場面で偏見・差別が起こっている中で、すべての人が暮らしやすい社会に向けて、ホスト（受入れ）社会の人権意識の醸成を、継続・強化していく必要があります。

また、多文化共生には自分のルーツを忘れないという意味も含まれます。外国人数の増加や多国籍化により、子どもたちのルーツも多様化することから、多文化共生の意識づくりに向けて、子どもに対する母語※等への理解に繋がる仕組みも必要です。

#### 【施策の方向性】

- ・ 偏見・差別の解消に向けて、実際に体験した偏見・差別や、人権についての学習などを通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成を継続・強化していきます。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもが、母語等に触れられる機会の創出に取り組みます。

※ 母語とは、幼時に自然に習得する言語のことです。

#### ① イベント

取組み
<b>キネコ国際映画祭の実施</b>
映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。
<b>トライアングルフェスタの実施（再掲）</b>
<b>三茶 de 大道芸の実施（再掲）</b>
<b>せたがや国際メッセの実施（再掲）</b>
<b>English Table の実施（再掲）</b>
<b>やさしい日本語でまち歩き（再掲）</b>
<b>外国人向け英語によるまち歩き（再掲）</b>
<b>子ども企画の実施（再掲）</b>
<b>韓国語でおしゃべり（再掲）</b>
<b>人権啓発イベントの実施</b>
人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。

<p><b>アメリカ選手をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施</b></p> <p>東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、多文化共生社会の理解・促進を図ります</p>
<p><b>ホストタウン交流イベントの実施</b></p> <p>世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。</p>

## ② ボランティア

<p style="text-align: center;"><b>取組み</b></p>
<p><b>世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進</b></p> <p>ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。</p>
<p><b>観光ボランティアガイド事業の実施</b></p> <p>多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアによるガイドを実施します。</p>

## ③ 研修・講座等

<p style="text-align: center;"><b>取組み</b></p>
<p><b>多文化理解講座の実施</b></p> <p>主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。</p>
<p><b>職員自主研修の支援</b></p> <p>語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。</p>
<p><b>職員向け人権研修の実施</b></p> <p>職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。</p>
<p><b>教育総合センターにおける英語教室の実施（小学生以上対象）～国際理解教育事業</b></p> <p>小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。</p>
<p><b>教育総合センターにおける英語教室の実施（乳幼児対象）～国際理解教育事業</b></p> <p>外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。</p>
<p><b>人権に関する意識の啓発</b></p> <p>個人を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。</p>
<p><b>ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発（再掲）</b></p>

## (2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

### 【現状と課題】

意識・実態調査において数値データは出ていませんが、学校に通う子どもや教員について、外国人や障害者に対する偏見や差別の意識がある、との声がヒアリング調査から挙がっています。学校において、国際理解教育だけでは不十分で、人権の視点に立った多文化共生教育が必要となります。

### 【施策の方向性】

- ・ 偏見・差別の解消に向けて、外国語教育などの国際理解教育に加え、教員向けには人権教育研修を行うなど、学校において人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めます。

取組み
<b>海外派遣等を通じた国際交流事業の実施</b>
児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取り組みます。
<b>国際理解教育の充実</b>
様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。
<b>小学校「外国語」への対応</b>
学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図ります。
<b>多様な手法による英語教育の充実</b>
急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。
<b>多文化共生事例の紹介</b>
区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図ります。
<b>多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施</b>
区教育委員会では、重点的に取り組む人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教員研修において、人権教育研修を実施します。

### (3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

#### 【現状と課題】

区内の国際交流団体に対し、平成7（1995）年度より、世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで多くの団体に対して助成事業を行ってまいりました。この取組みを継続・強化していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

- ・区内の国際交流活動団体に対し、平成7（1995）年度より世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで延べ約150の団体へ助成事業を行ってまいりました。今後も事業の周知を継続しながら、様々な団体による多文化共生や国際協力を目的とした活動等に対し、広く支援を行います。

取組み
<b>国際平和交流基金助成による団体支援</b>
国際平和交流基金を活用し、区民の自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援します。
<b>国際活動団体の支援</b>
区内で活動する国際交流団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。

#### (4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

##### 【現状と課題】

意識・実態調査から、差別を受けた際の相談先について、「相談していない」の割合が46.8%と最も高い結果となり、「家族・親族」25.5%、「同じ国籍・地域の友人・知人」24.3%と続いています。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例には、第11条及び第12条で、苦情申し立て等の制度を設けています。この制度のさらなる周知も含め、外国人が安心して相談できる体制の整備が必要です。

##### 【施策の方向性】

- ・ 調査結果から、差別を受けた際に相談していないと答える人が多く、その中には「相談できる窓口がない」という状況も含まれていると考えております。同じ国籍の友人・知人が少ない人にとっても、安心して相談できる公的な相談窓口の体制づくりに向け、関係所管含め引き続き調整してまいります。⇒基本方針1(3)
- ・ 外国人への偏見・差別の解消に向けた取組みを強化するとともに、不当な差別的扱い等が実際に起こった場合に、相談先として窓口があることや苦情・意見の申し立て制度があることの周知に取り組みます。

取組み
<b>男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申し立て等への対応</b>
男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。





# 第4章 推進体制

---

## 1. 推進体制

---

多文化共生社会の実現に向け、施策を着実に推進するためには、行政だけでなく、地域や関係団体・機関が連携を図りながら取り組みを進めることが重要です。

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条1項に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」の意見を聴き、「国際化推進委員会」及び「国際化推進協議会」による全庁的な検討を行うとともに、区民意見募集等で幅広い区民の意見・要望を尊重し反映しています。

### 国際化推進組織

#### (1) 世田谷区

---

以下組織において、多文化共生施策を推進するとともに、事業の進行管理を行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を図ります。

##### ① 国際化推進委員会

---

生活文化政策部を所管する副区長を委員長とし、部長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化の推進に関することについて、検討します。

##### ② 国際化推進協議会

---

生活文化政策部長を会長とし、関係所管の課長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化施策について、検討・作業を行い、適宜、国際化推進委員会に報告します。会長は、必要があると認めるときは、学識経験者2名以内、英語、中国語又は韓国語を母語とする区民各1名から意見を求めることができます。

#### (2) 公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）

---

国際政策を取り巻く状況を踏まえ、取組みを拡大・充実させていくために新たな国際化推進組織として公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業を専管する組織を新設しました。

新たな推進組織のもとで、情報発信、場（機会）の提供、区民や団体とのネットワーク構築を進めることで、区民レベルでの多文化共生、国際交流、国際協力・国際貢献を活性化させていきます。

#### (3) 区民・関係団体・関係機関

---

条例第4条に基づき、多文化共生施策の実施にあたっては、区民、事業者、大学、市民活動団体、大使館等と連携協力して取り組みます。

## **条例に基づく区長の附属機関**

### **(1) 男女共同参画・多文化共生推進審議会**

---

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第10条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する見解を有する方の中から区長が委嘱します。区の男女共同参画・多文化共生施策に関し、多様な視点から議論を行う必要があるため、幅広い分野から委員を選出します。また、区民による意見が反映されるよう、委員の一部を区民から公募するなど、区民参加の機会を確保します。

#### **① 男女共同参画推進部会**

---

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、男女共同参画に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

#### **② 多文化共生推進部会**

---

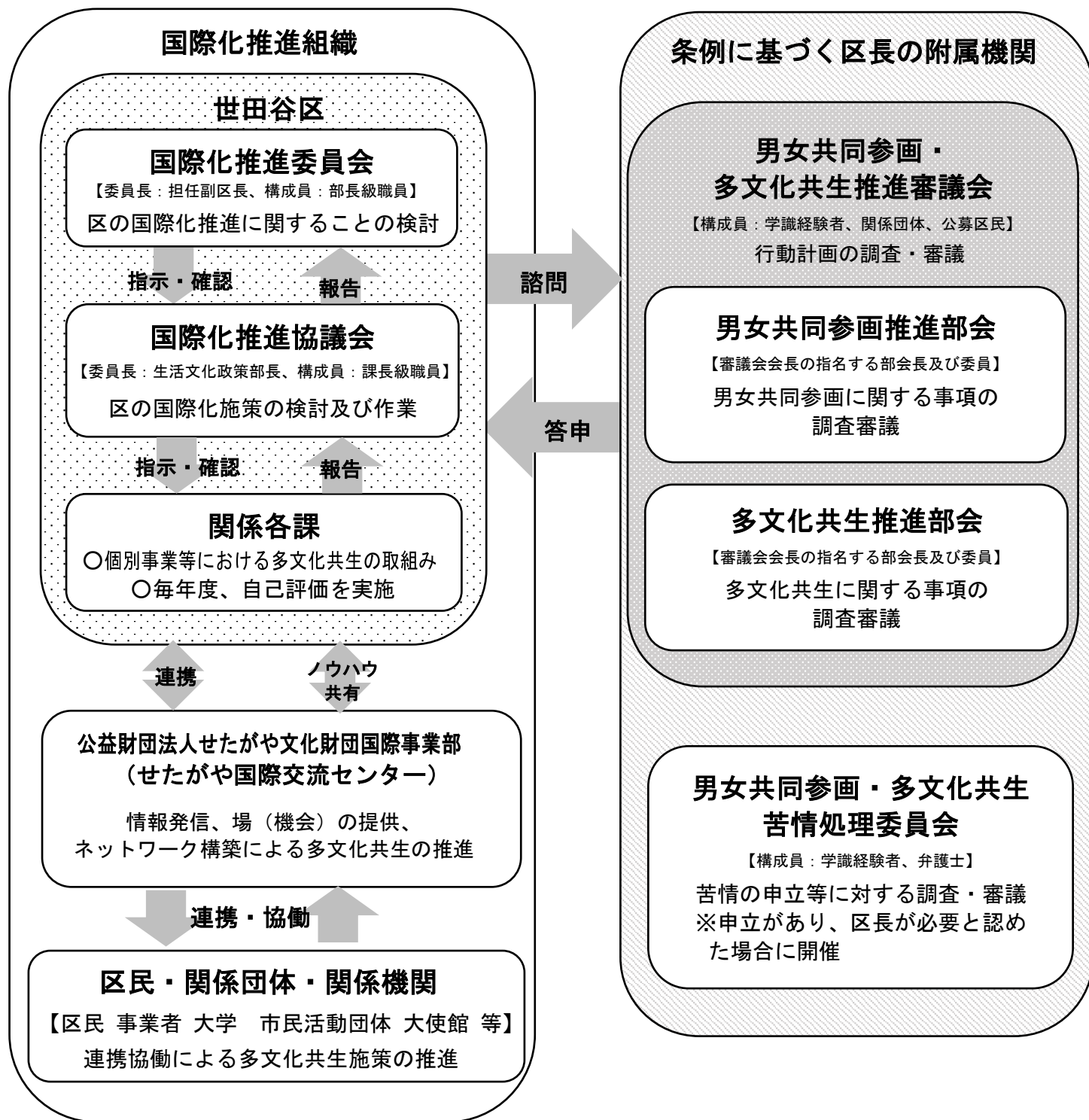
男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、多文化共生に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

### **(2) 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会**

---

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第11条～第12条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する深い見識を有する方や法律の専門家です。苦情等申し立てがあり、区長が意見を聞く必要があると認めた場合に開催します。

## 2. 推進体制図



## 3. 進行管理

本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

# 関 連 資 料

# 1. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

## 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条・第9条）

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（第10条）

第4章 苦情処理（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

#### 附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策（以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）並びに性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。

(4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。）のことをいう。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。

(2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。

(3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

##### （区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

##### （区民の責務）

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

## 第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) ワーク・ライフ・バランス（個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。）に係る取組の推進
- (3) ドメスティック・バイオレンスの根絶
- (4) 性別等の違いに応じた心及び身体への健康支援
- (5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（以下「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- (8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- (9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- (10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消

2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

(行動計画)

第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

## 第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査・審議するため又は調査・審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。

2 区長は、前項の規定による申立て又は相談（以下「苦情の申立て等」という。）を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会)

第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査・審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



## Ordinance to Promote Gender Equality and Intercultural Cohesion for a Diverse Setagaya

### Contents

#### Preamble

#### Chapter 1: General Provisions (Articles 1–7)

#### Chapter 2: Basic Measures, etc. (Article 8, Article 9)

#### Chapter 3: Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural cohesion in Setagaya City (Article 10)

#### Chapter 4: Resolution of Complaints (Article 11, Article 12)

#### Chapter 5: Miscellaneous Provision (Article 13)

#### Supplementary Provision

The building of local communities characterized by respect for the dignity of each person, acceptance of diversity such that each individual can live in the way they see fit, regardless of age, gender, nationality, ability or disability is what we as humans should aim for, over and above national boundaries and ethnic differences. Moreover, acceptance of each and every person in their individuality leads to societies that can offer a diverse range of lifestyles, where people can participate in all activities and where duties can be shared.

Sharing this philosophy with the City, residents and businesses and united behind it, Setagaya City enacts this ordinance with the purpose of creating a local community that accepts diversity and respects human rights by promoting gender equality and intercultural cohesion.

### Chapter 1: General Provisions

#### **(Purpose)**

#### Article 1

With regard to the promotion of gender equality and intercultural cohesion, this ordinance establishes the guiding principles and defines the roles and duties of the City, residents and businesses. It also stipulates basic articles for policies and measures to promote gender equality and intercultural cohesion (hereafter “gender equality and intercultural cohesion measures”). It thereby works for a gender equitable and intercultural community with the objective of contributing to the realization of a society that accepts diversity and respects human rights.

#### **(Definitions)**

#### Article 2

In this ordinance, key terms are defined as follows:

##### (1) Gender equality:

Regardless of their biological sex, the opportunity of all to freely participate across all spheres of life is preserved, and every person is able to enjoy the political, economic, social and cultural benefits thereof.

##### (2) Intercultural cohesion

All people accept the cultural differences of those of other nationalities and ethnicities, living together and building relationships of equality.

##### (3) Gender

Biological sex, gender identity (one’s own identified gender) and sexual orientation (a person’s sexual identity in relation to the gender to which they are attracted).

##### (4) Resident

A person living in Setagaya, working in Setagaya or attending an educational facility in Setagaya.

##### (5) Business

An individual, corporation or organization carrying out business activities in

Setagaya.

(6) Sexual minority

A person whose gender identity, sexual orientation, etc. differ from the majority of the population.

(7) Domestic violence

Violence (including behaviors and actions causing mental or physical harm) between those who are, or were, in an intimate relationship such as spouse or partner.

**(Guiding Principles)**

Article 3

The guiding principles for the promotion of gender equality and intercultural cohesion (hereafter “guiding principles” ) are as follows.

(1) Diversity is accepted by all, human rights are protected and every person can live with dignity.

(2) All people can choose from a diverse range of lifestyles, fulfilling their potential based on their own free will.

(3) All people are able to participate in activities in every field, sharing responsibility.

**(Duties of the City)**

Article 4

The City, based on these guiding principles, has the responsibility to implement gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The City, in its implementation of gender equality and intercultural cohesion measures, shall obtain the cooperation of residents and businesses and engage in partnerships with the central government, other regional authorities and other relevant bodies.

**(Duties of Residents)**

Article 5

City residents, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to achieve a gender equitable and intercultural society in every field of activity.

2 Residents must make efforts to cooperate with the gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City.

**(Duties of Businesses)**

Article 6

Businesses, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to take the steps necessary to achieve a gender equitable and intercultural society in their business activities and in the operation of their workplaces.

2 Businesses must make efforts to cooperate with gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City (elimination of discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity).

Article 7

Unjust discriminatory treatment by anyone on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity, must not violate the rights and interests of others.

2 Care must be taken not to communicate information to the public that promotes unjust discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity.

Chapter 2: Basic Measures, etc.

**(Basic Measures)**

Article 8

Gender equality and Intercultural cohesion measures shall be based on the following.

- (1) Elimination of stereotypical perceptions of gender roles
  - (2) Promotion of initiatives related to work–life balance (efforts by individuals to harmonize their work and private lives)
  - (3) Eradication of domestic violence
  - (4) Accounting for gender differences in the provision of physical and mental health support
  - (5) Supporting the promotion of understanding of diverse sexuality such as sexual minorities and the elimination of barriers in everyday life associated with sexual difference.
  - (6) Supporting communication with foreigners and those born abroad with Japanese citizenship (hereafter “foreigners” ) through provision of language in foreign languages, etc.
  - (7) Supporting livelihoods so that foreigners can live safely and securely
  - (8) Promoting intercultural community–building by promoting exchange with foreigners
  - (9) Supporting promotion of community engagement by foreigners and their success in society
  - (10) Eliminating prejudice and unjust discrimination against different nationalities and ethnicities based on cultural differences
- 2 In order to effectively promote these basic measures, the Mayor shall positively pursue and engage in the public education and awareness–raising required.

**(Action plan)**

Article 9

In order to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way, the Mayor shall draw up and publish an action plan.

2 In drawing up the action plan, the Mayor must listen to the views of the Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City as stipulated in the following articles.

3 The Mayor shall update the public on the implementation of measures based on the action plan every year.

Chapter 3

Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City

Article 10

An Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City (hereafter “the Board” ) shall be formed as a mayoral body to review and discuss matters necessary to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The Board will review and discuss the following matters as advised by the Mayor.

- (1) Matters related to the action plan.
- (2) In addition to the above, any matters as deemed necessary by the Mayor to promote gender equality and intercultural cohesion measures

3 The Board will be made up of no more than 15 members appointed by the Mayor including academic experts, residents of Setagaya and any other persons as deemed necessary by the Mayor.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 A task force may be appointed within the Board in order to review and discuss specialized matters not limited to matters related to gender equality and intercultural cohesion or to conduct reviews and discussion efficiently.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Board.

#### Chapter 4 Resolution of Complaints (Filing complaints, etc.)

##### Article 11

City residents and businesses may file a complaint against the Mayor, submit their opinions or seek advice on matters related to gender equality and intercultural cohesion measures.

2 The Mayor, upon receiving a complaint or query as stipulated in the preceding clause (hereafter “complaints” ), shall promptly investigate or take other appropriate steps as required. In this case, the Mayor shall, as deemed necessary, consult the Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City.

(Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City)

##### Article 12

In order to ensure that complaints are resolved fairly and appropriately, an Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City (hereafter the “Complaints Resolution Board” ) shall be appointed as a mayoral body.

2 The Complaints Resolution Board shall review and discuss complaints as required to advise the Mayor as stipulated in the above Article 11(2).

3 The Complaints Resolution Board shall consist of no more than three members appointed by the Mayor with deep understanding and insight into matters related to gender equality and intercultural cohesion.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 The Complaints Resolution Board, when deemed necessary for the purposes of review and discussion, may request the attendance of relevant official or other related persons to provide their opinion or a briefing. It may also request the submission of necessary documents from such persons.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Complaints Resolution Board.

#### Chapter 5 Miscellaneous Provisions (Delegated)

##### Article 13

Rules are established regarding the requirements for the enforcement of this ordinance.

#### Supplementary Provisions

This ordinance takes effect on April 1, 2018.

## 2. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

### 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の委員)

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員9名以内（審議会の会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

(審議会の部会)

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査・審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(苦情の申立て等の手続)

第7条 条例第11条第1項の苦情若しくは意見の申立て又は相談（以下「苦情の申立て等」という。）をしようとする者は、苦情の申立てをしようとする場合にあっては苦情申立書（第1号様式）を、意見の申立て又は相談をしようとする場合にあっては意見申立・相談書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、苦情の申立て等のうち、苦情又は意見の申立てに係る処理を終了したときは、苦情又は意見の申立て処理結果通知書（第3号様式）により当該苦情又は意見の申立てをした者に対し通知するものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会の委員長)

第8条 条例第12条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、苦情処理委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、苦情処理委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(苦情処理委員会の招集)

第9条 苦情処理委員会は、委員長が招集する。

(苦情処理委員会の会議)

第10条 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年度1回、苦情の申立て等の処理状況について審議会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会及び苦情処理委員会の庶務は、生活文化部人権・男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する

### 3. 出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果（令和3年度）

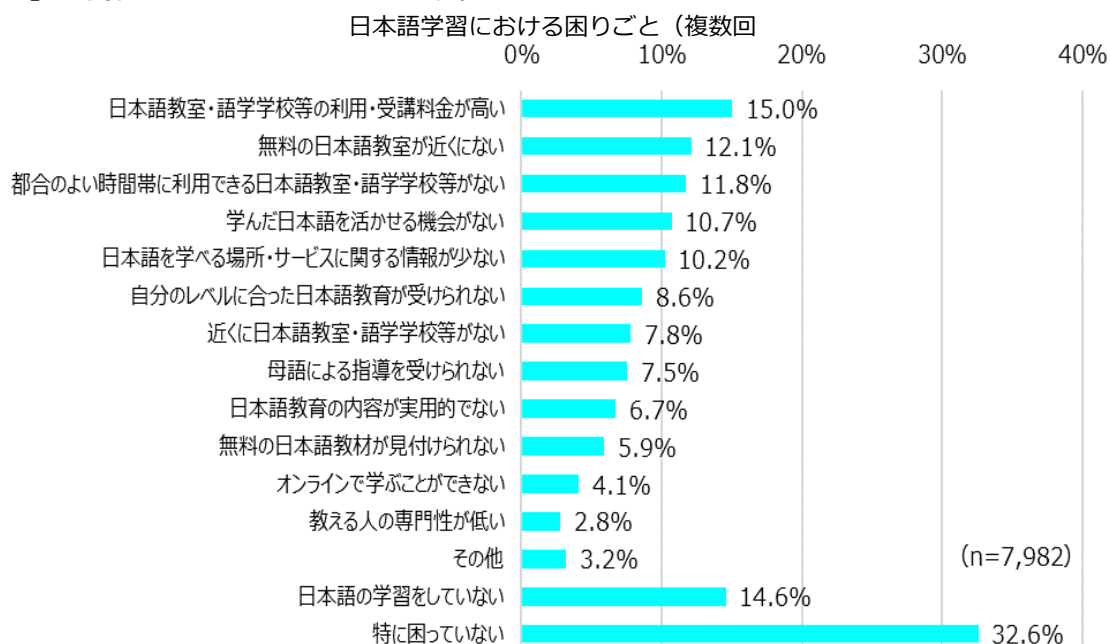
出入国在留管理庁は、在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人に関する共生施策の企画・立案に資することを目的として基礎調査を行いました。

調査対象：令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から無作為抽出された計40,000人

調査期間：令和4年2月18日（金）～令和4年3月3日（木）

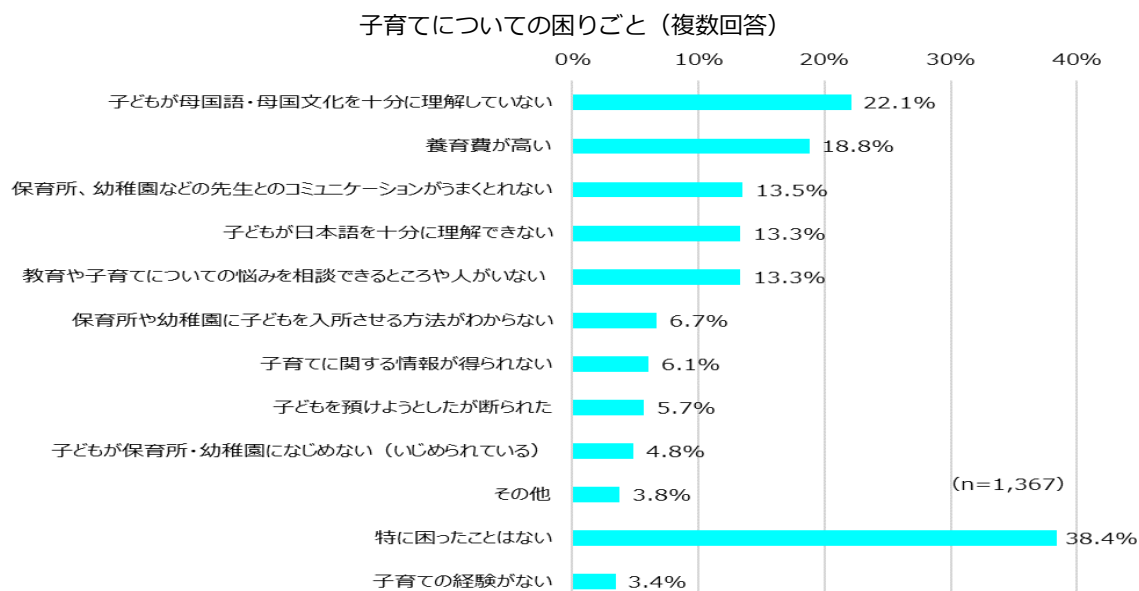
#### ① 日本語学習における困りごと

▼日本語学習における困りごとでは、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」（15.0%）が最も高く、続いて「無料の日本語教室が近くにない」が12.1%となっています。また、「特に困っていない」の割合は32.6%となっています。



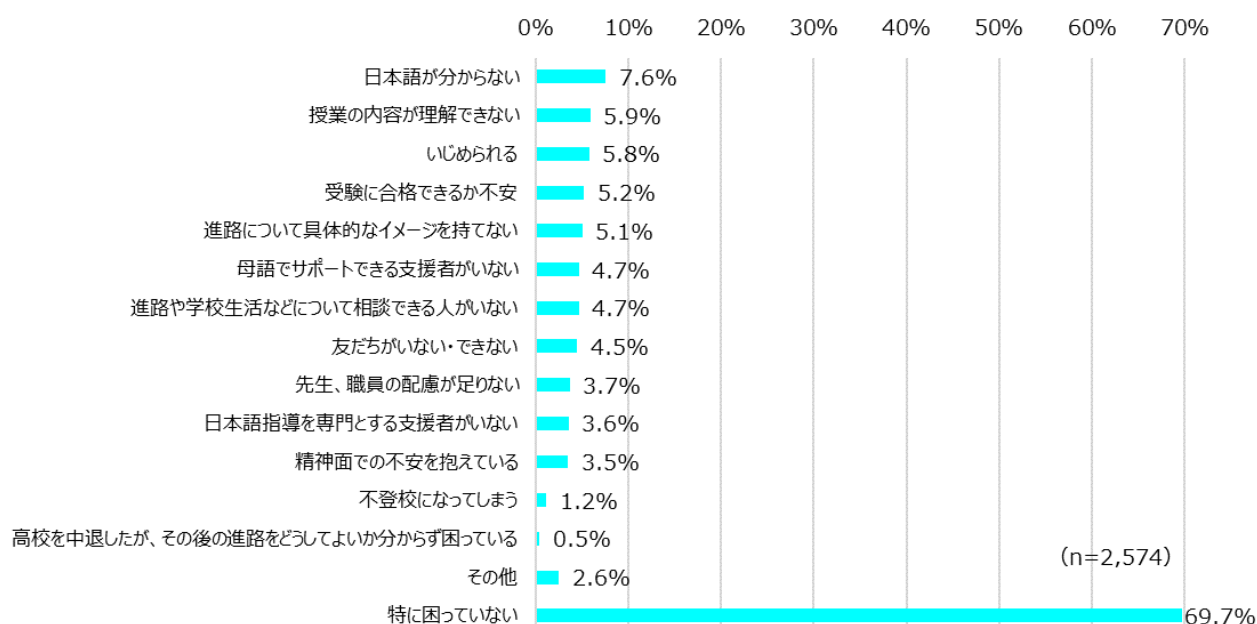
#### ② 子育て・教育

▼子育てについての困りごとでは、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」（22.1%）が最も高く、次いで「養育費が高い」（18.8%）の順となっています。



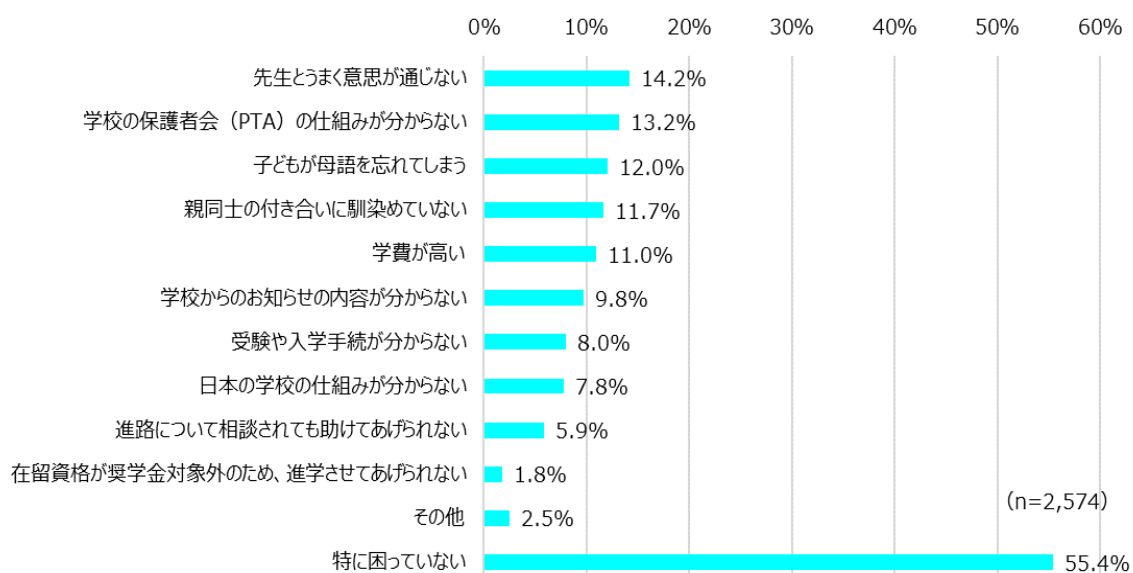
▼子どもが通っている学校において、こどもが困っていることをみると、「日本語が分からない」(7.6%)が最も高くなっています。

小学校・中学校・高校・大学における困りごと<子どもについて> (複数回答)



▼子どもが通っている学校において、親として困っていることをみると、「先生とうまく意思が通じない」(14.2%)が最も高く、「学校の保護者会 (PTA) の仕組みが分からない」(13.2%)が続いています。

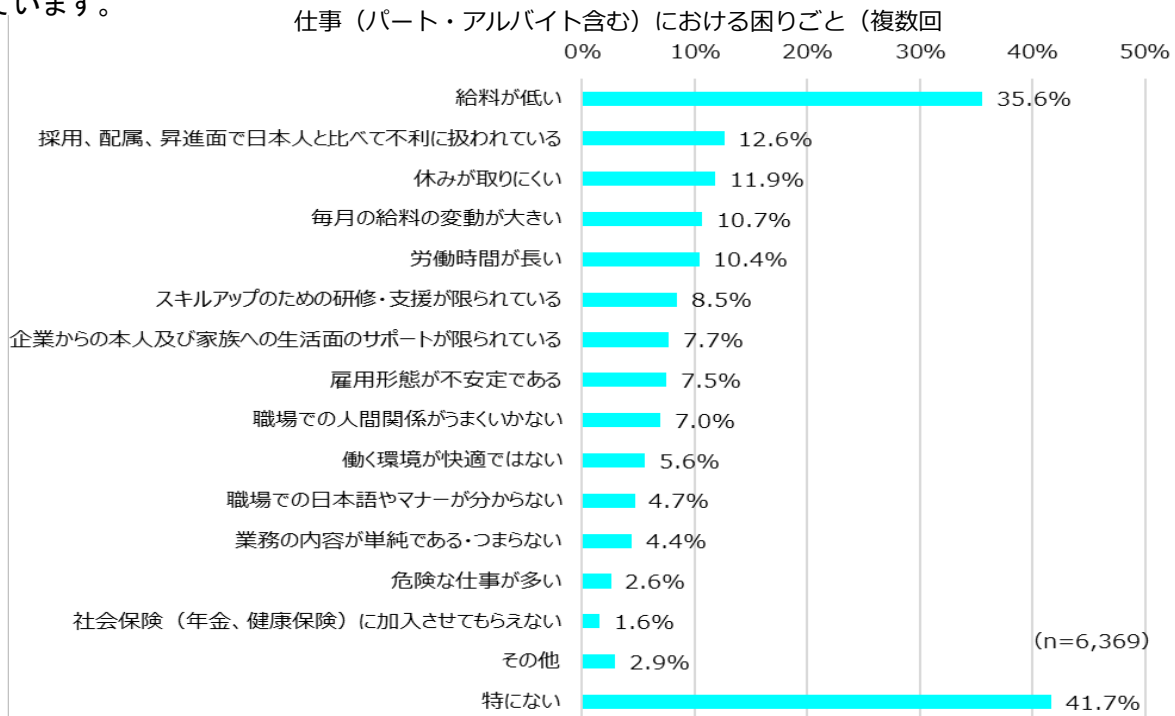
小学校・中学校・高校・大学における困りごと<親として> (複数回答)





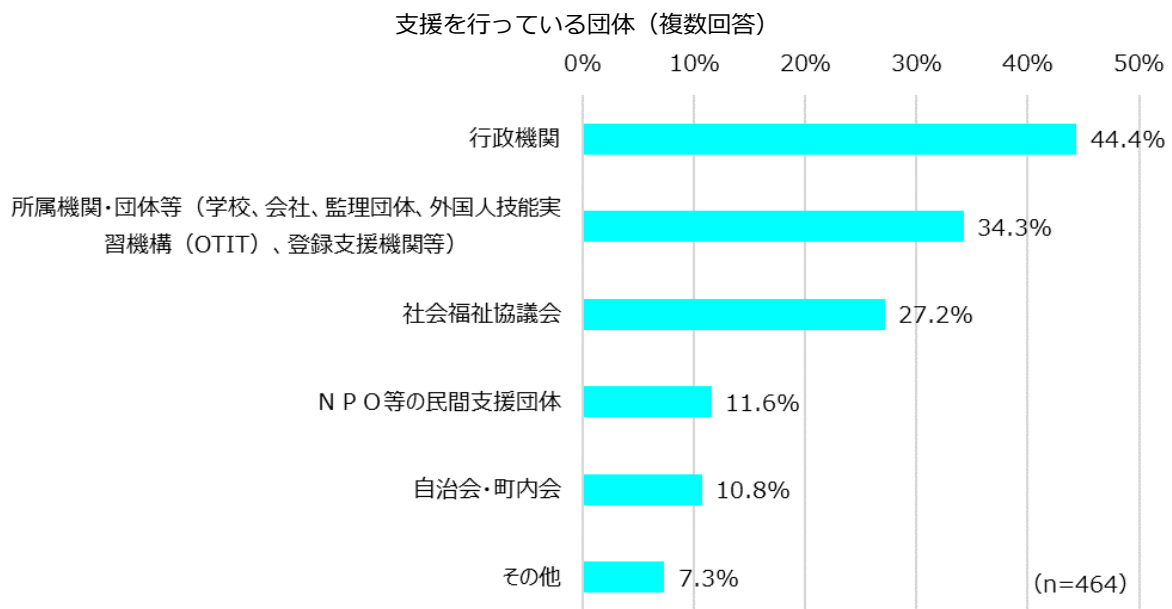
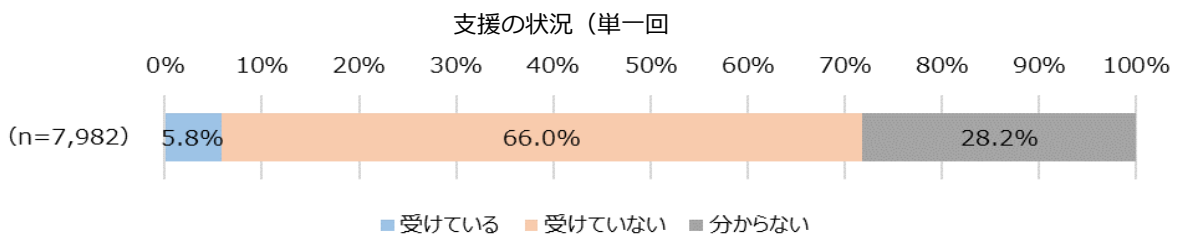
### ③ 仕事に関して

▼仕事（パート・アルバイトを含む）における困りごとでは、「給料が低い」の割合が最も高く、（35.6%）、次いで「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」（12.6%）となっています。

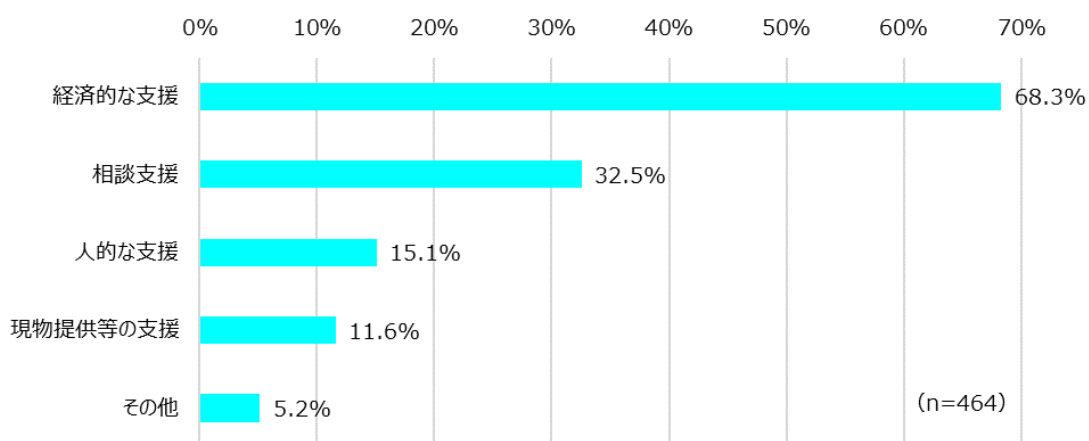


### ④ 支援について

▼支援の状況についてみると、現在、行政機関やNPO等の民間支援団体等から何らかの支援を「受けている」と回答した人の割合は5.8%であり、そのうち「行政機関」からの支援を受けている人が最も多くなっています（44.4%）。また、支援の内容は「経済的な支援」（68.3%）、「相談支援」（32.5%）と続いています。

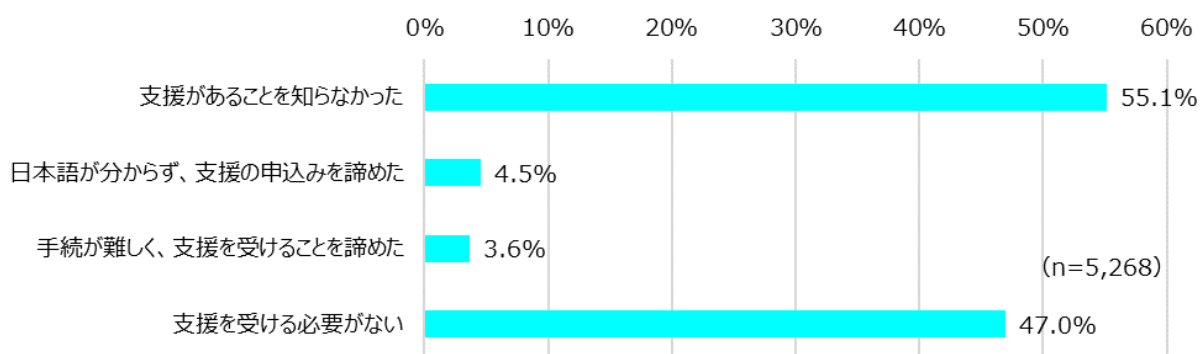


支援の内容（複数回答）



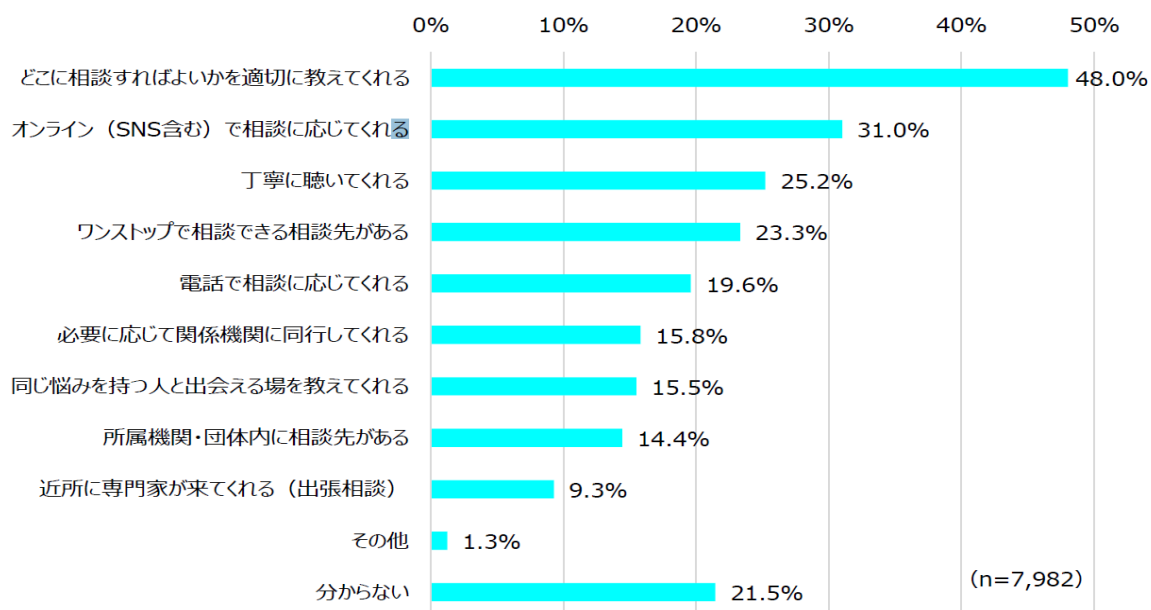
▼支援を受けていない理由では、「支援があることを知らなかった」が最も多くなっています（55.1%）。

支援を受けていない理由（複数回答）



▼支援に関して望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が48.0%と最も高く、次いで「オンライン（SNS含む）で相談に応じてくれる」（31.0%）の順となっています。

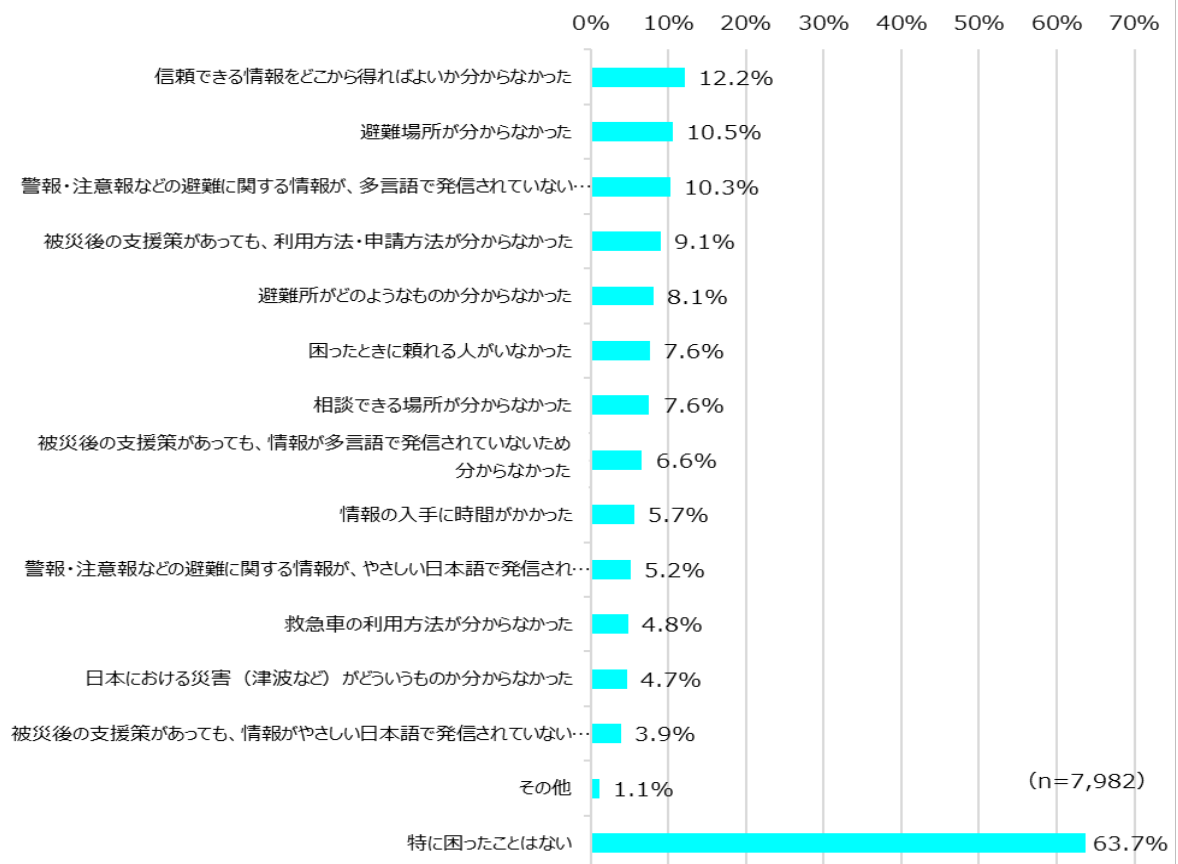
支援に関して望むこと（複数回答）



## ⑤ 災害・非常時の対応

▼災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」が最も高く（12.2%）、次いで「避難場所が分からなかった」（10.5%）、「警報・注意報などの避難に関する情報が多言語で発信されていないため分からなかった」が10.3%となっています。

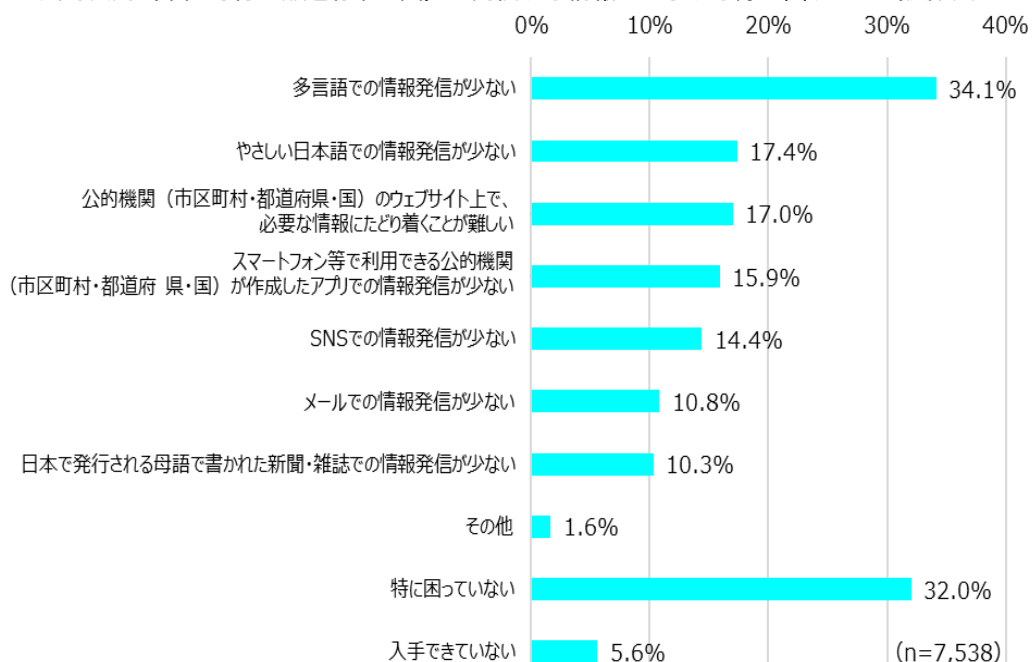
災害時の困りごと（複数回答）



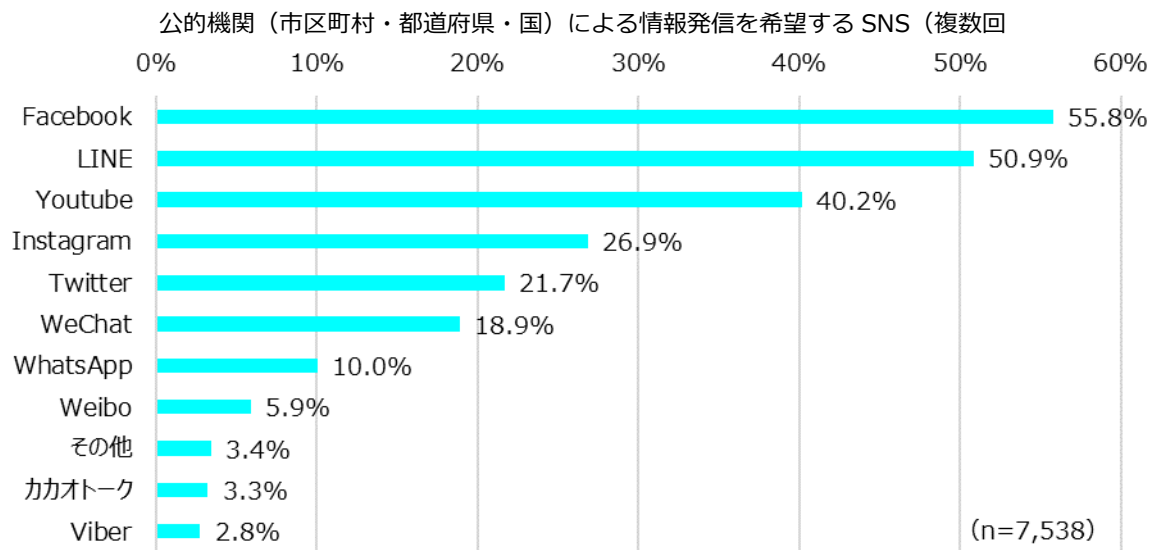
## ⑥ 情報の入手・相談対応について

▼公的機関（市区町村・都道府県・国）が発信する情報を入手する際の困りごとでは、「多言語での情報発信が少ない」（34.1%）が最も高く、次いで「やさしい日本語での情報発信が少ない」（17.4%）、「ウェブサイト上で必要な情報にたどり着くことが難しい」（17.0%）となっています。

公的機関（市区町村・都道府県・国）が発信する情報を入手する際の困りごと（複数回答）

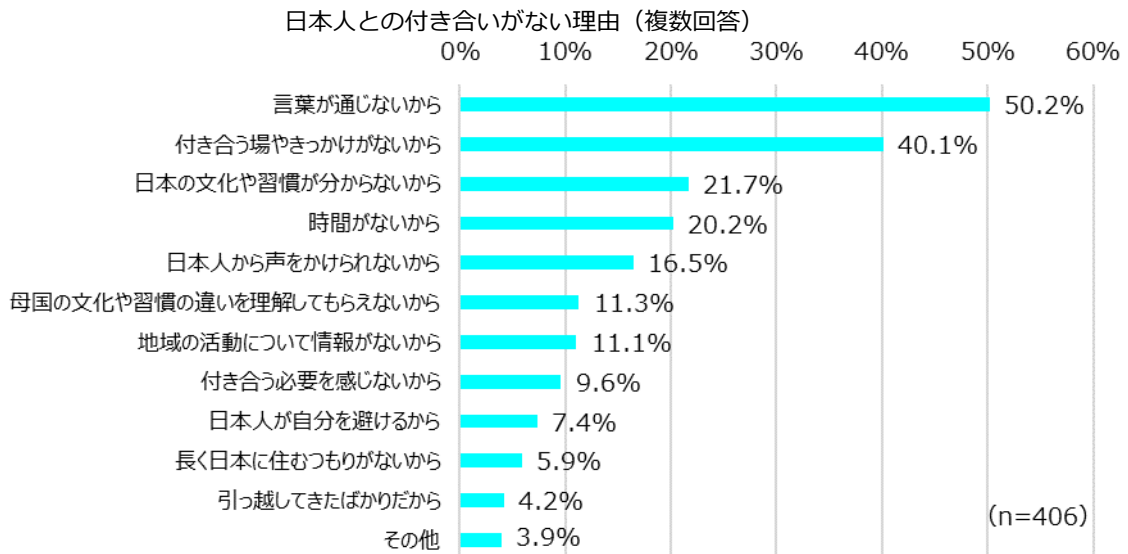


▼公的機関（市区町村・都道府県・国）による情報発信を希望する SNS をみると、「Facebook」（55.8%）、「LINE」（50.9%）、「YouTube」（40.2%）となっています。

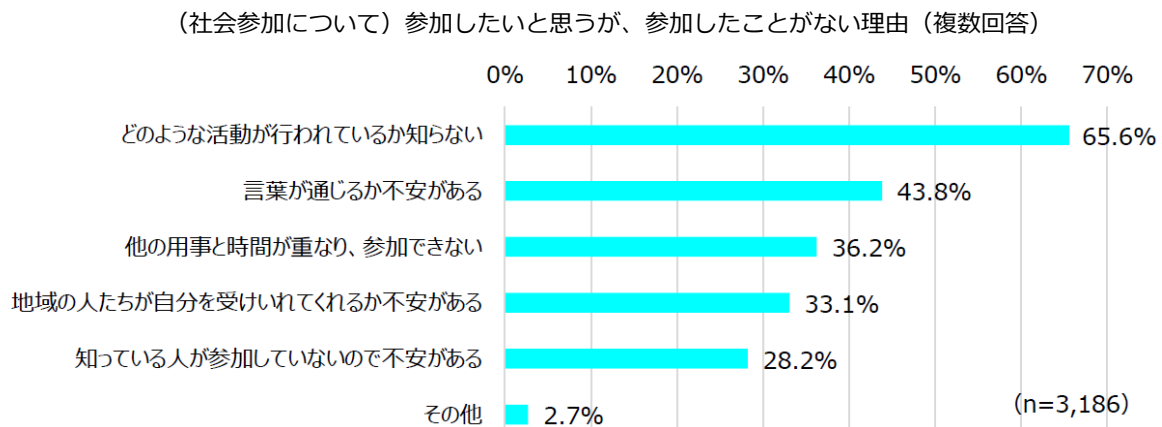


## ⑦ 日本人との関わり・社会参加

▼日本人との付き合いがない外国人の割合は5.4%であり、その理由は「言葉が通じないから」（50.2%）が最も高く、次いで「付き合う場やきっかけがないから」（40.1%）の順となっています。



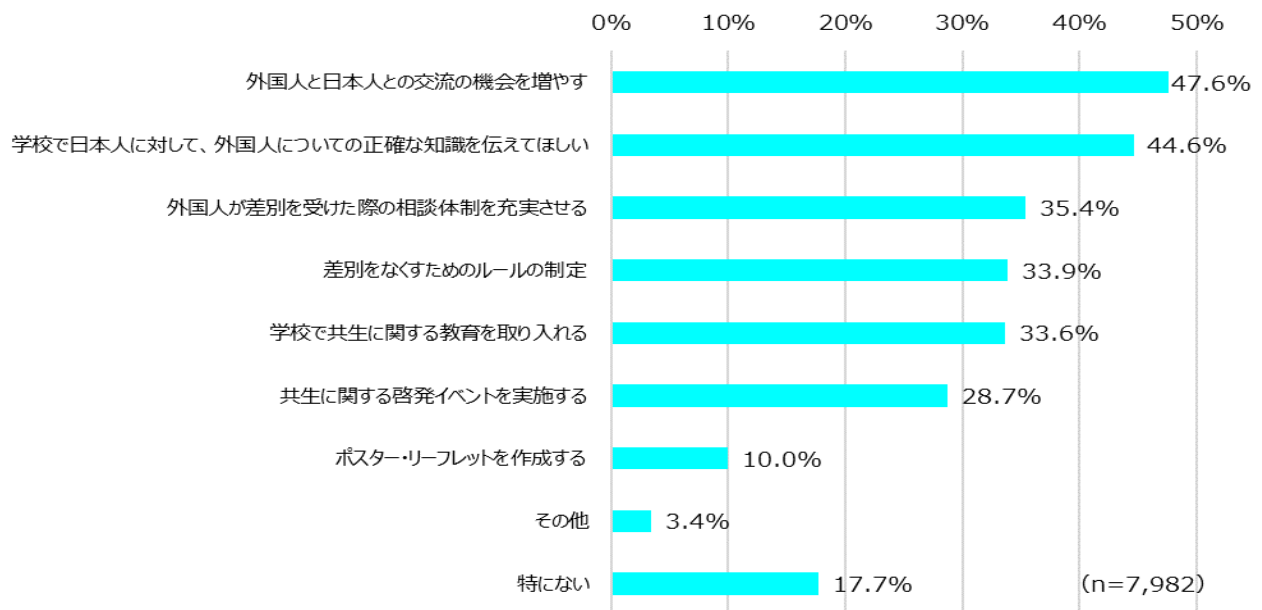
▼社会参加について、「参加したいと思うが、参加したことがない理由」をみると、「どのような活動が行われているか知らない」が最も多く65.6%となっており、次いで、「言葉が通じるか不安がある」（43.8%）の順となっています。



## ⑧ 人権問題（差別）について

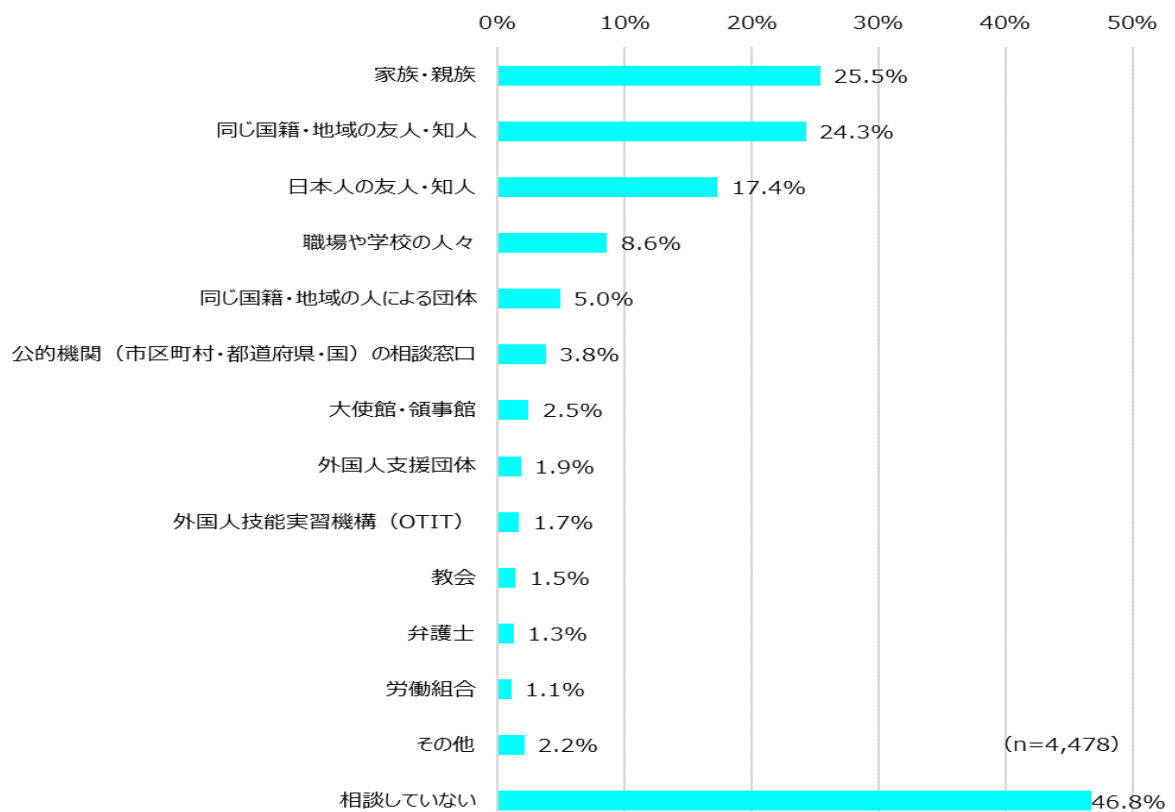
▼差別や人権に関する要望としては、「外国人と日本人との交流の機会を増やす」（47.6%）、「学校で日本人に対して、外国人についての正確な知識を伝えてほしい」（44.6%）の順となっています。

差別や人権に関する要望（複数回）



▼差別を受けた際の相談先では、「相談していない」の割合が最も高く（46.8%）、次いで「家族・親族」（25.5%）、「同じ国籍・地域の友人・知人」（24.3%）、「日本人の友人・知人」（24.3%）となっています。また、「公的機関（市区町村・都道府県・国）の相談窓口」の割合は3.8%にとどまっています。

差別を受けた際の相談先（複数回）



## 4. 区民への意見聴取結果

### 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査

世田谷区内の外国人の標準的な生活状況並びに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るため、令和4年6月に「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」、同年8月に「ヒアリング調査」(P76)を実施しました。

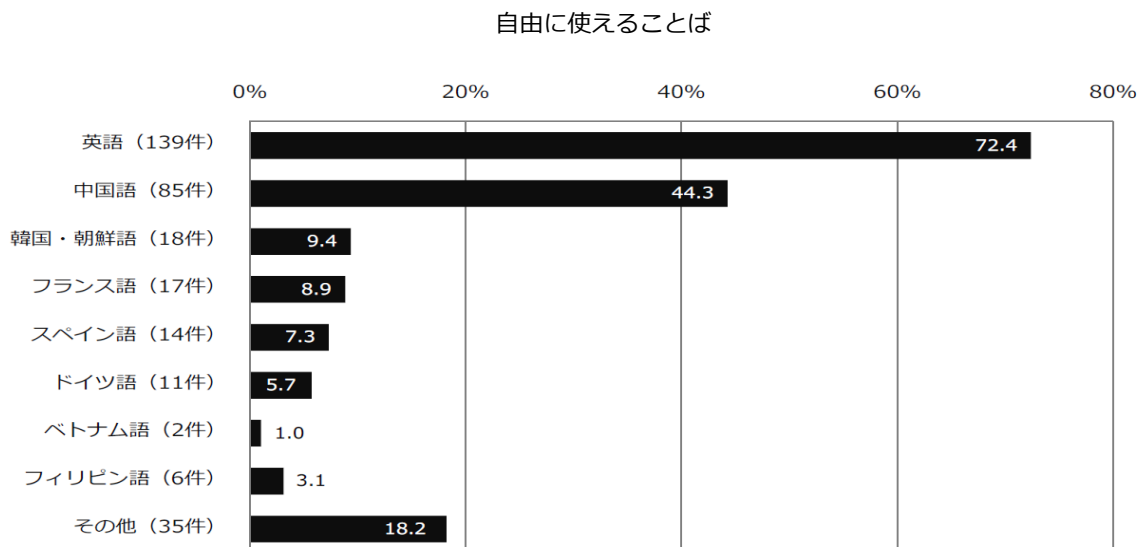
#### ■意識・実態調査

実施期間	令和4(2022)年6月7日から6月28日まで
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
対象者数	2,000人
抽出方法	層化二段無作為抽出法
対応言語	日本語、英語、中国語(簡体字及び繁体字)、ハングル、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収結果	有効回収数199部、回収率10.1%

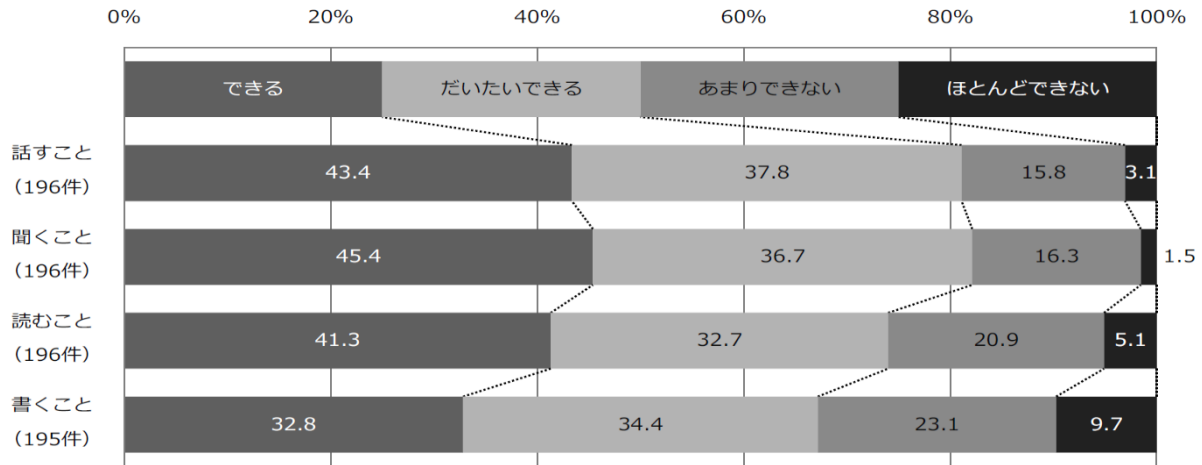
#### ■調査結果

##### ① ことばについて

▼日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いています。



▼日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「できる」と「だいたいできる」の合算で見ると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%でした。



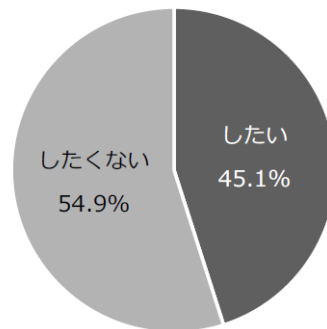
▼日本語の勉強意欲では、45.1%が日本語を「勉強したい」と回答しています。

▼参加してみたい日本語教室では、「自分の家や職場に近い」46.7%、「中級・上級者向け」45.5%、「オンラインで利用できる」43.7%と続いています。

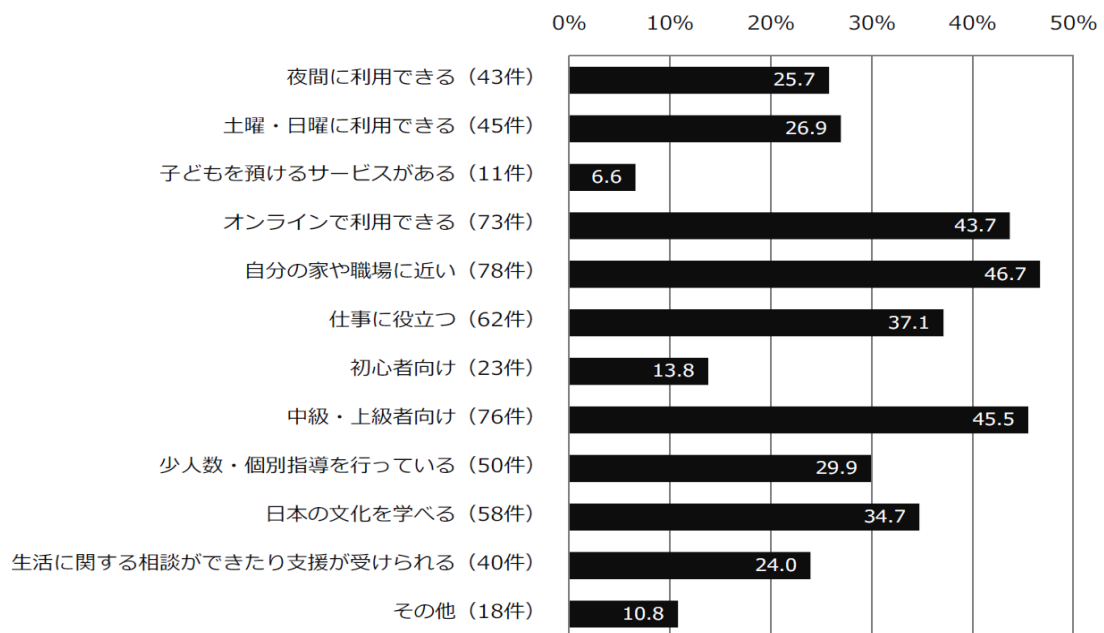
日本語の勉強意欲

	件数	割合
したい	32	45.1
したくない	39	54.9
全体	71	100.0

※無回答 4



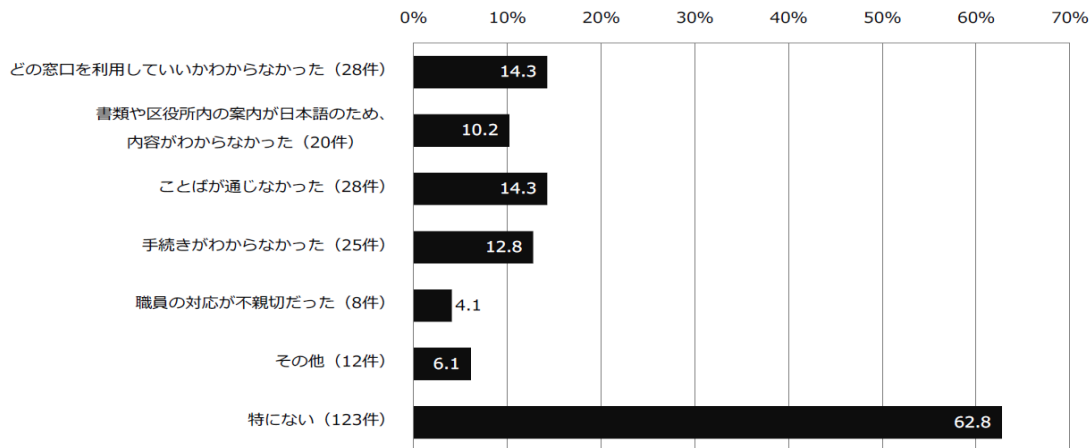
参加してみたい日本語教室



## ② 行政サービスについて

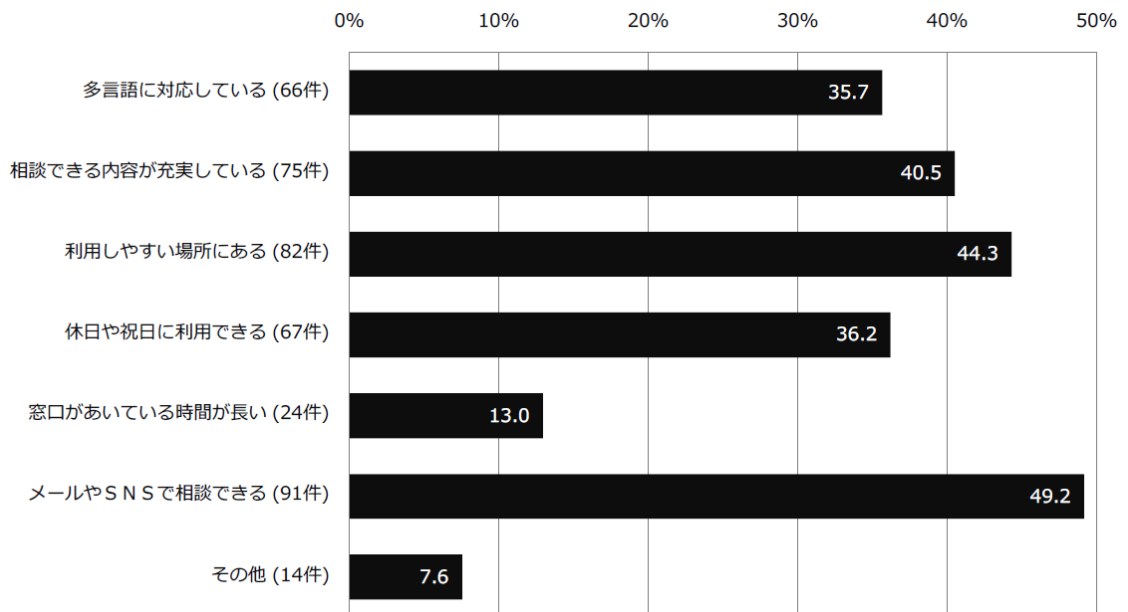
▼世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%と続いています（「その他」「特になし」は除く）。

世田谷区役所利用時に困ったこと



▼利用したい外国人相談窓口では、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「多言語に対応している」66件・35.7%等の回答がみられました。

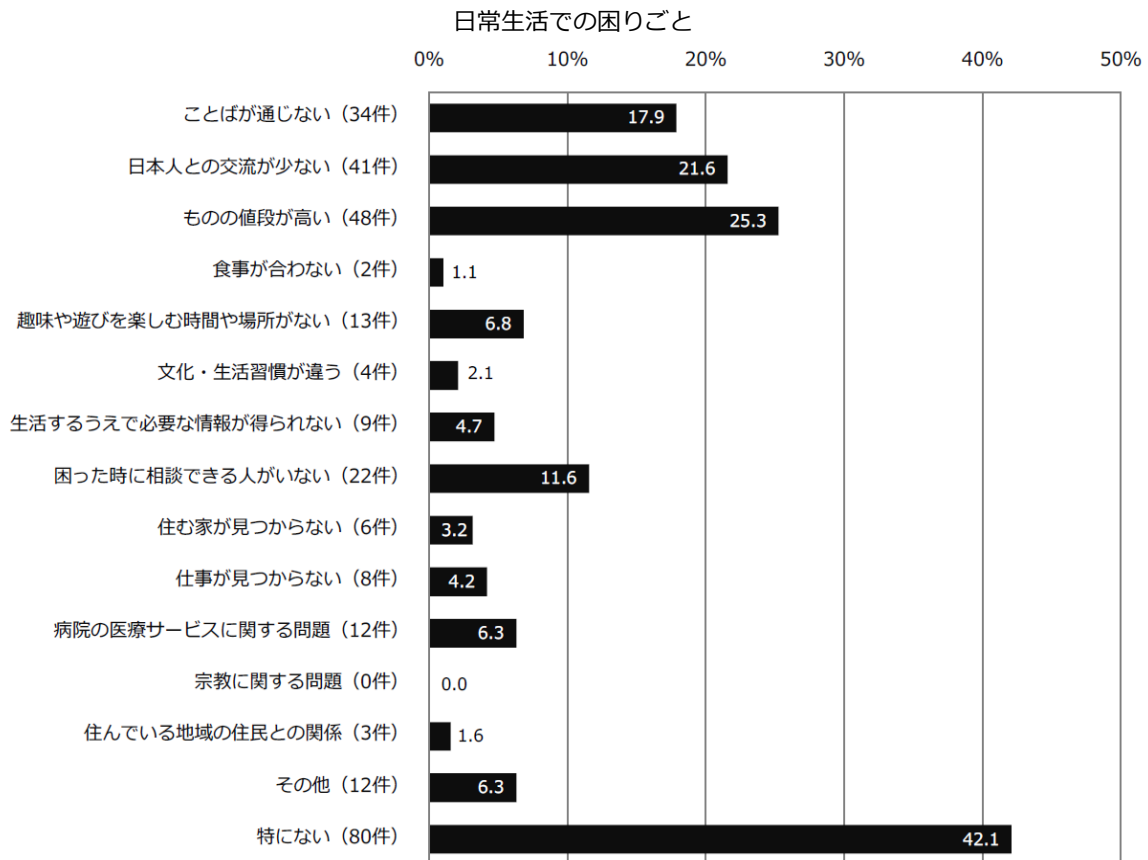
利用したい外国人相談窓口



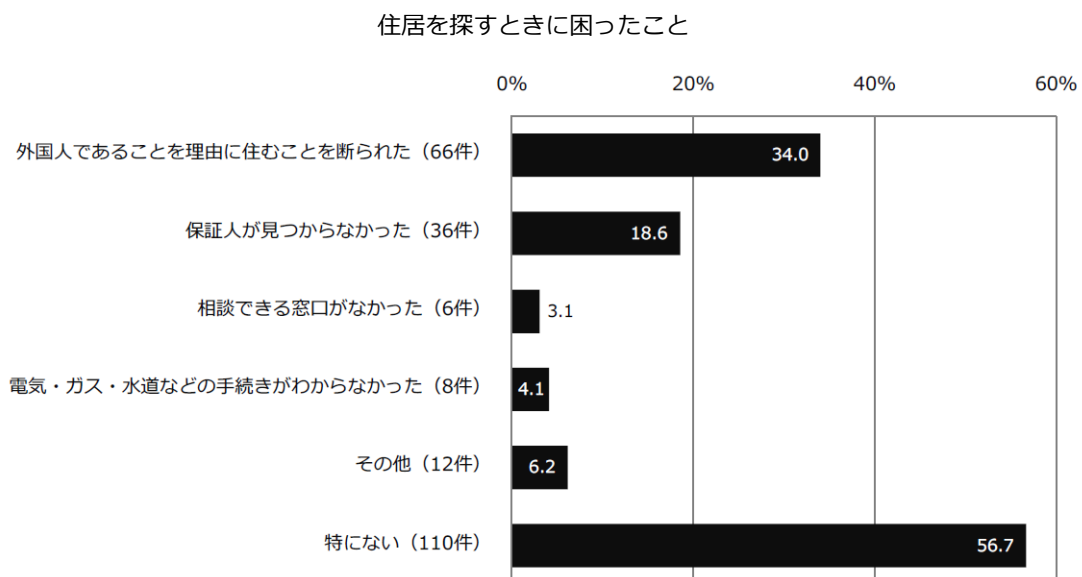


### ③ 日常生活について

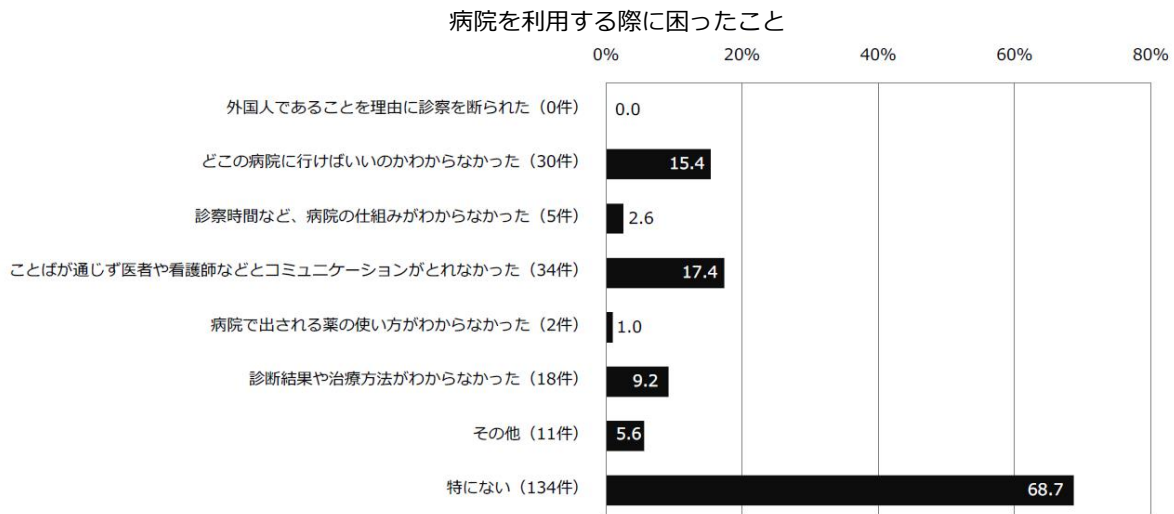
▼日常生活での困りごとでは、「特にない」が80件・42.1%と最も多い結果となりました。困っている内容では、「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%等の回答がありました。



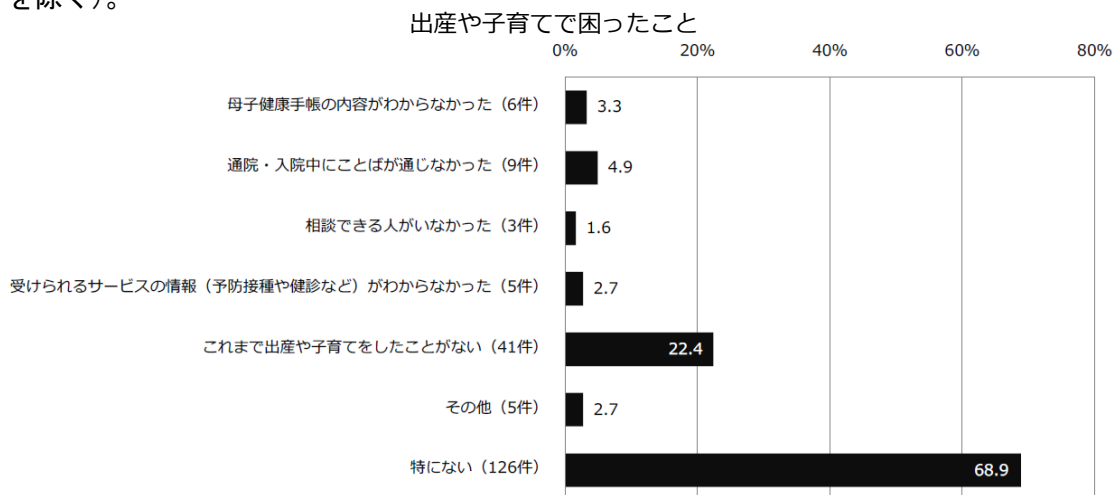
▼住居を探すときに困ったことでは、「外国人であることを理由に住むことを断られた」が66件・34.0%で最も多く、「保証人が見つからなかった」が36件・18.6%と続いています（「特にない」を除く）。



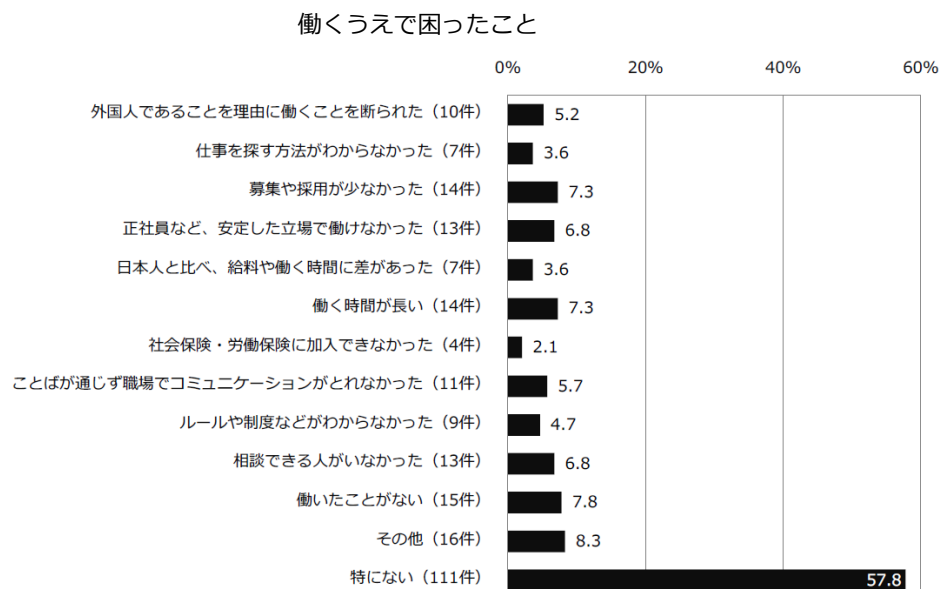
▼病院を利用する際に困ったことでは、「ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった」が34件・17.4%で最も多く、「どこの病院に行けばいいのかわからなかった」が30件・15.4%となっています（「特にない」を除く）。



▼出産や子育てで困ったことでは、「通院・入院中にことばが通じなかった」が4.9%、「母子健康手帳の内容がわからなかった」が3.3%となりました（「特にない」「これまで出産や子育てをしたことがない」を除く）。



▼働くうえで困ったことでは、「ことばが通じず職場でコミュニケーションが取れなかった」は5.7%、「外国人であることを理由に働くことを断られた」は5.2%となっています。

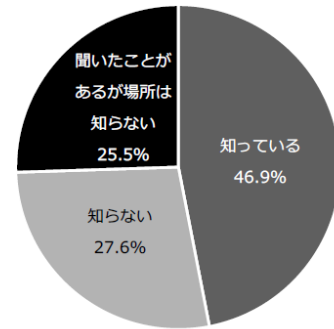


▼避難所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していました。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%でした。

避難場所認知度

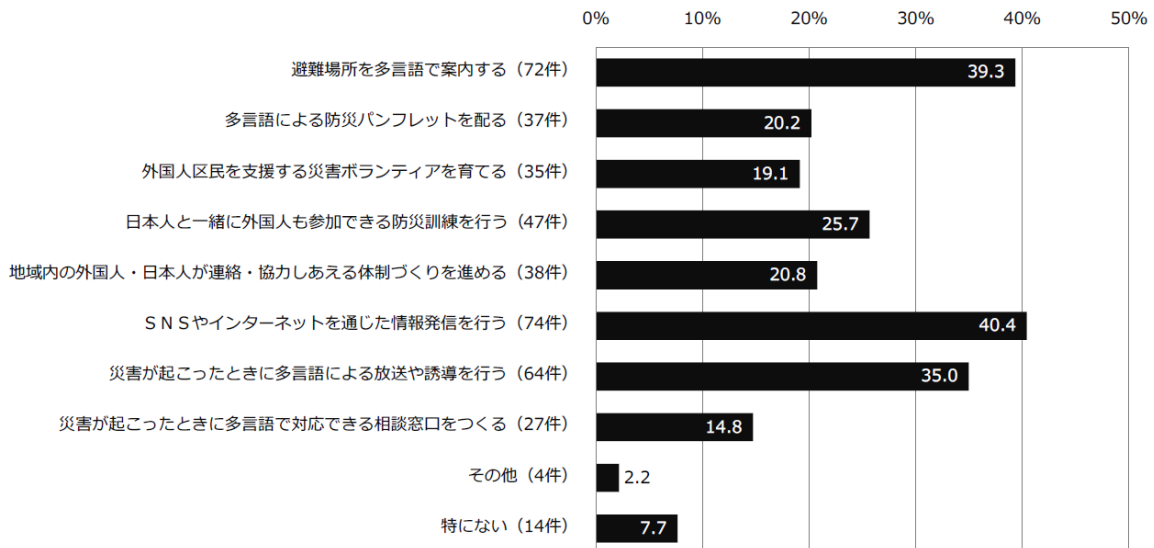
	件数	割合
知っている	92	46.9
知らない	54	27.6
聞いたことがあるが場所は知らない	50	25.5
全体	196	100.0

※無回答 3



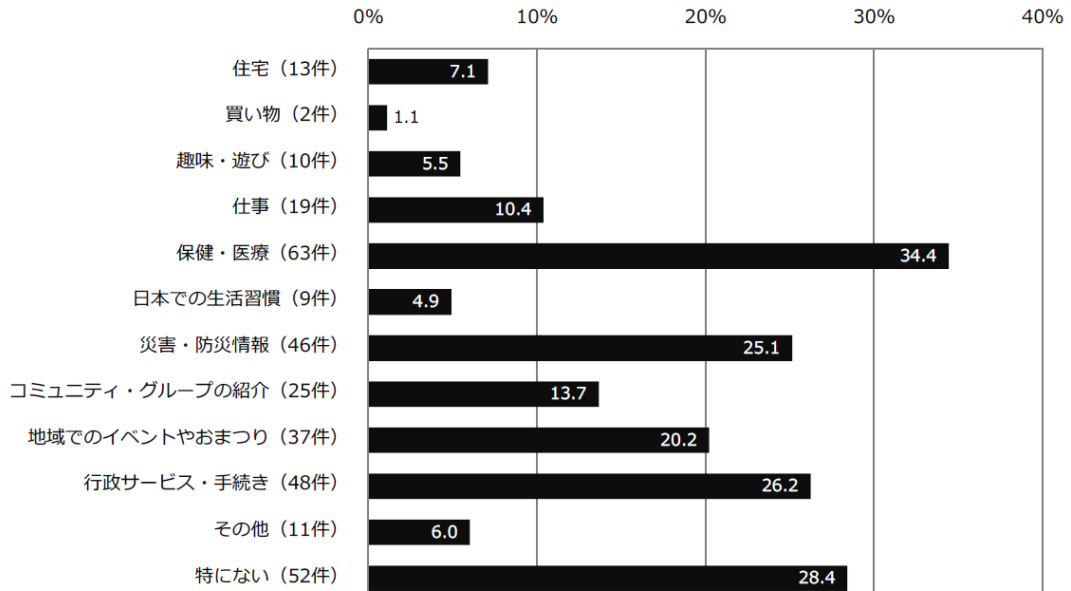
▼世田谷区に望む災害対策としては、「SNS やインターネットを通じた情報発信を行う」が40.4%と最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が35.0%と続いています。

世田谷区に望む災害時の対策



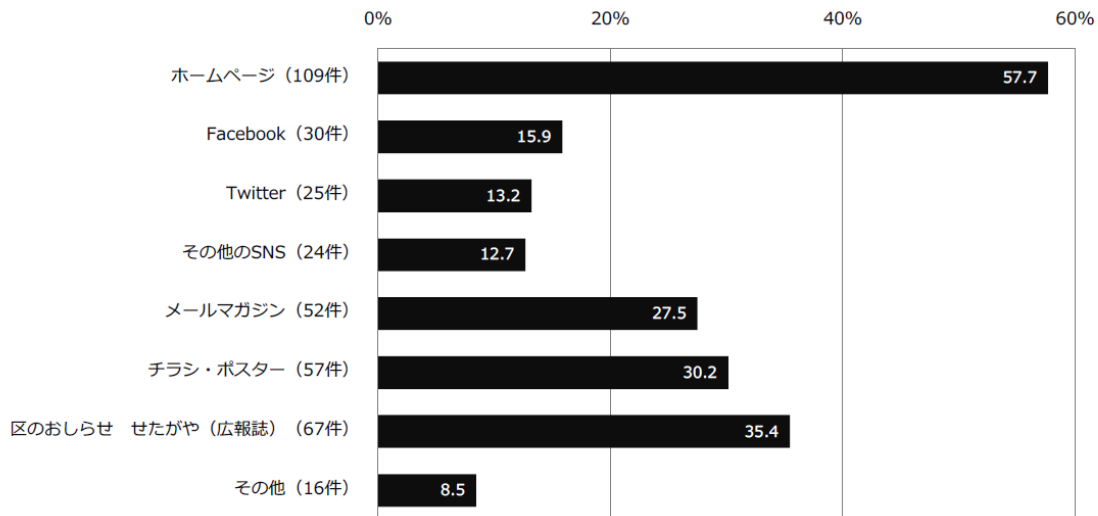
▼行政からほしい情報では、「保健・医療」が34.4%で最も高く、「行政サービス・手続き」が26.2%、「災害・防災情報」が25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が20.2%と続いています。

行政からほしい情報



▼希望する行政からの情報発信の方法は、「ホームページ」57.7%でニーズが高いことが伺えます。続いて、「区のおしらせ せたがや（広報誌）」35.4%、「チラシ・ポスター」30.2%、「メールマガジン」27.5%と続いています。

希望する行政からの情報発信の方法

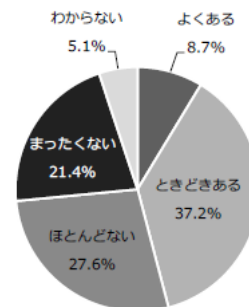


▼日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」37.2%で最も多く、「よくある」との合算では45.9%と、約半数の外国人住民が偏見や差別を感じたことが「ある」と回答しています。

日本人から偏見や差別を感じたこと

	件数	割合
よくある	17	8.7
ときどきある	73	37.2
ほとんどない	54	27.6
まったくない	42	21.4
わからない	10	5.1
全体	196	100.0

※無回答3



▼どのようなときに偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」22.1%と続いています。

どのようなときに偏見や差別を感じたか

	件数	割合
行政機関（世田谷区役所など）での手続きのとき	13	9.9
日本人の友人、知人と付き合いのとき	8	6.1
近所の人と付き合いのとき	16	12.2
住居を探すとき	61	46.6
自分や家族が結婚するとき	4	3.1
社会保障制度（保険・年金など）を受けるとき	2	1.5
電車やバスに乗っているとき	36	27.5
出産・育児のとき	2	1.5
学校教育を受けるとき	4	3.1
仕事を探したり、働いているとき	29	22.1
レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき	26	19.8
まちを歩いているとき	19	14.5
その他	23	17.6
全体	131	100.0

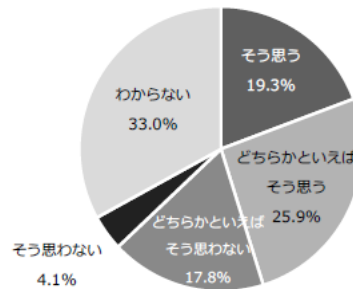
※無回答：13 ※累計（n）：243／累計（%）：185.5

▼外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が21.9%で、偏見や差別が減少していると感じる外国人が23.3ポイント多くなっています。

外国人に対する偏見や差別の減少について

	件数	割合
そう思う	38	19.3
どちらかといえばそう思う	51	25.9
どちらかといえばそう思わない	35	17.8
そう思わない	8	4.1
わからない	65	33.0
全体	197	100.0

※無回答 2



#### ④ 交流活動について

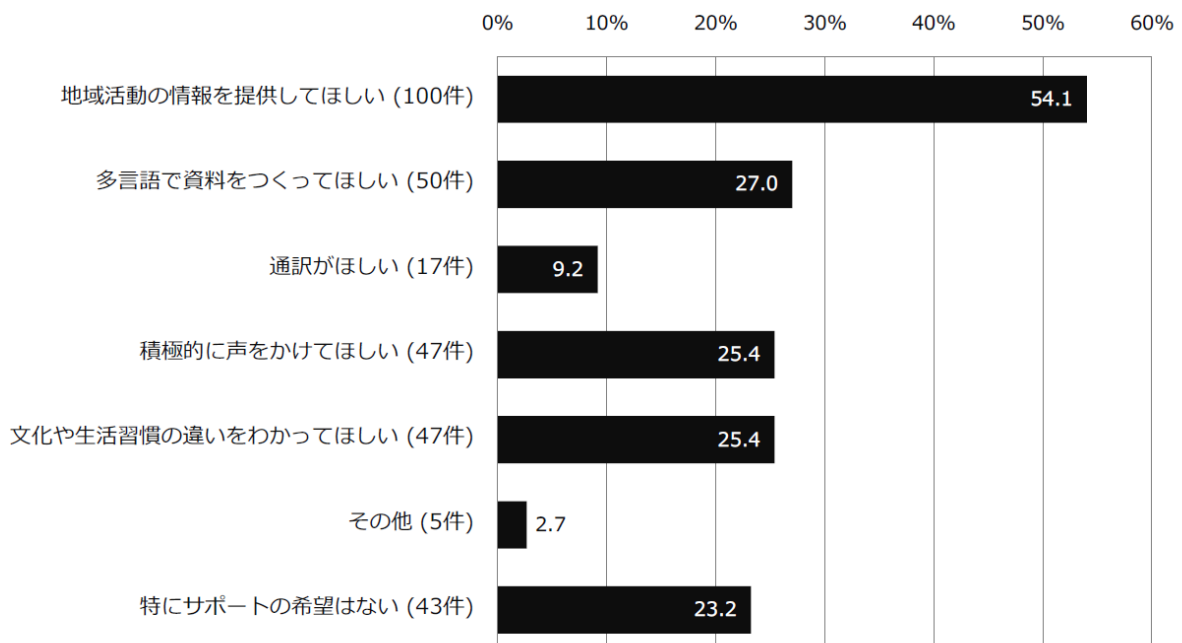
▼交流活動について、『母語や日本語を教える活動』『学校の授業への協力』『防災訓練』『防犯活動』『地域のイベント』『文化交流』『スポーツ交流』『外国人支援活動』の8つのテーマにおいて、それぞれ活動の有無、今後の取組意欲について回答を得ました。

どのテーマにおいても、「したことがある」の割合は3割以下で、『母語や日本語を教える活動』の25.4%が最も高く、『防犯活動』の2.2%が最も低くなっています。

今後の取組み意欲として、「積極的にしたい」は『文化交流』『外国人支援活動』が同率18.3%で最も高く、次いで『地域のイベント』18.0%となりました。「機会があればしたい」は『地域のイベント』48.3%が最も高く、次いで『防災訓練』47.0%、『文化交流』46.3%となりました。

▼地域活動時に必要なサポートでは、約8割がサポートを希望しています。希望するサポートは「地域活動の情報を提供してほしい」54.1%、「多言語で資料をつくってほしい」と続いています。

地域活動時に必要なサポート

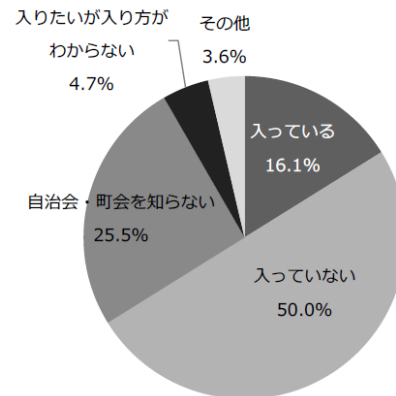


▼自治会・町会への加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%、「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%でした。

自治会・町会の加入状況

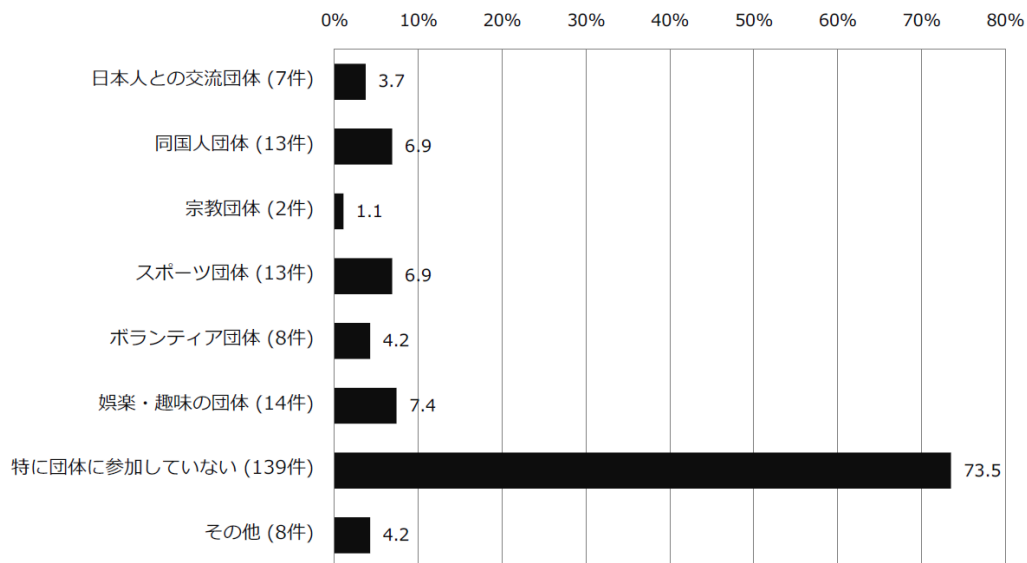
	件数	割合
入っている	31	16.1
入っていない	96	50.0
自治会・町会を知らない	49	25.5
入りたいが入り方がわからない	9	4.7
その他	7	3.6
回答者	192	100.0

※無回答 7



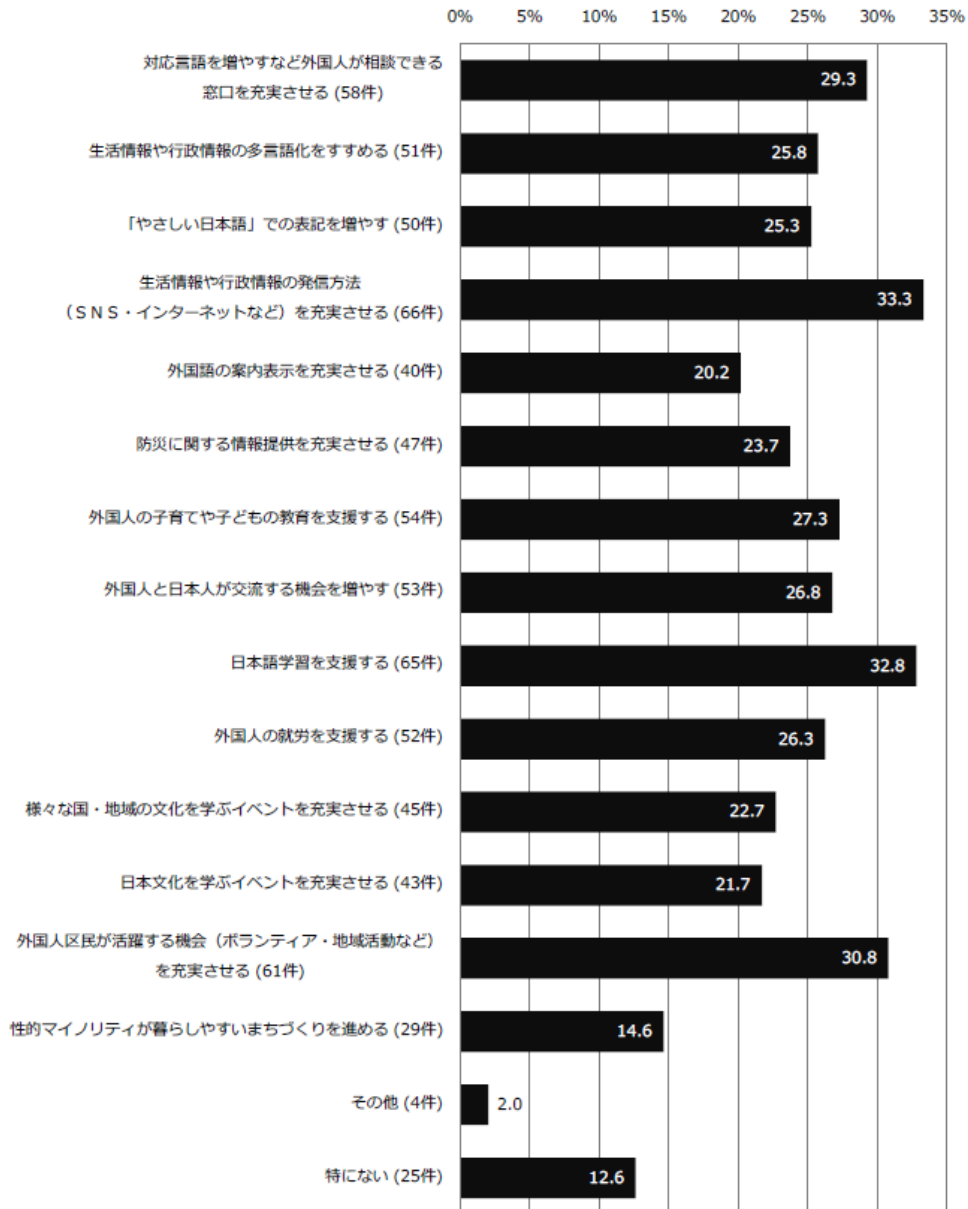
▼団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であり、参加している団体については、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となりました。

団体（コミュニティ・グループ）への参加状況



▼世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が66件・33.3%で最も多く、次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多い結果となりました。

世田谷区に期待する取組み



## ■ヒアリング調査

実施期間	令和4(2022)年8月20日、21日、27日の3日間
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
調査人数	21名
抽出方法	上記「意識・実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希望票」を同封。参加を希望する方のみ、「ヒアリング調査参加希望票」を返送していただく。
回答者の属性	性別：男性11名、女性9名、未記入1名 国籍・地域：中国8名、フィリピン2名、インドネシア2名、アメリカ2名、その他7名 年代：20代3名、30代7名、40代4名、50代6名、60代1名

## ■調査結果

### ●日本語学習について

- ・学校での学習もあるが、加えて実際に大学、ボランティア活動、アルバイト先、会社などでコミュニケーションをとった経験が日本語の上達につながっている。
- ・言葉は、実際に使う機会がないとすぐに忘れてしまう。
- ・漢字は難しい。
- ・敬語などが難しく、正しいかどうか常に悩んでいる。

### ●日本語学校・日本語教室について

- ・コロナもあり、オンラインの方が参加しやすい。対面で集団の授業だと、できる人・全くできない人がいて、つまらなくなる・ついていけなくなる人がいる。
- ・オンラインではなく、直接会話しの方が分かりやすい・意思が伝わりやすいと思う。
- ・区の日本語教室があることを知らなかった。参加して入門レベルから勉強したい。
- ・基本的な日本のルールなどについて、あわせて勉強したい。

### ●情報の入手先・情報発信について

- ・ダイレクトメール、メールマガジンなど、英語の携帯サービスがあれば助かる。
- ・情報は区や専門機関のホームページを検索して調べている。
- ・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のおしらせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全て多言語化は難しいと思う。
- ・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味をもって開けてもらえるよう工夫することが大事。
- ・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。
- ・日本語のホームページは情報が多すぎる。

### ●多言語表記・やさしい日本語について

- ・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。
- ・明朝体は外国人には読みづらい。ゴシック体やメイリオの方が読みやすい。
- ・バス等アナウンスやサインで、英語がある所とないところがある。災害時など、地図やサインフリガナや、多言語表記があると安心できる。



・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、英語の質自体も良くなってきていると実感している。

### ●防災について

- ・避難場所がどこなのか、物資はどこからもらえるのか等わからないので、訓練に参加してみたい。
- ・避難所表示が多言語であるといいと思う。
- ・注意点や考えておくべきことをメッセージやビデオにまとめるなどして、日本語教室やオンラインを活用して伝えるといいと思う。

### ●交流活動について

- ・イベント参加者たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどできればよい。
- ・交流はあまりない。同じものに興味があるコミュニティに入りたいが、タイミング悪くコロナで入れない。もちろん友達も作れない。
- ・日本人の知り合いはいるが、英語での会話になるので日本語を使う機会が少ない。

### ●困りごとについて

- ・日本文化（会社での役職の関係など）がうまく理解できない。
- ・英語しかわからず、区役所へ行った際に通訳をしてもらえることもあるが、人によっては「ここではない。」とだけ言われ、その先の案内がないのでどうすればよいかわからない。
- ・区で英語対応可能な病院のリストをもらったが、実際に行くと英語の対応がなく大変だった。
- ・家を借りるときに外国人は断られるケースが多い。また保証人のルールが厳しい。

### ●世田谷区に期待すること、要望

- ・人との接点がなく、交流の場が持てない。住んでいる周辺にある区の実践や団体等がわかると、もっと交流ができる。
- ・経済的に役に立つ情報（税金や補助金など）を区から発信していただけるとすごく助かる。
- ・日本に来たばかりの人への情報サポートやアドバイスをもらえると安心できる。

### ●偏見・差別について

- ・差別を受けたことはない。逆に優しくされる時がある。それも良いことではなく、特別扱いがあって入り込めない。もう少し普通の人間として見てもらいたい。
- ・アルバイトで、外国の名前を名乗っただけで「外国人はいらない。日本人じゃないと雇えない。」と断られることがたくさんあった。今は通称名ですべて働いている。
- ・日本語が上達しても、国籍をもらったとしても、ずっと外国人として扱われる。
- ・レストランだと、日本語で注文したのに英語で返されることがある。
- ・外国人でもちゃんとやさしくすれば、向こうもやさしくしてくれる。外国人だということが問題ではなく、気持ちが問題だと思う。

## 5. 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿

池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコー ディネーター	男女共同参画部会
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役ファウンダー	男女共同参画部会
上杉 崇子	弁護士	男女共同参画部会
上田 啓子	世田谷区町会総連合会 副会長	多文化共生推進部会
江原 由美子	東京都立大学名誉教授	会長 男女共同参画部会長
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授	男女共同参画部会
久米 喜代美	公募委員	多文化共生推進部会
小島 和子	世田谷区人権擁護委員	男女共同参画部会
ゴロウィナ・ クセーニヤ	イクリスせたがや 代表	多文化共生推進部会
斎藤 利治	特定非営利活動法人アジアの新しい風	多文化共生推進部会
日暮 トモ子	日本大学文理学部教授	多文化共生推進部会
藤井 美香	公益財団法人横浜市国際交流協会	多文化共生推進部会
藤原 由佳	公募委員	多文化共生推進部会
薬師 実芳	特定非営利活動法人 ReBit 代表理事	男女共同参画部会
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授	副会長 多文化共生推進部会長

## 6. 世田谷区国際化推進委員会設置要綱

---

### 世田谷区国際化推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化の推進を図るため、世田谷区国際化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 世田谷区に係る国際化の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会の構成員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、生活文化政策部を担任する副区長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、生活文化政策部を担任する副区長以外の副区長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の事項を検討するにあたり、委員長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会の組織その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31世国際第244号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世国際第120号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 7. 世田谷区国際化推進協議会設置要綱

---

### 世田谷区国際化推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化施策の推進を目的として、世田谷区国際化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討及び作業を行う。

- (1) 世田谷区に係る国際化の施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会長及び委員をもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員若しくは次に掲げる関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

- (1) 学識経験者2名以内
- (2) 英語、中国語又は韓国語を母語とする区民3名以内

(作業部会)

第6条 協議会は、協議会の検討及び作業を補佐するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、協議会の委員の所属する課の担当係長、係長又は主査をもって構成するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日31世国際第244号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日3世国際第120号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

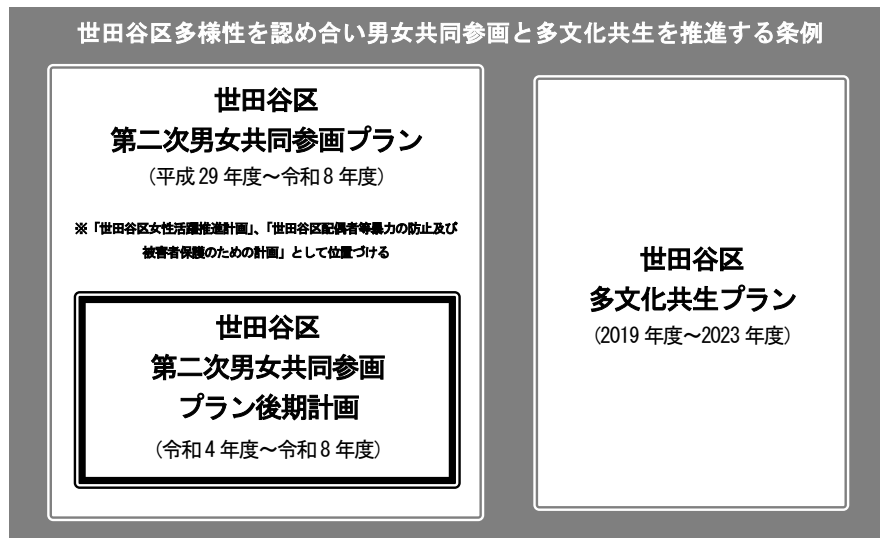
会長	生活文化政策部長
委員	総合支所地域振興課長（代表）
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部広報広聴課長
	総務部総務課長
	危機管理部災害対策課長
	生活文化政策部文化・国際課長
	スポーツ推進部スポーツ推進課長
	経済産業部商業課長
	保健福祉政策部保健福祉政策課長
	都市整備政策部都市デザイン課長
	教育総務部教育総務課長

# 令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画 取組み状況報告書（概要版）

## 1 「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成29年3月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成29年度～令和8年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



## 2 プランの体系

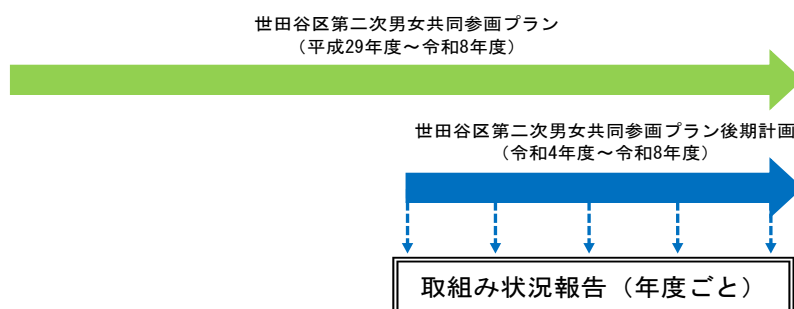
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は本編の「計画の体系」（p.3～4）をご覧ください。

## 3 プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
<b>数値目標</b>					
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和4年度 4月1日現在 34.6%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	40%以上
2	庁内の管理監督的立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和4年度 4月1日現在 38.8% (管理職:20.8%)	令和5年度 4月1日現在 38.7% (管理職:21.7%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	(暫定値) 令和5年度 85.4%	85%
<b>副次的な数値目標</b>					
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和3年度 12月28日現在 73件	令和5年度 7月13日現在 98件	150件

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・庁内の女性職員を対象としたセミナーは多くの参加者から好評を得た。今後はその拡大開催のほか、庁内メールマガジンを活用した昇任後の仕事の魅力の発信、育児等の事情のある管理監督職への配慮などの取組みを通じ、積極的に選考に挑戦する環境の整備を検討する。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう、区ホームページに関連情報を集約したプラットフォームページを作成する。女性の就労支援リーフレットについても、掲載情報やビジュアルを見直し、有効性の高いリーフレットを改編する。また、引き続き、(公財)世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、若年女性にかかる課題抽出と有効な施策の検討を行う。

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
<b>数値目標</b>					
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	(暫定値) 令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和4年度 4月1日現在 15.0% (副会長含む:30.2%)	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	20%
<b>副次的な数値目標</b>					
B	両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数・参加率	平成28年度 平日 796人 (26.3%) 休日 1,470人 (49.8%)	令和3年度 平日 102人 (45.9%) 休日 1,109人 (49.6%)	令和4年度 平日 497人 (46.5%) 休日 1,227人 (50.0%)	平日 1,070人 (45.0%) 休日 2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に 取り組んでいる」と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者がPRコーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るという状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和4年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、避難所運営マニュアルにおける位置づけに注視するとともに、らぶらすと女性防災コーディネーターとの連携により、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座等により地域展開を図る。

## 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
<b>数値目標</b>					
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校:6校 高等学校:4校	令和3年度 中学校:2校 高等学校:2校	令和4年度 中学校:2校 高等学校:0校	中学校:10校 高等学校:10校
<b>副次的な数値目標</b>					
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数:1回 参加人数:51人	令和3年度 実施回数:1回 参加人数:51人	令和4年度 実施回数:1回 参加人数:32人	実施回数:2回 参加人数:80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を見据え、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV被害者について、安心して相談ができる環境の整備検討していく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体でハラスメント、暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

## 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
<b>数値目標</b>					
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和3年度 子宮がん 31.1% 乳がん 25.9%	(暫定値) 令和4年度 子宮がん 31.7% 乳がん 26.4%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和3年度 6回	令和4年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	(暫定値) 令和5年度 87.6%	90%以上
<b>副次的な数値目標</b>					
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民:30.4% 令和2年度 企業:26.5%	(暫定値) 令和5年度 区民:12.0%	区民:45.0% 企業:40.0%
G	性的マイノリティへの人権施策等が必要 だと考えている人の割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	(暫定値) 令和5年度 64.3%	80.0%

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に関しては、検討段階から実行に移りつつある。周知啓発物の作成、中学生及び保護者向けオンライン講演会、中学校教員向けの研修会等を実施していく。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの作成を進めていく。また、「地域保健医療福祉総合計画」等における多様な性への配慮の記載について、引き続き、所管課と調整していく。また、LGBT理解増進法施行に伴い、区として取り組むべき内容を確認し、法の趣旨に沿った運用方法について検討する。



## 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

### 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

- 運営協議会や施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。  
また、研修室の利用促進のための周知を積極的に行うなど、様々な切り口から利用率の向上を図っていく。
- 区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会の実施により、区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。
- 今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。
- らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティや年間レポートを作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

### 方策2 区職員の男女共同参画推進

- 人権・男女共同参画にかかる庁内紙を発行し、定期的な情報発信を行った。また、職員セルフチェックを実施し、認識を確認することができた。継続的に実施し、意識啓発を図る。
- 令和5年4月現在では38.7%（部長級12.8%、課長級24.1%、係長級41.5%）となっている。

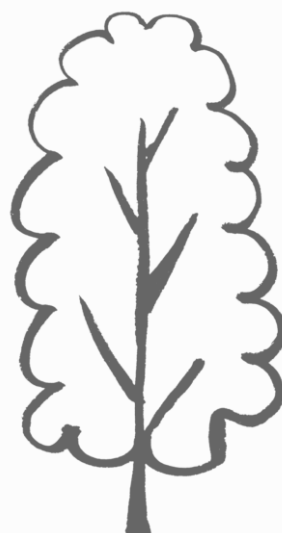
### 方策3 推進体制の整備・強化

- 審議会や部会から得られた意見に基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。
- より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。
- 次期、第三次プランの策定に向けては、区民調査を令和6年度、事業者向け調査を令和7年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのために、今後、関係所管や「らぶらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

## 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見（6月30日開催）

- ・女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。これまで慣行してきた男性モデルの働き方ではなく、仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていくとよい。
- ・性被害に関しては、“被害者にならないため”ではなく、“被害者にも加害者にもならないため”の周知・啓発が必要である。
- ・年代に応じた性教育の過程において「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。
- ・ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。こうした人がハラスメントのある環境下でどのように行動したらいいか、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。
- ・数値が低かったものについて、十分に分析し、対応を検討すること。
- ・自分や異性の性について理解するためには、自分だけでなく、異性の身体についても知ることが大切である。発達段階に応じた性教育を継続的に実施していただきたい。
- ・「LGBT理解増進法」施行に伴い、実態にそぐわない情報も飛び交うことが予想されるため、区民だけでなく、まずは区職員が正しい知識を習得し、理解促進に努めることが必要である。
- ・区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々が差別されることなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。
- ・区職員の男女共同参画推進に関し、管理職選考への積極的な申込やワーク・ライフ・バランスの実現のためには、女性だけでなく、男性も働きやすい環境を整備していくことが重要である。

令和4年度  
世田谷区第二次男女共同参画プラン  
後期計画 取組み状況報告書



令和5年7月  
世田谷区



# 目次

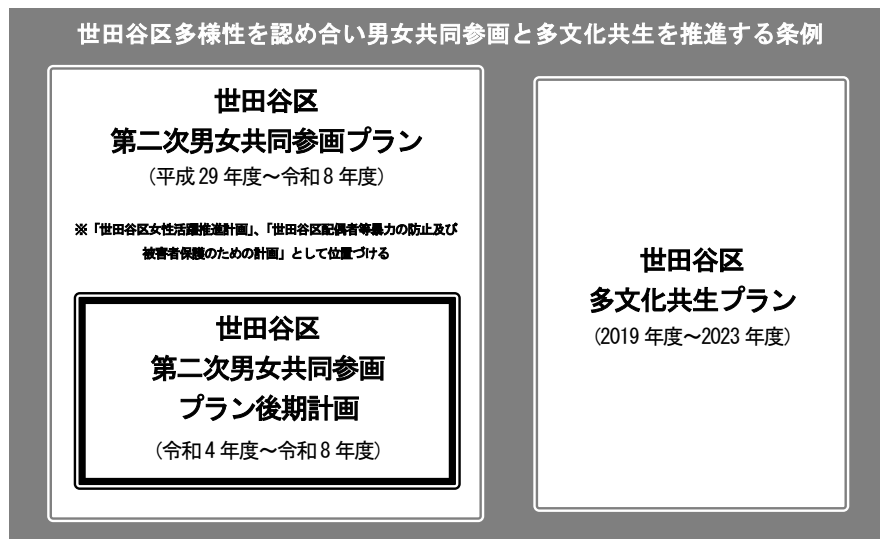
本書について	1
計画の体系	3
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	5
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	7
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	10
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	12
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	15
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	17

# 本書について

## 「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



## プランの体系

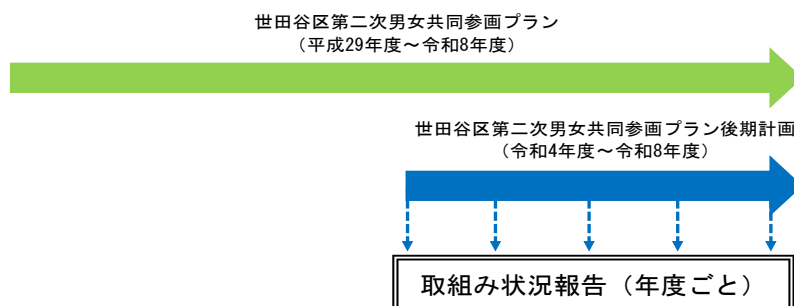
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 3～4) をご覧ください。

## プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



---

## 本書の見かた

---

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和4年度の取組み内容と評価を掲載しています。  
なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

### 【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

### 【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

### 【基本目標における課題と令和4年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和4年度に実施した取組み内容を掲載しています。

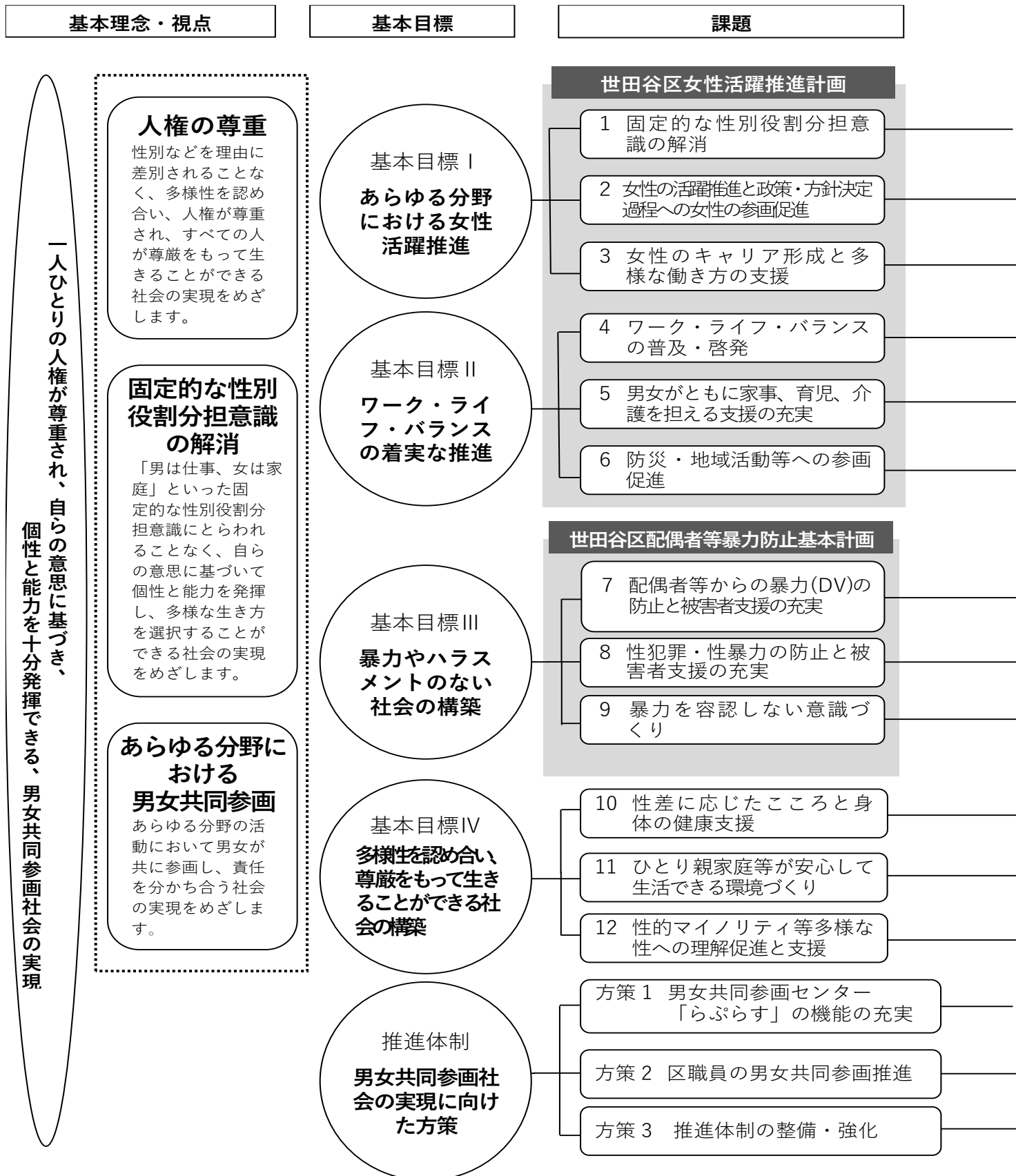
### 【実施内容の評価と今後の取組み】

令和4年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

### 【参考：令和3年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和3年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

# 計画の体系



## 施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発  
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上  
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上  
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進  
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援  
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進  
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援  
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援  
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）  
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援  
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援  
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備  
⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化  
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用  
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備  
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進



# 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

## 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の 占める割合	平成28年度 30.9%	令和4年度 4月1日現在 34.6%	令和5年度 4月1日現在 35.2%	40%以上
2	庁内の管理監督的立場 (部長・課長級及び係長級) の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和4年度 4月1日現在 38.8% (管理職:20.8%)	令和5年度 4月1日現在 38.7% (管理職:21.7%)	40% (管理職:30%)
3	固定的な性別役割分担 意識の解消が必要だと 考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和4年度 85.3%	<b>(暫定値)</b> 令和5年度 85.4%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

## 【副次的な目標数値】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく 「一般事業主行動計画」 を策定・公表している 区内事業所数	—	令和3年度 12月28日現在 73件	令和5年度 7月13日現在 98件	150件

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 43.0% (令和4年9月30日現在) \*1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 38.7% (令和4年4月1日現在) \*2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和4年4月1日現在) \*2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満
8	13	10	27	2	1	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 14.1% (令和4年7月現在) \*3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 17.1% (令和4年4月1日現在) \*2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 20.8% (令和4年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和4年4月1日現在) \*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
2	1	9	10	24	12	3	1

\*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和4年9月)

\*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

\*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和4年12月)

## 【数値目標に対する評価と課題】

### 1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 4.3 ポイント、前年度比 0.6 ポイント上昇した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の最終目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 3 年度 3 件から 6 件に増加した。

### 2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.5 ポイント、前年度比 0.1 ポイント低下した。

⇒特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 53.1%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。

### 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比 12.1 ポイント、前年度比 0.1 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

### A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、令和 3 年度から 25 件増加した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要である。

## 【基本目標における課題と令和 4 年度の実施内容】

### 課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3, 5）

#### 男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

父親と子どもを対象としたエコクッキング講座、親子で参加することができる映画上映会を実施し、男性も参加できる事業を実施した。また、中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った。その他、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供・収集、講座、相談などの様々な事業の中に、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

### 課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

#### 庁内の管理監督職への昇任意欲向上と先進事業者表彰の再開

庁内の女性職員を対象としたセミナーを新たな試みとして開催し、管理職選考を躊躇する理由や原因、仕事と家庭の両立の困難さについて意見交換を行った。仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を 3 年ぶりに実施し、表彰対象となった好事例を広く周知することで、区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発を図った。

### 課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24, 25, 28, 30, 31）

#### 就労を希望する女性への面接会やキャリアカウンセリング等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援や、(公財)世田谷区産業振興公社が実施する企業と求職者のための面接会やキャリアカウンセリング等は、多様な働き方のニーズや社会経済情勢を反映した内容への見直しなど工夫が見られ、多くの事業が令和 3 年度の実績を上回った。

## 【実施内容の評価と今後の取り組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・庁内の女性職員を対象としたセミナーは多くの参加者から好評を得た。今後はその拡大開催のほか、庁内メールマガジンを活用した昇任後の仕事の魅力の発信、育児等の事情のある管理監督職への配慮などの取り組みを通じ、積極的に選考に挑戦する環境の整備を検討する。
- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう、区ホームページに関連情報を集約したプラットフォームを作成する。女性の就労支援リーフレットについても、掲載情報やビジュアルを見直し、有効性の高いリーフレットを改編する。また、引き続き、(公財)世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。
- ・特別区長会調査研究機構が実施する「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとした研究において、若年女性にかかる課題抽出と有効な施策の検討を行う。

## 【参考：令和 3 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・庁内の管理監督的立場の女性の占める割合が上昇しているのは良い傾向だが、係長級に比べ管理職（部長・課長級）の比率が低い。女性管理職の希望者が少ない理由を分析し、働き方の見直しを進める等、希望者が増えるような努力を積み重ね、後期計画及び特定事業主行動計画の目標である女性管理職 30%の達成を目指してほしい。
- ・課題 3 「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」については、今休業中で再就職を目指している人だけでなく、すでに働いている人のキャリアチェンジや定年後の働き方等、ライフステージに応じて支援テーマを広げ、支援につながりやすくなるよう検討してほしい。

(令和 4 年 8 月 2 日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和元年度 24.4%	<b>(暫定値)</b> 令和5年度 27.3%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和4年度 4月1日現在 15.0% (副会長含む:30.2%)	令和5年度 4月1日現在 14.6% (副会長含む:28.1%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

### 【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ふれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率	平成28年度 平日796人 (26.3%) 休日1,470人 (49.8%)	令和3年度 平日102人 (45.9%) 休日1,109人 (49.6%)	令和4年度 平日497人 (46.5%) 休日1,227人 (50.0%)	平日1,070人 (45.0%) 休日2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み込んでいる」 と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 6.8% (令和4年12月27日現在) \*1
- 東京都の自治会長の女性比率 15.0% (令和4年12月27日現在) \*1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和5年3月6日現在) \*2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	2	8	8	5	0	0
市町村	7	3	2	4	7	7	9
合計	7	5	10	12	12	7	9

\*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和4年度)」

\*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

## 【数値目標に対する評価と課題】

### 4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

### 5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では3.2ポイント、前回調査比2.9ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに関する意識は着実に上昇しており、今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

### 6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比 6 ポイント上昇したが、前年度比0.4ポイント低下した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

### B 両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数は、前年度から増加した。参加率は、令和8年度目標を達成した。

⇒参加率は、数値目標を達成したものの、出生数の減少に伴ってか参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

### C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に組み込んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

## 【基本目標における課題と令和4年度の実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（事業No. 42, 43, 44, 47）

### イベントにおける呼び掛け、セミナー等を通じた周知・啓発

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。世田谷区産業振興公社では、セミナーに加え、令和4年度より区内中小事業者向けハラスメント相談窓口外部委託サービスを開始し、新規契約6件を得た。また新たに、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（事業No. 49, 60, 93, 94, 96, 97, 98）

### 多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの拡充が図られ、これらの取組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できるふれパパママ講座、料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題6 防災・地域活動等への参画促進（事業No. 99, 113, 104）

### 防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点、せたがや生涯現役ネットワークの活用

社会情勢の変化や東京都の被害想定見直しを踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しに取り組む中で、女性・子どもに配慮したレイアウトを提示する等、女性の視点を見直し案に反映した。また、コロナ禍により活動が停滞していた女性防災コーディネーターに対し、活動再開の支援を目的にフォローアップ研修を実施した。また、男女ともに地域活動に参加しやすくなる環境整備に向けては、せたがや生涯現役ネットワークの各種事業や農業、スポーツ、生涯学習など様々な分野の関連する取組みにおいて、令和3年度の実績を大きく上回った。

## 【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・ 広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るといった状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。
- ・ 事業者向けの取組みとして、らぶらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、ポジティブ・アクションの必要性とともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・ らぶらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、男性が家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。令和4年度の男性を対象とした事業への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・ 防災・災害分野においては、避難所運営マニュアルにおける位置づけに注視するとともに、らぶらすと女性防災コーディネーターとの連携により、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座等により地域展開を図る。

**【参考：令和3年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】**

- ・ポジティブ・アクションに対しては、疑問も含めいろいろな意見がありうると考えられるので、なぜポジティブ・アクションが必要とされているのか、十分に説明していく必要がある。
- ・区民も事業者も、男女共同参画推進への意識は高まってきているが、中小事業所等、実践するのは困難なケースが多い。現状や実態を踏まえ、事業者への啓発に努めてほしい。
- ・「区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備」、「仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくり」について、成果が見えるような数値目標や事業実績があるとよい。

(令和4年8月2日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和3年度 27.1%	令和4年度 29.5%	60%
8	「DVが、100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和3年度 67.4%	令和4年度 67.9%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和3年度 中学校：2校 高等学校：2校	令和4年度 中学校：2校 高等学校：0校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

### 【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和3年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和4年度 実施回数：1回 参加人数：32人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 20.0%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合  
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和3年3月)(3年に1度実施)

### 【数値目標に対する評価と課題】

**7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比4.8ポイント低下したが、前年度比2.4ポイント上昇した。**

⇒被害者を着実に支援につなげるためには、DV防止法やDV自体についての理解を深める必要がある。令和6年度にはDV防止法の改正法が施行されるため、区民向けや関係団体を通じた啓発の内容や手法等を検討する。

**8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比16.9ポイント、前年度比0.5ポイント上昇した。**

⇒暴力は理由のいかんにかかわらず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

## 9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和3年度が全体で4校だったのに対し、令和4年度は2校に留まった。

⇒らぶらすによる学校出前講座は様々なテーマで実施しており、デートDV防止を希望する講座の申込が少なかった。潜在的なリスクはあるため、校長会や副校長会等、各種会議体で出前講座の周知を行っていく。また、デートDV自体の理解促進のため、引き続き、中学2年生へデートDV防止リーフレットを配布していく。

## D DV防止研修の参加者数は、令和3年度が51名だったのに対し、令和4年度は32名となった。

⇒令和4年度は、コロナ対策や会場の規模により、昨年度より少ない人数での実施となった。DV被害者の支援は関係機関だけに留まらず、いずれの所管においても適切に対応することが求められるため、職員一人ひとりが正確な知識を身に付ける必要がある。今後は、収容人数の多い会場を確保し、より多くの職員へ研修を実施する。

## E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和2年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、過去3年間に勤務先で一度以上パワーハラスメントを経験した者の割合が31.4%だったのに対し、その後の行動として、「何もしなかった」の割合が最も高く、勤務先の対応としても「特に何もしなかった」割合が47.1%となった。今後はより一層、企業へ周知・啓発を強化するとともに、被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

### **【基本目標における課題と令和4年度の実施内容】**

**課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実** (事業 No. 125, 126, 130, 131, 132, 135, 136, 137, 138, 140, 141, 143, 150)

#### **DV被害者の状況に応じた支援の充実**

配偶者暴力相談支援センター機能における、各総合支所子ども家庭支援課を主体として被害者の保護及び自立や生活再建に向けた支援を行いつつ、子育て支援、健康相談や公営住宅・民間賃貸住宅にかかる情報提供等、複数の課が連携しながら支援を行った。また、外国にルーツのあるDV被害者からの相談が増加傾向にあり、多言語化が求められていることを踏まえ、令和4年より通訳を含めた同行支援の委託を行っている。

**課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実** (事業 No. 160)

#### **犯罪被害者等相談窓口における支援**

犯罪被害者等支援相談窓口では、犯罪被害にあわれた方の相談対応を行った。また、さらなる犯罪被害者等支援の質や継続性を確保するため、学識経験者や関係機関による検討委員会で検討を行うとともに、関係所管による事例検討会を立上げ、様々な犯罪種別や被害状況に応じた支援内容や連携体制のあり方について検討を行った。

**課題9 暴力を容認しない意識づくり** (事業 No. 165, 167)

#### **教育委員会と連携した意識啓発**

デートDV防止啓発物を区内中学校2年生に配布するとともに、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、区立小中学校の校長会、副校長会や生活指導主任研修会等の教職員研修において、わいせつ行為やセクハラ・パワハラ、体罰の禁止に主眼を置いたミニ研修会を実施し、生徒だけでなく、教職員の意識啓発も図った。引き続き、啓発物を配布するとともに、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

### **【実施内容の評価と今後の取組み】**

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を見据え、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV被害者について、安心して相談ができる環境の整備検討していく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、区内事業所へハラスメントを禁止する規定の整備等の働きかけを行っていく。また、警察と連携しながら地域全体でハラスメント、暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。

### **【参考：令和3年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】**

- ・女性に対する暴力としてDVが中心に取り上げられているが、性暴力も大きな問題となっている。若年層が被害にあっていることについて周知を強化する必要がある。後期計画では課題8で「性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実」を掲げており、令和3年6月に開設した犯罪被害者等相談窓口とともに取組みを進めてほしい。
- ・デートDV防止啓発物のリニューアルにあたり、当事者である若者が制作に参加したことは評価できる。学校出前講座については、デートDV以外の人権テーマについても効果的な取組みだと考えられる。

(令和4年8月2日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和3年度 子宮がん 31.1% 乳がん 25.9%	<b>(暫定値)</b> 令和4年度 子宮がん 31.7% 乳がん 26.4%	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和3年度 6回	令和4年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和4年度 80.0%	<b>(暫定値)</b> 令和5年度 87.6%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

### 【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	令和元年度 区民：30.4% 令和2年度 企業：26.5%	<b>(暫定値)</b> 令和5年度 区民：12.0%	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	<b>(暫定値)</b> 令和5年度 64.3%	80.0%

出典 F 前回の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)、区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	20.9%	20.9%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和3年度)



### 【数値目標に対する評価と課題】

#### 10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、いずれもプラン策定時及び前年度実績を上回った。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

#### 11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少した。新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催したが、利用する相談者は減少した(令和4年度25名、令和3年度26名)。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせ実施していく必要がある。

#### 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比17.6ポイント、前年度比7.6ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発の効果により、認知度が上昇したと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

#### F パートナースhip宣誓の認知度は、令和元年度比18.4ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。8年が経過し、改めて制度に関する周知を行っていく必要がある。なお、区におけるパートナーシップ宣誓者は年間27組(制度開始からの累計218組)であった。また、令和4年11月に導入したファミリーシップ宣誓者は1組であった。

#### G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比10.3ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比5ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

### 【基本目標における課題と令和4年度の実施内容】

#### 課題10 性差に応じたところと身体健康支援 (事業No.171,199)

##### 年代に応じた性教育の取組み

発達段階に応じた性教育として、思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発に向けた検討のため、専門部会を開催するとともに、若者世代及び保護者向けのワークショップ開催を実施した。また、らぶらすでは、「生理」をテーマに、基礎知識や自分の心の大切さについて、女子生徒やその保護者、教職員へ講座を実施した。

#### 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業No.211,212,217,219)

##### 貸付事業、助成事業の実績は増加または横ばい

母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象とする給付金の利用実績等は令和3年度に比べて増加または横ばいだったが、ひとり親家庭等のホームヘルパーは、延利用時間数、利用実世帯数等、いずれも増加した。

#### 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業No.232,233)

##### 多様な性への複合的な理解促進と支援

多様な性・家族のあり方を尊重し、理解を促進するため、ファミリーシップ宣誓制度を令和4年11月1日に開始した。同日に東京都パートナーシップ宣誓制度が開始されたこともあり、東京都全体として気運が高まる中で制度の広報、周知を行うことができた。また、教育や保健福祉、青少年育成など様々な分野より、多様な性への理解促進を目的とした講座や研修依頼が増加し、人権・男女共同参画課及びらぶらすでその対応を行った。

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に関しては、検討段階から実行に移りつつある。周知啓発物の作成、中学生及び保護者向けオンライン講演会、中学校教員向けの研修会等を実施していく。
- ・コロナ禍でさらに困難な状況に陥ることを余儀なくされたひとり親等に対して、幅広く事業が実施されており、今後も引き続き、人権の尊重、男女共同参画の視点を持って、適切な支援を行う。
- ・多様な性への理解促進やジェンダーバイアスの解消について、区内事業所への働きかけを行っていくとともに、小学生高学年を対象とした啓発リーフレットの作成を進めていく。また、「地域保健医療福祉総合計画」等における多様な性への配慮の記載について、引き続き、所管課と調整していく。また、LGBT理解増進法施行に伴い、区として取り組むべき内容を確認し、法の趣旨に沿った運用方法について検討する。

**【参考：令和3年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】**

- ・性的マイノリティ支援について、災害弔慰金や災害見舞金の支給等、同性パートナーも対象とする事業が増えていることは評価できる。他の所管課、特に福祉部局との連携を強化し、行政計画等の中に対象として位置づけられ、LGBTQの方が抱える生きづらさや困難への支援がより充実されることを期待する。また、行政サービスを利用するときにハラスメントを受けることないように、区のサービスを安全に受けられるようにすべきである。職員研修はもちろん、現在行っている同性パートナーシップ宣誓の見直しなどの機会もとらえて、庁内における性的マイノリティの理解促進を進めてほしい。
- ・男女平等教育や性的マイノリティ理解促進を含む人権教育は重要である。人権意識を高められるよう、引き続き各校で人権教育がなされるよう発信してほしい。

(令和4年8月2日 男女共同参画推進部会)

# 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

## 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

### 【令和4年度の取組みと評価】

#### ○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

施設内の印象を明るくし、気軽に利用できる雰囲気を作り出すため、3階自由利用スペースのレイアウト変更について検討し、まずは一人用スペースを設置した。その後、机・椅子の入れ替えや情報スペースの集約等も行った。引き続き、運営協議会や施設利用者の声を取り入れながら、より利用しやすい環境を整備していく。

また、研修室の利用促進のための周知を積極的に行うなど、様々な切り口から利用率の向上を図っていく。

#### ○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区民企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区民企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター（有償ボランティア）の創出や運営協議会の実施により、区民や地域団体と連携した施設運営と地域における男女共同参画社会の推進を図る。

#### ○地域ネットワークの構築

出前講座、出張図書館、イベント出展、関連団体への事業広報、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチによる全区展開を積極的に行った。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会を通じて、ネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

#### ○広報・普及啓発

区やらぶらすの広報媒体を活用し、周知・啓発を行った。また、まちづくりセンター連絡協議会、民生委員・児童委員協議会や小・中学校の校長会等の会議体に参加し、情報提供を行った。今後は、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティや年間レポートを作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識していただくことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

## 方策2 区職員の男女共同参画推進

### 【令和4年度の取組みと評価】

#### ○庁内における情報発信等（事業No.1014）

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。また、職員セルフチェックを実施したところ、3,096名からの回答があり、人権・男女共同参画にかかる認識を確認することができた。いずれの事業についても継続的に実施し、意識啓発を図る。

#### ○特定事業主行動計画に基づく女性比率（事業No.1019,1021,1023）

特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和5年4月現在では38.7%（部長級12.8%、課長級24.1%、係長級41.5%）となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和5年4月時点で19.9%（前年度30.4%）となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は29人（前年度29人）、早出遅出勤務取得件数は90件（前年度121件）となった。

## 方策3 推進体制の整備・強化

### 【令和4年度の取組みと評価】

#### ○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会（事業No.1026）

・令和4年度は審議会を2回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

### ○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No. 1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置した。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

### ○第3次男女共同参画プランの策定に向けて（ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討）

令和5年度に、世田谷区が提案区となり、特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」について調査研究を行う。また、次期、第三次プランの策定に向けては、区民調査を令和6年度、事業者向け調査を令和7年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのために、今後、関係所管や「らぷらす」、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

#### 【参考：令和3年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・「職員の男女共同参画に関する意識調査」の回答率について、職員対象であることを考えると回答率が低く感じられる。回答率を上げるための工夫ができるとよい。

（令和4年8月2日 男女共同参画推進部会）

# 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和5年6月30日 男女共同参画推進部会)

## 【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

・女性が管理職選考を受けづらい背景として、仕事と家庭の両立の難しさが障壁となっていると考えられる。これまで慣行してきた男性モデルの働き方ではなく、仕事も家庭も両立できる働き方を組織として考えていく必要がある。また、こうしたライフスタイルを体現する管理職のイメージを作っていけるとよい。

## 【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P7)

・【数値目標】4におけるポジティブ・アクションの認知度が、直近の実績で40%代と令和8年度目標と比較し、半分程度のパーセンテージとなっているが、基本目標Ⅰの【副次的な数値目標】Aに定める「一般事業主行動計画」に位置付けられる取組みがポジティブ・アクションとなっていくと考えられるため、「一般事業主行動計画」と一体的に周知・啓発を行っていく必要がある。

## 【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P10)

・性被害に関しては、“被害者にならないため”ではなく、“被害者にも加害者にもならないため”の周知・啓発が必要である。

・刑法性犯罪規定の改正に伴い、同意のない性行為を広く性犯罪と定義されたが、このことを広く周知・啓発する必要がある。また、年代に応じた性教育の過程においても「性同意」という考え方を浸透させることが重要であるが、同意した先のことや拒否できることについても知ることが大切である。

・ハラスメントが発生する環境には、ハラスメントに気付いているけれども声を上げることのできない人もいる。こうした人がハラスメントのある環境下でどのように行動したらいいか、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発が必要である。

## 【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P12)

・【副次的な数値目標】の数値が低かったことについて、十分に分析し、対応を検討すること。

・自分や異性の性について理解するためには、自分だけでなく、異性の身体についても知ることが大切である。発達段階に応じた性教育を継続的に実施していただきたい。

・「LGBT理解増進法」施行後も「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に則り、施策を検討していただきたい。しかしながら、実態にそぐわない情報も飛び交うことが予想されるため、区民だけでなく、まずは区職員が正しい知識を習得し、理解促進に努める必要がある。

・区と契約関係にある事業所において、性的マイノリティの方々や差別されることなく、安心して働き続けられる環境整備を行っていくこと、また、事業所がサービスを提供する場合においても差別することがないよう、働きかけていただきたい。

・事業所の取組みを可視化できる認定制度などがあるとよい。

・就労に関し、安心して相談できるよう、就労相談支援機関と連携していけるとよい。

## 【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P15)

・区職員の男女共同参画推進に関し、管理職選考への積極的な申込やワーク・ライフ・バランスの実現のためには、女性だけでなく、男性も働きやすい環境を整備していくことが重要である。

・多様性を考えていく上で、区職員が様々なバイアスがかかった状態で、偏った価値観により対応することは望ましくない。相談者の状況が相対的に良い悪いではなく、相談者の困りごとそのものに目を向けていく必要がある。そのために、自分のバイアスに気づき、解消していくとともに、ファシリテーションや対話の質を向上させる研修機会があるとよい。

・らぶらす3階の自由利用スペースの家具を入れ替えたことによって、入りやすい雰囲気となった。今後も利用者のニーズを反映した、きめ細かい事業展開に期待する。



---

令和 4 年度(2022 年度)  
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和 5 年 7 月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課  
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5  
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

---

基本目標		基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進		
課題		1 固定的な性別役割分担意識の解消		
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ） 〔ワーク・ライフ・バランス講座、男性のための家事・育児・地域活動等への参画支援講座〕 ・父親向けワーク・ライフ・バランス推進講座 ・父親と子どもを対象としたワークショップ 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			実施内容	
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	今後の取組み	・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
			実施内容	・出前講座として、区立中学校1校で、生徒向けと教職員向けに講座を実施。
課題		2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進		
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	・女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
			実施内容	
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・男性モデルの働き方から、性別に関わらず、仕事と家庭を両立できる働き方を組織として検討していく。 ・庁内メールマガジンの発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。
			実施内容	
課題		3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援		
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・非正規シングル女性の生き方と仕事を考える講座 ・産休・育児中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・女性起業家交流会
			実施内容	
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	今後の取組み	・女性を対象とした就労支援リーフレットは引き続き作成するが、内容を見直すとともに、配布先や配布方法を検討し、広く配布する。 ・悩みごとに応じた相談窓口や制度等を体系的に集約し、区ホームページで公開する。
			実施内容	・『「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内』を作成し、区内外約400箇所、4,000枚程度を配布した。
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	今後の取組み	・令和5年度より特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに若年女性が抱える課題と有効な施策について検討する。
			実施内容	・第3回研究会（6月21日）に参加した。今後、実施する本調査について、検討を進める。



「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
課題		4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発		
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスイベント調査を引き続き実施する。</li> <li>・区民向け啓発冊子の作成を検討する。</li> </ul>
			実施内容	
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画先進事業者表彰」を継続して実施し、区内事業者の先進的な取組みを、広く周知する。</li> <li>・中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、「ポジティブ・アクション」や「一般事業主行動計画」にかかる周知・啓発を行う。</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画先進事業者表彰」に6事業所より応募があった。今後、各事業所へのヒアリングを実施後、対象事業者の取組みを紹介するパンフレットを作成し、広く周知・啓発を実施する。また、らぶらす事業と連携し表彰式を実施することで、受賞事業者の更なる取組みを促す。</li> </ul>
課題		6 防災・地域活動等への参画促進		
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を実施する等、連携しながら地域展開を図る。</li> </ul>
			実施内容	

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標 暴力やハラスメントのない社会の構築		
課題		7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
			実施内容	
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・配偶者暴力相談支援センター機能における業務の一つであるDV相談事実証明書の発行を目的とした「男性面談」を6月1日より開始する。また、男性相談のより充実した体制を検討していく。 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向け、女性支援に注目が集まるが、困難を抱える男性の存在を忘れず、必要な支援が届くよう、支援方法や体制を検討する。
			実施内容	
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・警察へ個別に連携を呼び掛けるとともに、DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。 ・各ケースごとの危険度を示したシートを活用しながら、連携し、より具体的な支援を検討する。
			実施内容	
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・同行支援に加え、より危険度の高い事案について、警備会社の警備員による同行警備を実施する。 ・民間資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
			実施内容	

課題		8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	・引き続き、犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
			実施内容	
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	・引き続き、犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
			実施内容	
3	取組み名称	性的被害への区への対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	・犯罪被害者等支援検討委員会で検討していく。
			実施内容	
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	・同意のない性行為が性犯罪であることや「性同意」について、年代に応じた性教育の中でも周知・啓発していく。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	
課題		9 暴力を容認しない意識づくり		
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV防止の普及啓発	今後の取組み	・ハラスメント、性暴力やDVを容認しない社会規範の醸成を行うため、「被害者にならないため」の啓発ではなく、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発を家庭、教育、職場で行い、意識・行動変容を進める。 ・暴力の構造や、アサーティブの大切さについて、様々な広報活動や講座、居場所等さまざまな事業の中に取り入れ、理解促進に努める。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	・職場等においてハラスメントを黙認することがないよう、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発を行う。
			実施内容	

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
課題		1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援		
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議体や資料配布先について、改めて検討し、幅広く周知、啓発を行う。</li> <li>・区内企業や商店街において、ALLYとして賛同した企業の名前や取組みを発表、ステッカーの交付など検討。</li> <li>・事業所の取組みを可視化できる認定制度等の検討。</li> </ul>
			実施内容	
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・らぶらすの出前講座を小学生向けにも実施する。</li> <li>・小学生、中学生向けに性に関するアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえた小学生向けリーフレットを作成する。</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月に区立小学校の2地域の養護教諭に向け実施。</li> </ul>
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期「保健医療福祉総合計画」へLGBTQへの配慮を盛り込むよう調整する。</li> <li>・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。</li> </ul>
			実施内容	
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。</li> <li>・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。</li> <li>・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気付き、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。</li> </ul>
			実施内容	
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業者へアンケート調査を行い、41事業者のうち、2事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、7事業者がソジハラスメント禁止の規定を整備。効果的な要請方法を検討。</li> <li>・区と契約を締結するすべての事業者に「契約履行にあたっての留意事項」を配付。多様性条例第7条「差別の解消等」に加え、第6条「事業者の責務」も特に遵守いただく条項として取り上げ、庁内及び外郭団体への周知を行った。</li> </ul>
			実施内容	

6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法律婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。</li> <li>・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。</li> </ul>
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT理解増進法施行の機根を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。</li> </ul>
			実施内容	

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
課題の内容		方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充		
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設表示（看板等）の新設</li> <li>研修室利用基準の策定</li> <li>学生向け自習スペース（研修室）の開放</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月21日～8月31日の間に、中学・高校・大学生へ研修室を自習室として開放し、若い世代が気軽に男女共同参画に触れ合える機会を創出するとともに、新たな利用者層へアプローチした。</li> </ul>
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出前講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。</li> <li>引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。</li> <li>区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施</li> <li>らぶらすサポーターの創出</li> <li>地域における活動団体や大学生への学習支援</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民企画協働事業として、様々な視点を取り入れた4事業を選定した。10月より団体等と調整の上、事業を実施していく。</li> </ul>
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>「連携先一覧」に基づき、広報、周知先の拡充を図る。</li> <li>らぶらす運営協議会を開催し、地域のステークホルダーと連携を図るとともに、得られた意見を運営に活かしていく。</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営協議会の委員候補を選定し、実施に向けて調整中。</li> </ul>
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>らぶらす施設紹介リーフレットの作成</li> <li>らぶらすノベルティの作成</li> <li>アニュアルレポート（事業報告書）の作成</li> <li>H P リニューアル、SNSを活用した周知、啓発の強化</li> </ul>
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>らぶらすノベルティとして、ネーム入りのウエットティッシュ・付箋を作成。</li> <li>駒澤大学で開催された「せたがや居場所サミット」に出展し、らぶらすの事業紹介と共に、ノベルティを配布した。</li> </ul>
課題の内容		方策2 区職員の男女共同参画の推進		
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>にじいる通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。</li> <li>庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。</li> </ul>
			実施内容	

2	取組み名称	障害者の自立生活に向けたジェンダーの視点	今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。
			実施内容	
課題の内容		方策3 推進体制の整備・強化		
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	・地域のステークホルダーを中心に地域懇談会（意見交換の場）を実施し、地域における男女共同参画の視点を広げていく。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	・女性を取り巻く状況と経済的な困難をはじめとする生きづらさを抱える女性が求める支援を明らかにし、改善のための効果的な支援体制の構築に向けて検討する。 ・その際、「特別区長会調査研究機構」の調査「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」の結果をはじめ、ジェンダー統計の視点を入れる。 ・基本計画策定、調整会議の設置、民間団体との連携など支援体制のあり方について検討を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	人口動態をはじめジェンダー統計を踏まえた施策の展開	今後の取組み	・人口動態を性別・年代別に分析し、その違いの要因や、違いがもたらす影響を議論し、必要な事業展開につなげる。
			実施内容	

【参考①】



起業ミニメッセ



男女共同参画センター  
らぶらす



三茶おしごとカフェ



起業講座

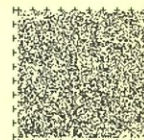


ワークスペースひろば型

# 「働きたい」 「働く」 女性のための 講座・相談等 ご案内

～働きたい・働く女性を応援します～

世田谷区





# 世田谷区では、 「働きたい」「働く」女性を応援しています！



このパンフレットでは、女性対象の講座やイベントを一覧にまとめています。  
気になるもの・役に立ちそうなものがありましたら、ふるってご参加ください。  
掲載している講座やイベントは、一部を除き、事前の予約が必要です。


## 就業関連講座・イベント・支援等事業

これから働きたい方に				
講座・事業名等	内容	対象	時期	お問い合わせ先
就職支援セミナー (女性向け)	求職中の女性を対象とした就業支援セミナーです。 面接対策や求人票の見方などの講座を開催いたします。	求職中の女性	月1回程度で 実施予定	三茶おしごとカフェ TEL03-3411-6604
就労支援講座 (女性向け)	働き方を見直したい、子育てと仕事を両立したい、もう一度働きたい、定年後の生活を見据えて収入を増やしたい等、自分らしいライフデザイン、自分らしいキャリアについて考える女性のための講座です。	生き方・働き方を考える女性	年3回程度で 実施予定	男女共同参画センター らぷらす TEL03-6450-8510


ひとり親家庭の方に			
講座・事業名等	内容	対象	お問い合わせ先
母子・父子自立支援プログラム	よりよい仕事につきたい、職業訓練を受けたい方に希望や経験などを聞いたうえで、ハローワークと連携して就業を支援します。	ひとり親家庭の 母または父	お住まいの地域の総合支所 保健福祉センター 子ども家庭支援課 世田谷 TEL03-5432-2915 北 沢 TEL03-6804-7525 玉 川 TEL03-3702-1189 砧 TEL03-3482-1344 烏 山 TEL03-3326-6155
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	就業に必要な教育訓練の対象講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。 申し込みは講座開始日の前月10日までです。		
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	受講期間中の生活の負担を軽減し、就業に有利な資格の取得を促進するため、対象講座の受講期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します(要事前相談)。		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。	ひとり親家庭の 母または父または子	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金」を受給している方や給付金を受給した上で養成機関を修了した方へ、就学、就職に必要な資金を貸付ける制度です。一定条件を満たすことで返済免除となる場合があります。	ひとり親家庭の 母または父	(社福)世田谷区社会福祉協議会 (自立相談支援機関) ぷらっとホーム世田谷分室 TEL03-3419-2611

仕事と子育ての両立を応援しています！

### マザーズハローワーク東京



HP



LINE@

広々としたスペースで  
お子様と一緒に安心して  
ご相談いただけます♪

専門スタッフによる  
予約相談ができます。

オンラインによる  
お仕事相談も  
できますよ！

お子様連れでの  
来所もOKです！

子育てしながら  
働きやすい  
求人のご紹介。



〒150-0002  
渋谷区渋谷 1-13-7  
ヒューリック渋谷ビル3階  
TEL:03-3409-8609  
開庁：平日9時から17時(土日祝休み)  
<https://jaito.mhlw.go.jp/tokyo/mother/>

## 起業を考えている方・起業をしている方に

らぶらすの女性起業支援事業は、「学び」「実践」「ネットワーク」の3つの柱で、女性起業家を応援しています。

### 「学び」:起業講座

講座・事業名等	内容	対象	時期	お問い合わせ先
起業支援講座	起業にあたっての心構えや、事業コンセプトの確立やウェブを活用した事業の展開を学びます。	起業を考えている女性 ／ 起業している女性	年1回程度で 実施予定 (連続講座)	男女共同参画センター らぶらす Tel.03-6450-8510
起業ミニメッセ 出展準備講座	起業ミニメッセ出展に向けて、接客の仕方、商品ディスプレイ方法等を学びます。先輩出展者から出展した際の体験も聞きます。	起業ミニメッセ出展者	毎年10月頃	男女共同参画センター らぶらす Tel.03-6450-8510

### 「実践」:起業ミニメッセ

起業ミニメッセに出展するためには、起業ミニメッセ出展のための応募が必要になります。  
詳しくは、らぶらすのHPをご覧ください。

講座・事業名等	内容	対象	時期	お問い合わせ先
起業ミニメッセ出展	女性起業家の実践の場です。ブース出展の他、ワークショップ・セミナーを開くことができます。 ブース出展: 来場者に商品の販売、事業の紹介を行います。 出展することで、事業の確立、継続するための方策を学ぶことができます。期間中は、出展者自身が、接客の実践、商品告知等自分の事業をアピールするワークショップ・セミナーの機会を提供します。	起業している女性/ 起業を考えている女性 ／ 起業をめざす女性	毎年11月頃	男女共同参画センター らぶらす Tel.03-6450-8510

### 「ネットワーク」:女性起業家交流会

講座・事業名等	内容	対象	時期	お問い合わせ先
女性起業家交流会	世田谷で活躍する先輩女性起業家の起業ヒストリーを聞き、語り合います。女性起業家同士の交流・情報交換の「場」、勉強会・相互連携事業の開拓の「場」として活用してください。	起業をめざす女性/ 起業している女性	年2回程度で 実施予定	男女共同参画センター らぶらす Tel.03-6450-8510

## コワーキングスペースを探している方に

お子様を預けている間や、お子様連れで働けるコワーキングスペースをご用意しています。  
※性別を問わずご利用いただけます。

講座・事業名等	内容	対象	時期	お問い合わせ先
子ワーキングスペース チャチャチャ	保育施設等にお子様を預けている保護者の方が、デスクワークを行う場としてご利用いただけます。 ※予約制 ※ワーキングスペース内に保育施設はありません ※三茶おしごとカフェに併設	中学生までの お子様の保護者等 で区内在住の方	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)	(公財)世田谷区産業 振興公社 Tel.03-3411-6604
ワークスペース ひろば型	子どもの近くで、ゆるやかに働きたいというニーズに応えた「ワークスペース」と「一時預かり」が併設された「おでかけひろば」です。お子様を預けながら、同じ施設内でデスクワーク等ができます。 ※予約制 ※ワークスペースだけの利用はできません。	区内在住で 生後4か月～3歳 (未就園児)までの 子どもを預け、 ワークスペースを 利用したい方	月曜日～金曜日 10:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	子ども家庭課 Tel.03-5432-2569



# 就業関連相談

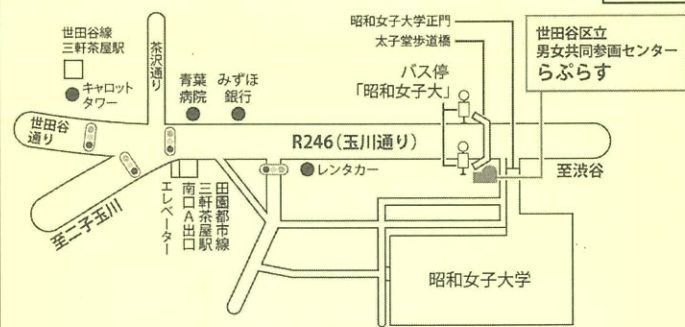
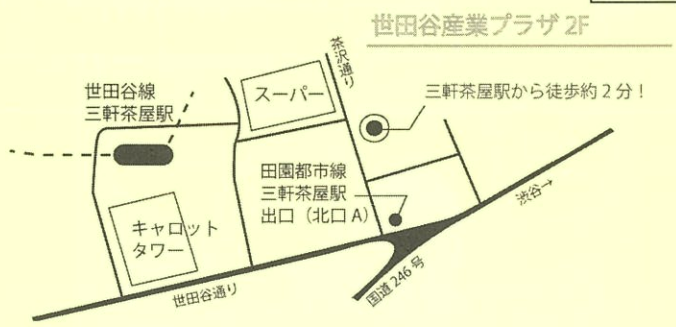
## 男女共同参画センターらぷらす(世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課)

相談名	対応内容	対象	日時	予約	お問い合わせ先
女性のための働き方サポート相談(面接又は電話相談)	女性が働くことに関して、ライフステージに応じた悩みや課題があります。転職・再就職、キャリアアップ、職場環境、経済的自立への計画、育児や介護との両立など様々な相談に応じます。	女性	第1・3火曜日 第2・4土曜日 10:00~16:00 (13:00~14:00を除く)	予約制	予約 TEL03-6450-8510 ※面接相談は保育あり(要予約)
女性のための起業・経営相談(面接又は電話相談)	創業支援の専門家が起業・経営に関する様々な相談に応じます。	起業をめざす女性/起業している女性	毎月第4木曜日 13:00~17:15	予約制	予約 TEL03-6450-8510 ※ファクシミリ・メールも可
シンママカフェ~シングルマザーのためのグループ相談会~	ひとり親家庭相談員の進行により、シングルマザー同士で日ごろの悩みや気持ちを共有し、課題に向けてのステップを考えます。	シングルマザーおおよびその予定のある方	偶数月第2土曜日 14:30~16:30	予約制	予約 TEL03-6450-8510 ※ファクシミリ・メールも可 ※保育あり(要予約・先着順)

## 三茶おしごとカフェ

相談名	対応内容	対象	日時	予約	お問い合わせ先
おしごと相談(30分)	キャリアカウンセラーが求職活動の仕方や応募書類の書き方の相談をお受けします。	求職者・就労者	月曜日~金曜日 9:00~17:00	予約不要	お問い合わせ TEL03-3411-6604  予約 三茶おしごとカフェのホームページ「お問い合わせ」からお申し込み下さい。
キャリアカウンセリング相談(50分)	キャリアカウンセラーとカウンセリングルームでゆっくりご相談ができます。	求職者・就労者	月曜日~金曜日 10:00~17:00	予約制	
メンタルケア相談	就職活動や職場での悩みや不安を抱えている方の相談をお受けします。	求職者・就労者	毎週月曜・木曜日 10:00~14:45	予約優先	
社会保険・労働相談	労働条件、パワハラ・セクハラなどに関する相談をお受けいたします。	求職者・就労者・事業主	毎週火曜・金曜日 13:00~17:00	予約不要	
内職相談	区内在住で内職を探している方のための相談窓口です。	求職者	月曜日~金曜日 9:00~17:00	予約不要	

# 施設紹介・お問い合わせ先

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす	三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター)
〒154-0004 世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3~5 階 ご利用時間 9:00~22:00 月~日曜日 〔毎月第3月曜日(月曜日が祝日・休日の場合は翌日)、 年未年始(12月28日~1月4日)、特別整理期間を除く〕 TEL 03-6450-8510 FAX 03-6450-8511 HP <a href="http://www.laplace-setagaya.net">http://www.laplace-setagaya.net</a>	〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 2F ご利用時間 9:00~17:00 月~金曜日 〔祝日・休日・年未年始を除く〕 TEL 03-3411-6604 FAX 03-3411-6690 HP <a href="https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html">https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html</a>
 <p>HPはこちら▶▶▶</p>	 <p>HPはこちら▶▶▶</p>

令和5年度 世田谷区

# 男女共同参画先進事業者表彰 募集しています

世田谷区では、仕事と家庭生活との両立支援や、女性の活躍推進などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。  
性別を問わず、誰もがいきいきと働き続けられる環境を整えることは、人材確保や持続的な成長にもつながります。  
会社PR等に活用してみませんか？

広げよう可能性 踏み出そう一歩

募集期間

令和5年5月1日～6月30日

受賞者の声

優秀な人材を  
採用できるよう  
になりました

組織の活性化に  
つながりました



男女共同参画先進事業者表彰  
受賞事業者紹介

— 女性の活躍と誰もが働きやすい職場づくり

女性従業員の  
意欲向上に  
つながりました



受賞事業者には…

- ★表彰状と副賞（楯）を贈呈します。
- ★取り組みを、区のおしらせやホームページ等で広く紹介していきます。
- ★受賞したことを、会社のホームページや名刺等で紹介することができます。

## 表彰対象事業者

区内に事業所がある従業員数がおおむね 300 人以下で、次のいずれかに該当する会社その他の団体

### 1 仕事と家庭の両立支援のために、積極的に取り組んでいる

例：休暇取得や勤務日の振替などで、子どもの急病などに柔軟に対応できるようにしている。

### 2 女性の活躍推進や管理職等への登用などに、積極的に取り組んでいる

例：建築士の免許を持つパート(女性)を社員登用し、「建設業」の業種を新たに取得した。

### 3 多様な働き方を推進し、誰もが働きやすい職場環境を整備している

例：慶弔休暇や結婚祝い金を同性パートナーも取得できる。

本人の希望による非常勤への転換及び常勤への復帰の実績がある。

## 応募方法

自薦・他薦を問いません。

応募用紙に必要事項を記載の上、

**オンライン手続き、持参、郵送またはファクシミリ**でご応募ください。

応募用紙は世田谷区のホームページからダウンロードできます。

書類提出・お問合せ先

世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

TEL: 03-6304-3453 / FAX: 03-6304-3710

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3 階

受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

### 世田谷区ホームページ

具体的な取り組みの例を紹介しています。

オンライン手続き、応募用紙のダウンロードができます。

世田谷 男女共同参画 表彰

検索



<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/008/001/d00030716.html>

## 受賞事業者の取組み

令和元年度実施 受賞事業者と取組み内容の一部ご紹介	
事業者名	取組み内容（抜粋）
株式会社ファイブスターズ （世田谷区池尻）	「家族愛」を企業理念に掲げ、「社員を大切にすることが顧客への良いサービス提供に通じる」との考えのもと、男女ともに働きやすい環境づくりを実践している。
株式会社キティクラブ （世田谷区瀬田）	「女性活躍支援」と「社会貢献」に注力して社員が誇りに思える会社づくりを実践し、社内での意見交換を通じて働きやすい職場作りを推進している。
有限会社スパンク （世田谷区桜丘）	「新しいママさんの働き方革命」をキーワードに、「ママオウエンプロジェクト」事業として、働く場と仕事と託児をセットにし、地域に密着した働き方、家族との時間を優先した働き方を実現している。
株式会社ウェリナ （世田谷区下馬）	会社の使命や社員の行動指針をまとめた「クレド」にワーク・ライフ・バランスの推進を明記し、取組み具体化のためのディスカッションを実施している。

令和4年度実施 受賞事業者と取組み内容の一部ご紹介	
事業者名	取組み内容（抜粋）
神興建設株式会社 （世田谷区池尻）	女性の現場監督を継続的に採用し、女性の比率が低く一層の活躍が期待されている建設業の中で、女性技術者の採用と育成に成功している。
社会福祉法人 大三島育徳会 （世田谷区鎌田）	キャリアパス制度を導入して昇任要件を明確化し、性別にかかわらず公平な評価を実現している。

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を休止しています。

取組み内容の詳細、平成30年度以前の受賞事業者は、世田谷区ホームページからご覧ください。

## スケジュール

応募〆切	選考期間	受賞者決定	表彰式
令和5年 6月30日	令和5年 6月～8月	令和5年 8月(予定)	令和5年 10～11月(予定)

\* 応募書類とヒアリング（訪問調査）により選考いたします。

# 男女共同参画は、困難な時代を乗り越える武器になる。

仕事と家庭の両立支援、テレワーク等の多様な働き方の導入など、従業員が働きやすい環境を作ることは、変化の激しい現代社会でも、事業者の発展に役立っています。

## 国や都における事業について（紹介）

### 表彰・認定

#### ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働省）

仕事と育児・介護を両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる取組を行う企業をファミリー・フレンドリー企業として表彰する。

#### えるぼし認定（厚生労働省）

女性活躍推進法では、行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

### 講座・セミナー

#### 公開講座（東京都）

一般都民を対象に男女平等参画に関して、法制度、職業、メディア、生活など多面的な切り口でテーマを設定し講座を開催する。

#### 経営者懇談会（東京都）

雇用の分野における男女平等参画を促進するため、事業者団体への情報提供を行うとともに、事業者や人事担当者等が意見交換を行う場として、基調講演やパネルディスカッションを実施する。

### 人材育成

#### 男女平等参画リーダー講座（東京都）

社会の様々な場において男女平等参画を推進する立場にある者を対象に、必要な基礎知識や技能取得の機会を提供し、それぞれの場所でリーダーとして活躍する人材を養成する。

## 世田谷区立男女共同参画センターらぶらすについて

### 「らぶらす」は男女共同参画社会実現のための拠点施設です

らぶらすでは、事業者向けの出前講座を実施しています

ワーク・ライフ・バランスや性的マイノリティ理解など、講座の内容はご相談に応じます。

誰もが働きやすい環境づくりのために、らぶらすの出前講座をご活用ください。

講師派遣は無料です。

詳細はらぶらすホームページをご覧ください。

<http://www.laplace-setagaya.net/>

〒154-0004 世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3～5 階

TEL : 03-6450-8510 FAX : 03-6450-8511



《お問合せ先》世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3 階 TEL: 03-6304-3453 / FAX: 03-6304-3710

世田谷区立男女共同参画センター

# らぶらすの夏

# 自習室始めました!

7月21日から8月31日まで中学・高校・大学世代の方に自習室を開放します!  
この夏、らぶらすへ来てみませんか?!

三軒茶屋から  
徒歩7分

駐輪場

Free Wi-Fi  
あります

土日も開放

自習室が使えるんだ!  
夏休みはらぶらすで  
勉強しようかな!



本や雑誌を読みながら  
ゆっくり過ごせるんだね!

色々な講座、  
イベントが  
あるんだな~!

らぶらすとは?

性別に関わらず、自分らしく  
個性や能力を発揮できる  
男女共同参画社会を目指す  
ための拠点施設です





# 男女共同参画センターらぶらすで できること

## 自習室を開放しています！



7月21日から8月31日まで研修室を自習室として開放します。  
らぶらすでのびのび勉強しませんか？！  
また、勉強に疲れた時は活動コーナーで本や雑誌を読んだり、息抜きができます（活動コーナーは飲食可）。

**利用 午前9時～午後9時30分  
時間（中学生は午後8時まで）**

## 活動コーナー&情報・交流コーナー



活動コーナーでは、本を読んだり、勉強をしたり、パソコンで作業するなど、自由に過ごすことができます。  
このスペースでは飲食が可能です。また、情報・交流コーナーでは、男女共同参画に関する情報を収集することができます。

## ライブラリー



らぶらすには、男女共同参画に関する2万冊以上の蔵書があります。  
ファッション雑誌やグルメ雑誌なども用意しています。  
好きな本や雑誌を手に取り、ゆっくり自分の時間を過ごしてください。



駐輪場の利用について

駐輪場を利用する場合は、ビル3階の受付までお声掛けください。

らぶらす  
施設案内  
については  
こちら→



自習室  
については  
こちら→



講座・イベント



相談



Free wifi

上記以外にも講座・イベント、相談等の事業を行っています。  
グループ活動やその他ご不明な点はお問合せください。

**世田谷区立男女共同参画センターらぶらす**

世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階  
電話：03-6450-8510 FAX：03-6450-8511